矯正図書館

刑政

第五十二卷　三月號　第三號

戸外作業に關する一考察（巻頭言）　河邊湛然　二
作業事務に就て（一）　椎名通藏　四
少年福祉より見たる斷種論の文化的意義（五）　市川秀雄　元
行刑奉公三十八年（一）　戸田作造　三
川越兒童保護學校寺光忠　四
司獄官制度因革略（一）　辻敬助　五
アノソフ教授の「生來性犯罪人說の歷史」　槇松正　六
第十二回刑法竝刑務會議議題　日沖憲郎　七
獨逸行刑制度に於ける刑事生物學部（二）　エドガール・シユミット　八
海外時報　九
資料アメリカ行刑管理　九
人間として、國民として、官史として、刑務官としての自己の自覺　吉益俊次（談）　一四
○敍任辭令　○訓令通牒

財團法人　刑務協會發行

矯正図書館

刑政

三月號

第五十二卷
第三號

戸外作業に關する一考察

河邊湜然

行刑が規律と秩序とを强制し、作業と義務の履行とを馴致し、道義的に、鞏固な意思を具へしめ、犯罪行爲に因つて、不忠實なものになつた國民協同體の一員を、國民協同體の爲めに、回復しようとする任務である以上、行刑の主たる內容をなす作業に、此の任務を完全に達成せしめなければならない。從つて作業は教養的、經濟的、衞生的價値の大なるものを用意せらるべきである。そこで、興味なく、人心を倦ましめ能率の減退を來たし、受刑者に對しては、無益の苦痛となり、國家については、勞働を無益に浪費すると言ふ樣な作業、更に進んで、能率の減退と、怠惰の惡習とを助長するが如き作業は教養的價値なきものとして、全然排斥すべきである。又受刑者は國民協同體の一員として、復歸し、經濟市場の共存者とならなければならぬ、故に復歸後の生活の資として、良く訓練された、技能と健康とを賦與せらるることを要する、之れ卽ち刑務作業が、經濟的、衞生的價値の大なるものであらねばならぬ所以である。

戸外作業、就中、農業、牧畜、開墾、土木等は强制保養とまで稱せられて、刑務作業中眞に衞生的代表のものであり、又極めて教養的價値の豐富なものである。

私は去る二月酷寒の際、M地整地工事を始めとして、北海道各地に實施せられてゐる、泊込作業なるものを順次視察をしたが、その感激の念今尙ほ新なるものがある。零下三十度の酷寒、積雪數尺、眼も開けやらぬ猛吹雪の中に、敢然と戰つてゐる受刑者の何れもが、赤銹の顏色をなし、元氣潑剌として、作業に餘念なく、修養にいそしみつゝあるは、抑も何を物語つてゐるものであらうか。讀者は直ちに、わが監獄法第二十四條を想ひ起こさるゝことであらう。

獨逸に於ても、自由刑執行に關する原則中に、戸外に於ける勞働の供給、特に農業勞働又は、荒蕪地開發の爲めの勞働には特に重きを置かなければならないと言ふことが言明してある。プロシヤに於ては一九三四年受刑者中その六十パーセントの失業者を出し、作業の缺乏に苦しんだ結果、竟に、大規模の荒蕪地の開墾に乘り出し、數千人の受刑者を、數年に亙つて、出役せしめ、エムスランドの沼澤地の開墾に著手して、非常な成功を納めてゐるのである。

さて、戸外作業を實施するに當つては、全然、異なつた任務に直面させらるるのである。

人里遠く離れた、廣漠たる山野で、就業する者に對する行刑には、餘程、愼重なる配慮を拂はねばならない。戒護に、教化に、將亦給養に、醫療に、就中、戒護の充實、徹底、嚴肅は、その最も重要なる考慮であらねばならない。若し、それ、泊込作業に於て、妥協行刑と言ふ文字が許され、且つ、苟にも、そが存在するならば、所詮は、作業の一大失敗であるのみならず、行刑の自殺と言はねばならぬ。北海道の過去の泊込作業が、動もすれば、此の弊に陷つてゐたと言ふことを聽いてゐる。私は今回の視察に於て、此の點に深く鑑み累進處遇令の適用を勵行してゐる、二、三の泊込作業場を見て、大いに意を强くしたことであつた。

次に土木、開墾等の戸外作業には、特に、その指導精神を鮮明ならしむる要がある、卽ち一塊の土、一掬の砂を運搬するも、國民の一員としての微力を國家に捧ぐるの熱意に燃えしめ、受刑者の自主と、責任の自覺とを取り戻さしむることを目標とせねばならぬ、此の指導精神の徹底が有つてこそ、戸外作業に教養的、經濟的、衞生的價値の存在が認められ得るに至るのである。M地整地工事の樣に事業の主體が官公衙なる場合に於て、特に之等の價値が發揮せらるるのである。反之、民營事業や、又受工業の如きは、受刑者の安價な勞力を搾取せらるるものだとの批難がありに排斥すべきものと信ずる。

現下東亞新秩序の維持、長期建設の各種施設の爲に土地に對する渴望は、頓に增加し、敏速に、廣大なる地域を開墾する必要に迫まられてゐる際、教養的意義を充分に發揮すべき好機會か戸外作業に與へられて居る。受刑者として、銃後の一員として、微力を國家に致さしめ、他日國民協同體の善きメンバーとして、復歸せしむることに努力すべきである、斯くして、戸外作業の衝に當るものは、公私の混淆を絶對に避け、戒護の適正に重點を置き、受刑者をして、規律と秩序とに慣れしめ、義務の履行に必要なる、强固なる意思の鍛鍊に過進すべきである。

作業事務に就て（其の一）

椎名通藏

一、前言

生産擴充と統制管理を特色とする現代の産業界に於て刑務作業獨り舊の如くなるを得ない。年と俱に大體次の様な趨がその推移として認められる。

一、利用　民用から官用殊に軍需へ
二、註文量　小口から大口へ（年度契約的註文）
三、就業相　平常就業から緊急就業へ
四、經營形態　各所の自由經營から統制經營へ
五、製作規格　個別的寸法製作から規格的大量生産へ
六、製作技術　手工業から機械業へ
七、工程　單獨操業から分業操作へ

長火鉢や食卓を作り評價委員を煩はしてそれぞれ賣價を決定して居つた時代とは餘程の距りが出來て來たのである。以上の狀勢に順應してその都度之に關する通牒訓達が定められたのであるが作業事務の體系的處理即ち受註から成工交付に至るまでの作業事務取扱としては依然作業章程に依ることになつて居る。然し乍ら制定當時今日の刑務作業を豫想せざりしやに見ゆる章程の規定を以て依然現在の作業事務の整理を律することは無理がある。現實の必要は章程に多くの補足的規定や又は根本的に即ち主義的に相異なれる條項の制定を求むる。斯様な實際の必要から昨年十月一ツの所內規程を作り作業事務を取扱ふことにした。素より章程の立法精神を酌み成るべく實際の取扱に即することに努め而も作業事務の本筋にのみ關するものであつて不完全のものである。本稿はこの所內規程の說明を中心として書き隨所に若干の私見を加へたゝ多少なりと章程改正を念はるる方々の御參考ともならば望外の幸である。

二、作業課の分科（事務分配）

章程に規定する作業經營の職能組織としては只作業命令官、作業擔當者の三者あるばかりである。（外に通牒を以て分任物品會計官吏の存在に觸れてあるが）事業經營の成敗が如何にその活動組織の整備如何に拘はるかは言ふまでもない。一見迂遠又は餘分に思はるるものでも拔き去り難き一本の楔として全機構の上に重大なる役割を持つものである。前記の職能組織は現在の刑務作業經營上眞個最少限度のポストであつて之をプランに取つて見るならばホンの見取圖である。勿論規定の存否に拘はらず作業運營の必要から色々の部署や機關が實際に設けられてある。けれども所謂便宜的存在であつて組織的構成の一部を成して居ないからにはその活動も充分に期待し得ない理である。尙部署定まつて後之を充たす人が得らるべきであつて斯くして始めて所要人員又は定員及びその所要人材が決定せらるるのである。收容者幾人に對し幾人の職員と云ふが如き人的配備觀念は最早現代のものではない。所內規定は作業の八係分科を定めた。

第一條　作業事務ノ分掌ハ別表ニ依ル

別表

作業課事務分掌

一、作業課ヲ庶務係、規格係、購入係、生産係、勞務係、倉庫係、成工係及ビ發送係ノ八係ニ分チ各係ニ係長、主任及ビ係員ヲ專屬ス

一、各係ニ付定メザル又ハ定メ難キ事務ハ庶務係ノ擔任トス

一、各係ノ分擔事務左ノ如シ

庶務係

一、註文受付　一、統制部トノ交涉　一、原簿發行　一、成工報告ノ受理　一、原簿ノ檢查　一、管理板ノ整理

一、作業指定ノ準備　一、作業力ノ按配、技能登錄竝移受送　一、作業課員ノ諸願届書類ノ受理　一、郵券ノ取扱竝作業ニ關スル通信事務　一、豫納金ノ收受　一、其ノ他他係ニ屬セザル事務

規格係

一、見積　一、設計

購入係

一、作業資材ノ發註買入　一、製素品ノ出納簿登記　一、豫算差引簿ノ登記　一、製品ノ販賣　一、不用品ノ書留及處分

生産係

一、實地指導　一、現場監督　一、製品檢查　一、製素品ノ受渡　一、能率增進ノ研究　一、不用品ノ發生報告

一、餘剩材料ノ整理報告　一、材料ノ購入請求

勞務係

一、勞力管理（動員）一、技能者ノ訓練養成　一、科程ノ調査研究　一、工程管理（機械ノ配置、分業）

倉庫係

一、製素品ノ出納保管　一、請求材料ノ引當　一、器具機械ノ出納保管

成工係

一、素品ノ使拂登記　一、人工日課表ノ整理　一、作業原簿ノ記帳　一、成工報告

發送係

一、現品搬出入ノ書留整理　一、出門證ノ整理

以上は決して理論的のものでなく現地卽應の分掌である。例へば購入係は金錢會計系統の事務を掌るべきであるにかかはらず製素品の出納簿登記をやつたり製品の販賣をやつたりするが如きである。これは係員の勤務場所と製品倉庫の位置との關係など決定條件となつて居る。分擔事務に付ては說明の要もないが物品出納を掌る職任に付て聊か所見がある。物品會計官吏の職責は物品會計規則第四條第十條に明かなる通り物品の出納保管であつて卽ち物品の保管と受入命令（保管歸屬……納）及び拂出命令（保管離脫……出）の實行がその職責である。換言せば物品會計官吏の職責は何が保管歸屬の物品であるかが定まつた時に始まり拂出の完了に終はるのである。故に出納の權義を設定し受入又は拂出命令の發動を求むる準備を爲すこと例へば購入に付て見れば公入札をやつたり亦は見積書を徵したりすることは物品會計官吏の當面の職責ではない。拂出の場合に於ても同樣であつて例を製品の見本拂にとつて見る。新規註文招致の準備としてある製品の見本拂を爲す場合に於て見本品の拂出決議を求むることは分任物品會計官吏の當面の職責ではない。事實斯の如き拂出の必要ありや否やの如き問題は分任會計官吏の關知せざるを常とする。見本拂すべしとの拂出命令を實行するのが分任物品會計官吏の職任である。故に材料の購入に付て買付け價格が市價に比し著しく高價であつたとか見本の贈與先が妥當な向でなかつたとか云ふ批難に對する責任は物品會計官吏としては之を負は

ぬのである。物品會計法規上其の責任を問ふべき根據がない。以上の如く物品會計官吏の職務範圍は洵に明瞭であるに拘はらず物品の出納命令に先行する事務までも當然物品會計官吏の職責であるかの如く取扱はるるのは一は實際上の便宜と作業品の分任物品會計官吏に付ては特に大正二年九月の監甲第八五九號通牒があつたからと思ふのである。然しよく讀んで見ると同通牒は敢て物品會計官吏の職務範圍を物品の出納保管以外に擴張したものではないのである。只作業品の出納保管を司る者に購入事務までも併せて取扱はせやうと云ふのであつてこの通牒の解釋に禍されて物品會計官吏は當然物資の購入までもやらなければならぬと斷ずるは不當である。前示の責任に關する事例の場合それは分任物品會計官吏として責任を問はるるのでなく作業課勤務の購入事務を擔任する看守長として又見本拂の場合は分任物品會計官吏としてでなく作業課長として責任を負ふべきである。責任のない處に職責があり得ない。小規模の經營に於ては分任に當る人が材料の購入を擔任することは便宜であるが數百萬圓の就業費豫算を以てする經營に於ては分任は須らく本來の職分即ち倉庫事務の執掌に立返り購入方面に付ては別に主任者を定むべきである。即ち購入と倉庫の分立を制度の上にも運用の上にも確然たらしめなければ整然たる作業事務の遂行を期し得ない。さもないと分任はその主力を購入に傾注する形となり交付命令の執行の如きは只事後の形式的事務としか認めない情勢を致すのである。作業材料の一括交付、倉庫を素通りして作業場に山積する材料の所在と云ふが如き現象は勿論その一半の原因として收納設備の不充分や從業事務員の不足等を認めなければならぬが根本の要因は分任をして本來の職務でない購入事務に專念せしむるからである。同樣の事態が材料の交付に付ても言はるる。即ち作業課の分科が貧弱である爲め多くは作業課長を受領者として交付命令を執行して居る。勿論章程第三條の改正理由書には所謂三條の作業主任と刑務所事務分掌の作業主任とは別個のものであるとは爲して居るが後段この一人二役を相當として居る點に異論がある。事務分掌に謂ふ作業課長又は作業主任の作業はインダストリーで章程第三條の作業主任の作業はマニュファクション即ち生産とか製作の意義に解すべきもので作業經營の組織體系としては全然別個のポストである。斷じて一人二役を許さず亦許すべき筋合のものでない。然しそれも長火鉢時代の刑務作業ならば格別であるが。作業課長は是等購入、倉庫又は生産等等各部署を總攬する地位にあるのである。材料の受領者は章程第三條本來の趣旨に從ひ當該作業の生産主任又は係長であるべきである。ここにも分科を欲する。次に以上の如く八係分科の組織を採つて見ると工場擔當看守の地位如何が問題となるがこれはその工場の全面的管理と云ふ職責から事實的に決定せらるる。即ち戒護の全責任の外に生産、勞務兩係の事務の中技術者の專管以外のものを主管するものであつてこの關係は敎化、衞生に付ても同樣の次第である。章程第三條の作業擔當者は原則として技術者を以て之に充てない。

斯樣な八係分科の建前から人的整備の現狀を見ると現在の職員を以てしては充分に各ポストを充たし難い事が領得せらるる。例へば庶務係、購入係及び倉庫係には夫々係長として專任の看守長を要するが如きである。各係の分掌事務に付ては特に說明すべきものがないが二三を附言する。

成工係は多分の刑務所に於て所謂計算場と稱へ作業原簿の成工結末を其の仕事とする一部署であつて堪能なる受刑者を集めて之に當たらしめて居るのであるが受刑者の使用は要するに計算書記の勞務を彼等をして代辨せしむるのであつて成工係の本分的事務は主任者たる職員が充分之を承知せねばならぬ。さもないと收拾し得ない混亂狀態を致す事になる。次に庶務係の擔任事務の一である技能登錄と管理板であるが前者は勞働力活用の合理化をその目的とするものであつて國家總動員法第廿一條の職業能力の登錄とその趣旨を一にするものである。登錄カードは夫々主管の管區事務所に於て整理されてあるがカード登錄の技能が果して妥當なるものなりや否やは事實日々彼等の作業振りを監督して居る擔當看守諸君や關係技術者の認定に俟つものであるから若し其の非を認められた場合は早速記錄の訂正を求むる等敏活なる措置に出で技能登錄制度の運用を完からしむるやう注意を要する。管理板は現在施業中の作業命令

を一目して承知し得る爲に設けた一覽表であつて作業現場と隔たる事務室に揭げられてあるが擔當看守に於ても時々機會に於て就て一覽し自己主管工場の作業命令と對照し製作の進行度や成工期日等を照合し作業の進行に遺算なきを期すべきである。大略以上を前置きとして以下逐條說明を加へる。

三、作業事務取扱規程

○事務分掌

第一條 作業事務ノ分掌ハ別表ニ依ル

前に八係分科に付き述べたところである。

○作業命令ノ發行準備

第二條 作業課長ハ引受見込ノ註文ニ付見積書（第一號樣式）ヲ作成スベシ

見積書が商談の成否に關する重要資料たる事は言ふまでもない。是處に云ふ見積書は事前の原價計算であつて所載の人工材料の如何は勞力按配から在庫資材の利用延ては就業費豫算の帳尻に影響するのである。特に規定する要なきが如くに見ゆる本條を何故規定したか。勞力や材料の準備に關する點は前述の如くであるが別に二點の考慮すべきものがあるからである。本條の趣旨は章程第四條と同一であるがその趣旨を實地勵行せしめんとするのが目的の一である。卽ち商取引の實際に卽せんが爲である。昨今『要り次第』の價格で物の製造加工を註文する向は滅多にない。若しありとすればそれは有閑有産階級者の趣味品位のものである。價格の協定は契約締結の要件でその價格の算定が所謂原價計算である。『要り次第』而して事後の評價と云ふが如き態度は今の刑務作業に通用しない。『事後の評價より事前の見積り』でなければならぬ。本條設定の第二の事由は白紙命令發行の排撃

である。實に章程第四條に示すが如く所定の記載を爲し然る後作業命令を爲すべきであるが之を爲すには今の作業原簿は動的たるべくして靜的ならざるを得ざる存在である。作業原簿の本質を如何に認識すべきかは後に說くとして工作に約一ケ年を要する如き大量作業命令にも依然その原簿に原價計算書的意義を附するのは妥當でない。亦實際原價計算を事前に原簿面に記入する必要はないのである。にも拘らず之を爲さんとするところから白紙原簿の發行が始まる。その危險さは特に言ふまでもない。見積書の原價內譯中電動力に付き一言したい。刑務作業に於ける原價の要素は今の處賃銀と用品價格であつて用品なるものは主要材料（素品）と消耗品、而してその何れもが直接製作に消費せらるる資材に限られてある。所謂間接コストに屬する燃料、動力、機械の損耗の如きは原簿の內譯を爲して居らぬ。が然し機械の原價償却と云ふが如き問題は暫く措くとしても機械業の進步とともに操業の原動力に關する費用卽ち電力とかガソリンとかの經費を原價內容として組入ることは最早時機尙早ではないと思ふ。機械力卽ち勞力である。從而動力料卽賃銀と云ひ得るからである。電力料を如何に個々の命令に割當すべきかに付ては色々の原則もあり亦工作の種類に依つても異なるが要は一定の割合例へばその工場の一日の生產量と工場設備の所要電動機馬力從而電力料との割合を定め長期に亙る不斷の檢討により正確なる單位料金を見出し之を活用するのが最も手近かな方法であると思ふ。尙本條の見積書は所內限りの書類であつて門外不出、部外祕の取扱を爲すべきものであつて註文者の要求を容れその儘提出すべきものでない。ウツカリ註文者に提出して單價設定の建前や回收率步合を先方に知らしめた實例もある。

第三條 見積書所要材料欄ハ標準表ニヨリ記載スベシ

標準表ノ設定ナキ新規註文ニ付テハ其ノ都度標準表ヲ作成シ所長ノ決裁ヲ受クベシ

同一の註文品に付き受託の都度見積りをやる必要はない。作業章程第七條と同趣旨である。

○作業命令ノ發行

第四條　註文ノ引受確定シタルトキハ庶務係ハ左ノ手續ヲ爲スベシ

一、註文臺帳（第二號様式）及管理板ノ記入

二、作業副命令票（第三號様式）四通ヲ作成シ（見積書ヨリ轉記）之ヲ購入係、倉庫係、生産係及成工係ニ送附スルコト

三、作業原簿ニ所定ノ記入ヲ爲シ作業副命令票（丙）ヲ添付シテ所長ノ認印ヲ受クルコト

四、決裁ヲ受ケタル作業原簿ヲ成工係ニ送附シ成工係各主任ヲシテ註文内譯簿（第四號様式）ニ轉記セシメ發送係ヲ經由シテ成工係計算主任ニ廻付セシムルコト

原簿ハ庶務係之ヲ保管スベシ

作業命令の發行準備が完成すれば白紙原簿の發行敢て意とせずである。如何となれば更に詳細なる計算設計が見積書によつて承知し得るからである。然らば見積書所載の事項を原簿に轉記して作業命令を求めたらよいではないかと主張する向があるかも知れんが然し其處は一寸前述した通り作業原簿の性質問題から出發してかからぬと解決出來ない。現行章程改正以前には工場作業簿と云ふのが原簿の外にあつた。普通民間で用ゆる仕上票又は成工票と云ふが如きものであつて之は現場用のもの即ち所要人工、材料を製作の過程に伴れ登記し成工と共に締め切り之を以て成工報告に代へ原簿は之より轉記して完結されたのであつた。即ち原簿は是種の動的書類であるべきか又は工場作業簿より淨書轉記せらるるが如き事後の總決算的書類と見るべきかが問題である。原簿一元主義か或は之を最後的記錄として取扱ひ其の間に實際に卽して働く傳票類を認むるかの件按である。本條は後段を採つた。從て本條第一項第三號の所定の記入と云ふても命令の輪廓に止まる記入を以て足れりと爲すものである。サテ命令が出た、然しこの命令を只

その工場だけが受取つただけでは仕事にならぬ。恰も打者のヒットが飛んだのをその方向の一プレーヤーのみが知つたのでは野球にならぬと同様である。他のエートが同時に之を知り瞬間の判斷と用意とを以てテイームワークをやらなければならぬ。作業副命令の必要が是處に生ずる。即ち副命令を發行して關係係の協同動作を促す所以である。原簿一本鎗で關係各所に之を廻覽するが如きは到底爲し得ないところであるし亦之を爲せば必ずや各係共副命令的な書留をその係係に於て爲すであらう。所詮同じことだ。副命令發行の第一着の目的は

購入係に對しては　材料を準備せよ購入せよ

倉庫係に對しては　在庫材料の引當をやれ而して材料を交付せよ

生産係に對しては　生産に着手せよ（原簿本來の役目）

成工係に對しては　この命令に關する材料や人工に關する傳票類が爾後送付せらるるから用意せよ

以上である。

尙白紙命令發行たらしめざらんが爲の用意として工場行の副命令票を副へて所長の認印を受くることにした。本條第四號は原簿の納り場所を定めたのである。成工係には註文先別により主任者がある。府中の例では東京工廠、被服廠遞信省其の他等に別れて居るから夫々主管の註文を內譯簿に登記せしめ尙前廣ろではあるが物資の搬出入を擔當する發送係に原簿を廻付してこの仕事に要する材料が近く搬入せらるるぞと云ふことを豫告する建前となつて居る。

第五條　引受ヲ拒絕シタル註文ハ之ヲ註文不調簿（第五號様式）ニ登記スベシ

破談となつた註文の書留簿である。玆に云ふ註文は勿論引受け得る註文に限られて居る。全然やつて居らぬ業種の註文は含まぬ。（然し或は別に口座を設け是程の註文交涉を書留めて置くのも敢て無用ではない。刑務作業に對する需要の反映として）本簿設定の目的は二つ

一、作業經營殊に整備擴充の參考資料たらしむ（時に當局より照會がある。その際の回答資料として）。

二、將來の契約協定の爲の參考資料たらしむ。常得意の註文先殊に官廳であると不調の事由（多くは單價）を正直に知らしてくれる向がある。將來に於ける單價設定の檢討資料として本簿は役立つ。

引受は敢て受身の場合に限らぬ。當方から進んで申込んだ場合卽ち入札に參加した場合のものも同樣書留めて置く。

○材料ノ購入準備

第六條　倉庫係作業副命令票（乙）ヲ受取リタルトキハ左ノ手續ヲ爲スベシ

一、見越購入品差引表ノ拂出欄記入

二、振替在庫品ノ引當

三、振替引當表（第六號樣式）ヲ記入シ之ヲ購入係ニ送付スルコト

四、振替品書留簿（第七號樣式）ノ拂出記入

五、主要素品受入一覽表（第八號樣式）ノ所要見込欄及主要素品拂出一覽表（第九號樣式）ノ品目數量欄ノ記入

追加材料請求票ヲ受取リタル場合ニ於テモ前各號ノ手續ヲ爲スベシ

彈丸が無くては戰爭が出來ぬ。製作命令が出ても材料不揃では仕事に着手し得ない。命令の直後に考慮すべきもの否同時に着手すべきは材料の整備である。本條は作業資材を左の四群に區分して取扱ふことにして居る。

一、見越材料

之を要する特定の製作命令はないが平素この材料を要する註文に接すること多く常時一定量の準備保有を必要とする材料。單一の製品のみを製作する處では恐らく一切の材料買付けは見越してやつて居るだらう。

二、指定（特定）材料

特定の命令に要する材料。委託作業の提供材料は多く特定材料である。が必ずしも然らず。軍需資材の如きは多く見越材料として提供せられて居る。

三、振替材料

甲命令の製作に特定せられた材料の餘剩を乙命令に轉用する場合その材料を振替材料として扱つて居る。餘剩でなく丸の儘他の命令に使用した場合は廣義の振替ではあるがこの場合は代材使用として整理する。振替材料は要するに餘剩特定材料の出納簿殘の集積と見てよい。

四、不用材料

振替材料として置くを迂遠なりとする程用のない材料であつて如斯材料は彼此流用の見地から保管轉換等の處分を爲すべきである。

言ふまでもなく所要材料の整備には第一に在庫材料の引當利用を圖り尙不足ある場合新規購入を爲すのであるが引當の順序は

一、見越材料に殘があれば之を使用する。若し殘量を以て處辨し得ばそれで事足ることとなる。

二、振替在庫品の利用

振替利用すべきものあらば振替引當表に記入して購入係に送付し購入不要の旨を通知し振替使用見込の材料は振替品書留簿の受入欄に登記し交付の都度拂出欄に記入する。

前示の如く材料を四群に區分して整理する外大口製作の命令に付てはその製作に要する材料を主要材料と然らざる材料とに區別して整理する必要がある。それは支障なき作業の運行を期する爲の材料供給の準備と材料の

使拂が均分に行はれ居るや否やを監督する爲のものである。本條第一項第五號はこの趣旨からの規定であつてツマリ主要素品受入一覽票の所要見込欄は作業副命令票(乙)の素品欄（主として）より轉記し若し振替在庫品の引當てたるものあるときは其の數量を現實受入高に登記して所要見込數量と既に受入れたる數量とを常に一見し得らるるやうにし又拂出一覽表の方は現實交付したる都度其の數量を登記して交付狀況を一覽し得るやうに爲して居るのである。兩一覽表に付て特に注意すべきは受入一覽表には委託提供にかかる材料は登記しないことにしてある。如何となれば委託材料の保管責任に付ては今の處金錢保管に於ける歳入歳出外現金出納官吏の責任の如く明確でないばかりでなく大量註文の委託業にあつては提供素品は多く見越提供の形となり從而之を受入の方面に於て兎角區分を立て何號命令の分として一命令毎に受入るる必要がないからである。若し提供材料が特定材料であるならば只材料提供と記入すれば足りる次第である。材料提供の遲滯停頓を監督する建前からならば素品受拂簿を以てしても足りる。然し以上は一の扱方であつて提供材料を所要見込欄に朱書し同時に現實受入高欄に朱書するも妨げない。拂出一覽票の方は之に反し縦へ提供材料であつても直接製作に消費せられた數量であるから拂出の都度提供素品欄を設けこれに掲上せねばならぬ。主要素品拂出一覽表には特に所要見込として一欄を設けて居らぬ。上部の品目數量欄が之に當るのである。本條第二項は製作途中追加材料の請求を受けた場合の規定であつて別に説明の要がない。

所長　作業課長　規格係長　擔任技術員

見積書

工	約號	號
	契番	
	命令番	號

品目		數量		註文先	
引受價格		原價		益金	回收率

原價内譯	材料		
	消耗品		
	賃金		
	運搬力		
	電動力		
	計		

備考

材料及消耗品	品目	數量	單價	金額
	計			

人工及賃金	作業名	人員	作業賃金 一人當	作業賃金 總額

引受總額		

第一號樣式　(B—5)

作業副命令票

甲

購入→務庶

命令番號　　號　　昭和　年　月　日

課長　　係長　　主任

素品	品目	規格	數量	單價		備考
消耗品						

備考欄ニハ引當品ノ數量ヲ記入ス

註文品目	數量	引受總額	註文先	納期
				昭和　年　月　日

購入手續濟　月　日

第三號樣式　(A—5)

註文臺帳

課長						
係長						
受付月日	日　月	日　月	日　月	日　月	日　月	日　月
契約番號	號	號	號	號	號	號
命令番號	號	號	號	號	號	號
納期	日　月	日　月	日　月	日　月	日　月	日　月
品目						
數量						
引受單價						
引受價格						
註文先						
完成月日	日　月	日　月	日　月	日　月	日　月	日　月
調定及納入月日	月　月 日納入　日調定	月　月 日納入　日調定	月　月 日納入　日調定	月　月 日納入　日調定	月　月 日納入　日調定	月　月 日納入　日調定
備考						

第二號樣式　(B—5)

作業副命令票

乙

庶務→倉庫

命令番號　　號　　昭和　年　月　日

作業課長　　係長　　主任

素品	品目	規格	數量	備考
消耗品				

作業副命令票

庶務→成工

丁

命令番號　　號　　昭和　年　月　日

課長　　係長　　主任

品目		數量		註文先	
引受單價		引受總額		納期	昭和　年　月　日

	品目	規格	數量	豫定人工及賃金			
				作業名	人員	作業賃金 一人當	作業賃金 總額
素品							
消耗品							

成工　　月　　日

第三號樣式　(A—4)

註文內譯簿

係長								
受付 月日	日 月	日 月	日 月	日 月	日 月	日 月	日 月	日 月
契約番號								
命令番號								
納期	日 月	日 月	日 月	日 月	日 月	日 月	日 月	日 月
品目								
數量								
引受單價								
引受價格								
註文先								
成工 月日	日 月	日 月	日 月	日 月	日 月	日 月	日 月	日 月
備考								

第四號樣式（B—5）

註文不調簿

課長	月日	品目	数量	見込単価	見込金額	註文先	拒絶ノ理由

矯正図書館

振替品書留簿

課長						
月日						
振替受入 品目						
数量						
單價						
金額						
拂出	月日	月日	月日	月日	月日	月日
出	月日	月日	月日	月日	月日	月日
	月日	月日	月日	月日	月日	月日
	月日	月日	月日	月日	月日	月日
	月日	月日	月日	月日	月日	月日
	月日	月日	月日	月日	月日	月日
	月日	月日	月日	月日	月日	月日
	月日	月日	月日	月日	月日	月日
	月日	月日	月日	月日	月日	月日
	月日	月日	月日	月日	月日	月日

拂出完了シタルトキハ振替受入數量欄ニ赤印スベシ

第七號樣式 （B—5）

主要素品受入一覽表

年度

工　　號

所要見込		現實受入高															
品目	數量	月日	數量	月日	數量	月日	數量	月日	數量	月日	數量	月日	數量	月日	數量	月日	數量

本表ハ一命令ニ付一葉ヲ作成ス

第八號樣式 （B—4）

刑政第52巻第3号

主要素品拂出一覽表

年度

品目＿＿＿＿　數量＿＿＿＿　工　命令番號＿＿＿＿號

月日	數量	月日	數量	月日	數量	月日	數量	月日	數量	月日	數量

聲すら聞くの實狀にあること前述した如くである。しかし、私は、優生的斷種法が、さらに、優生的强制斷種法が現代の世界觀乃至現代の社會思潮より見て、それが現代國家——特に近代國家を以て民族生命體なりと觀念するに於いては——に法律として妥當すべきものであることを、前節までに於いて、論證したつもりである。

優生的斷種法乃至優生的强制斷種法の制定が、いままで、多くの法律學者或は他の科學の學者達から反對をうけ、或は、少くとも、躊躇するの態度をとられて來た原因について考へてみると、それは、いま、率直に、僭越にして、餘りに大膽なる私の臆說を表明することが、若し幸にして私に許され得るならば、多くのいままでのもろもろの學問を研究せられる諸學者達は、生きつゝある人間を、その生けるまゝさながらに、詳言すれば、その不息に流動し、躍進しつゝある生命の過程に於いて把握することに、故らに眼を閉ぢてゐられたからではなかつたらうか。言ひ換へればそれは、不斷に流動變轉しつゝある生命、さうして、またかやうなものとしての人間の生命を、その具體的にあるがまゝの流動變轉の相に於いて諦觀せず、却つて、靜止し、固定せるものとしての相に於いて、抽象的に觀念し來つたがためではなかつたらうか。すなはち、不息に躍動しつゝある人間のさながらの生命を現實的に具體化して把握せずして、寧ろ、之を固定せる靜止的のものとして觀念的に抽象化して把握するに慣れてゐた嫌がなかつたかに思はれる。かくの如きの見地に立つときは、優生的斷種法は、しかく容易に承認し得ないことになるであらう。(註二〇) しかし、いまや、吾々は、生命を、そのあるがまゝの相に於いて、詳言すれば、「生の躍進」といふ生命の眞實の相に於いて、すなはち、不息の流動變轉性と自己超越性との生命の現實に於いて之を止觀し、把握しなければならぬ。さらに、之を端的に表現すれば、いまや、吾々は、生命をその永遠の歷史の流れに於いて、その歷史の流れのままに、之に從つて把握されねばならない。さうして、さらに、生命を歷史の流れに於いて、歷史的に、すなはち、時間的に把握するとともに、また他面、社會的に、すなはち、社會裡の空間的存在の實相に於いて生命を把握せねばならぬ。換言すれば、吾々は、生命を、そのあるがまゝの相に於いて、時間的及び空間的に把握しなければならぬ。(註二一) かやうな見地に立つて、生命を時空の裡に諦觀把握するときは、優生的强制斷種論も之を肯定するにしかく困難ではなくなるのであらう。

從來學者諸家の生命に對する把握がかやうなのとともに、また、いままでの多くの法律學者及び法律家達は、法及び法律といふものを、さらに、その本質を、その固定し、靜止せる相に於いて諦視し、從つて、多くかやうなものとして法及び法律の本質を把握してゐた嫌ひはなかつたらうか。(註二二) こゝに於いては、法及び法律は抽象化して考へられ、觀念論的にのみ理解せられる怖れがある。法理念乃至法律理論が抽象的に、觀念的に思考せられるとき、それは法律を謂はゆる「理の法律」として靜的立場から領解するものである。さうして、それは、法規自體の抽象性と相俟つて、法及び法律の解釋の固定性(非無限性)を形成し易い。(註二三) 事態のかやうなるに於いては、その法律學は觀念的法律學として終始し、生命に卽したる法律學、すなはち、私の謂はゆる「生命の法律學」は遂に把握し得ずして終るべきであらう。(註二四)

嘗て、多くの法律學者達は社會及び社會事象に對し、固定的、靜止的(スタチック)に思考をめぐらし、法律現象を觀念的なる論理の推度に於いて——特に形式論理の推度に於いて——のみ抽象的に解明せんとした。謂はるゝところの「概念法學」「觀念法學」(Begriffsjurisprudenz)とはかくの如きものとせられ、之に對して、社會及び社會事象に對し非固定的、動的(ダイナミック)に思考をめぐらし、法律現象を具體的に妥當的に、さうして、進化的に解明せんとする謂はゆる「自由法運動」(Freirechtsbewegung)が勃興し、これとともに、特にオイゲン・エーアリツヒが謂はゆる「生ける法」(Das lebendige Recht)の把握を唱導して以來、法律學者、法律家達は、社會に於けるこの「生ける法」を探究することになつたことは、あまねく知られてゐることである。(註二五)

これと同様な意味に於いて、いまや、人間に對してもいてのみ思念することなく、不息に流動變轉する生命のあらはれとしての具體的、現實的な實在の生きた人間について思念し、從つて、法及び法律も、人間が生きんがための生命のあらはれとして理解し、さらに、その故に、法及び法律も、生けるものとして、生命の發現として、實にそれ自らに生命あるものとして、從つて、その不斷の流動變轉しつゝある躍進の實相に於ける法及び法律を、そのさながらのまゝに把握せねばならぬことになつたのである。（註二六）語を換へるならば、それは人間の發展する生命のままに、その生命に卽して法及び法律の本質は諦觀せられねばならぬといふことであり、また、法及び法律は人間が生きんがためのものとして、すなはち、人間が生々發展せんがためのものとして、具體的に、現實的に解釋されねばならぬことになつたのである。こゝに於いては、法律の解釋の非固定性（謂はゆる「法律解釋の無限性」）といふことが考へられねばならぬのである。（註二七）かくて、法の理念及び法律理論が現實的に、具體的に、すなはち、時間的に、空間的に思考せられるとき、それは法律を謂はゆる「生の法律」として動的立場から領解するものである。さうして、法及び法律を不息に流動する生のままにまに、生命に卽して、人が生きんがためのものとして、さらに、生の流動變轉性と自己超越性の本質に卽して、「よりよく」生きんがためのものとして觀念し、法律を以て、そのかやうなものゝ現はれとして理解するとき、優生的「强制」斷種法も妥當なものとして、しかく容易に肯定し得るに至るであらう。まことに、それが價値ある、よき法律である限り、その法律は生命及び生命の價値を助長するものであらうし、逆にまた、生命及び生命の價値を助長する法律は、それをよき法律とせざるを得ないであらう。

さもあらばあれ、私は私の謂はゆる「生命の法律學」を强調するのあまり、「生の法律」を過重視し、「理の法律」を輕視するつもりはないことを、誤解を避けるために特に附言しなければならぬ。惟ふに、もろもろの現象、特に生命は理性を超絶して、自らを變轉し得るものではない。それは、絶對理性の現實の體現者としての吾々を考へれば、生命も容易に觀念的な理性によつて導かれつゝあることを考へることが出來るのである。もし、吾々が絶對理性の現實の體現者でないと考へるならば、吾々の生命といふものも極めて意味のない存在に墮して了はなければならぬ。しかし、反對に、そのかゝるものとしての理性も、また畢竟、現實的な生命それ自體によつてのみその表現せらるゝを得るものであり、さらに、之によつてのみ理性の發展が導かれつゝあるものであることを遺却してはならない。まことに、理性と雖も絶對的に無時間的なものではなく、その理性といふものが生によつて導かれ、展開せられるものである限り、それは現實を通して、從つて、現實に卽してのみ展開せられねばならぬものである。かくの如きが、實に、理性の論理である。されば、絶對的に時間を超絶したものとして、理性は生の現實に先行して無時間的に、しかも、超時間的に、永遠に先存して見出だされ得るものではない。從つて、此の意味に於いて、論理も現實に卽して、現實に規制せられつゝ、現實の裡にのみ見出され得るものである。さうして、此の限りに於いて、生の現實は理性、理論を超越して生それ自身を進展せしめて行くのである。（註二八）それは一見非合理主義の如く思はれる。生の哲學がその哲學的性格に於いて非合理主義に立つと謂はれるのは此の故にである。しかし、それは單なる非合理主義ではなく、合理主義を內包して、しかも、それを超出した意味の非合理主義である。（註二九）（註三〇）

さはれ、前述の如く、生命は理性を現實的に體現するものとしてのみ意味を有するものであることを遺却してはならない。理性を表現してゐない生命といふやうなものは、恰も影を伴はない物體の存在が現實的には存在しない如く、現實的生命ではないとせねばならぬ。非現實的な生命、それは、すなはち、生命の死、否な、非生命的な死そのものであるといはねばならぬ。されば、生命たる以上、如何なる生命も必ず理性を表現してゐるものである。理性は、實に、生命に先在して、生命の始原的構成要素であり、理性に媒介せられぬ如何なる生命も現實的には實存し得

ない。かくて、生命も全く理性を超出し、之と絶縁してその生命の進展をはかることを得ない。生命は理性に規制せられつゝ、否な、生命に始原的に先行する理性によつてのみ、さうして、理性を原理として生命の不息の進展を遂げ得るのである。生命は、それ自體によつてのみでは不息の進展、すなはち、生命の自己超出を遂行することは出來ない。此の意味に於いて、理性は、實に、生命の自己超出の構成原理であるといはねばならぬ。畢竟するに、生命はその自己超出、すなはち、その流動變轉性と自己超越性とを理性に規制せられつゝ、之によつて導かれねばならないのである。かくの如く、理性と生命、理と生とは相互規制の關係に於いて、おのおの、自己の表現と發展とを遂行し得るものである。かゝる見地に立つに及んで、はじめて、謂はゆる謎のやうな言葉とせられるかの「理性的なるものは現實的であり、現實的なるものは理性的である」――Was vernünftig ist, das ist wirklich, und was wirklich ist, das ist vernünftig. ――といふ言葉の眞の意味も領解せられる。されば、吾々はかやうな意味に於いて、理性的なるものと現實的なるものとを綜合し、統一的に領解するところに――特に、ヘーゲルの用語に從へば、融合（Versöhnung）するところに――眞の生命の本質を諦視せねばならぬ。この限りに於いて、吾々はまた「理の法律」と「生の法律」との相互規制的作用を看過してはならぬのである。さうして、創造とは、この理と生との相互規制の關係裡に於いて、その矛盾葛藤の過程にあつて、右の矛盾葛藤を辨證法的に止揚し、綜合統一したところに於いて、はじめて、なされ得るとせられる。されば、創造――生命の發展――といふことも、右の矛盾的契機に於いて成立するものであることを考へれば、理性的なるものと現實的なるもの、さうして、「理の法律」と「生の法律」との矛盾葛藤を調節し、止揚して、之を謂はゆる矛盾的統一に於いて領解したところに事象の進展、法律の進化といふことも考へることが出來るのである。かくして、吾々は、觀念科學的なるものを實證科學的なるものに於いて洞察し、實證科學的なるものを觀念科學的なるものにまで高揚せしめることが出來る。さうして、兩者を融合することによつて、吾々は觀念科學的なるものと實證科學的なるものとの彼岸に於いて吾々の科學をさらに進展せしめることが出來るであらう。

しかし、いま、このことに就いてさらに深く立ち入ることは、その機會ではない。されば、私は、差し當りに於いてそれは他日の機會にゆづり、私のこの論文に於いては、その考察を差し控へなければならぬ。

（註一〇）自然科學的な立場にたつ優生學的斷種論に對する反對論と宗教的立場よりする斷種反對論とに對しては、私のこの論文に於いては、大體に於いていま暫らく論外とするのほかはない。なほ、斷種論について宗教的見地よりするものとしては前揭 Günther Just の編纂にかゝる Eugenik und Weltanschauung. 1932. 中の Muckermann, Eugenik und Katholizismus, 及び Bavink, Eugenik und Protestantismus, 等を參照。

（註一一）私が、既に、人間は社會を離れては存在し得ないが、また實に、人間は歷史を離れては存在し得ないとし、それ故に、吾々の存在は、祖先――民族を通しての――協同體を通してのみ可能であり、さらに、個人の存在と價値とは社會――協同體を通してのみ認識せられるとしたのは（本誌前月號第一七頁參照）生命を、さうして、吾々の存在を時空の裡に把握せんとしたのであつた。

（註一二）シタムレルが傳統的意味の自然法を否定するとともに、謂はゆる「內容の變化する自然法」を說いた意味を此の場合考へ合はせられて然るべきであらう。

（註一三）法の安定性（Rechtssicherheit）の重要なることは別の意味で認めねばならないこと勿論である。

（註一四）「生命の法律學」の詳細については他日之を論ずる機會にゆづりたい。

（註一五）エーアリツヒ教授は法の發展の重心は社會自體にあるとせられ、生きた法律は法典の規定してゐない極めて廣い範圍を充たすものであつて、此の範圍に於ける生きた法律を發見することが法律學者の任務であるとせられた。

（註二六）「法は慣習と同樣に死物では決してない。寧ろ、ある生けるもの（etwas Lebendiges）である。法規は絶えな間き流れの裡に理解されねばならぬ。凝固して、いつの時代にも妥當する法は決して存在しない。確固不變の內容をもつた自然法は存在しない」（Kohler, Einführung in die Rechtswissenshaft. 1929. 6. Aufl. S. 4.）

（註二七）由來、牧野博士が法律の解釋は無限なりとせられ、謂はゆる「法律解釋の無限性」を主張せられてゐるのは既に久しいことである。

（註二八）「生の過程に於ける所產は固有の性質をもつてゐる。其等は發生の瞬間既に生自身の休むことなき律動、その消長、その恒久の改新、その止むことなき決裂、再結合と關係なき固有の鞏固なる存立をもつのである。さうして、所產はそれを創造した心的動力に對して、ある種の分離の狀態、また、獨立の狀態をなして、固有の論理及び法則性、固有の意味及び反抗力を示してゐる。」（G. Simmel, Der Konflikt der modernen Kultur. 1926. S. 5 ff.）

（註二九）「合理が合理になるのは不合理による。不合理が不合理になるのは合理による。卽ち、合理不合理の成立の前に根本的に合理不合理を超越した何ものかゞなければならぬ。それは恐らく非合理とも稱ふべきものか。」 橋田博士「碧潭集」第一九九頁。

（註三〇）生の哲學がその哲學的性格に於いて非合理主義なりとせられることに就いては、本節前出（註二）を參照。

行刑奉公三拾八年（一）

戸田作造

目次

一、趣意の告白
二、檢察、裁判、行刑
三、刑務所の特質（以上本號）
四、紀律
五、清潔
六、禮儀
七、簿表に關する事務問題
八、土地の愛護及終結

一 趣意の告白

三拾八年と言へば實に永い間の歲月ではあるが、振り返つて見ると長いようでもあり、同時に短いようにも感ずる。結局其の答としては、何が何やら薩張り判らぬと言ふのが眞實の感想である。

唯併し、殆んど私の一生涯、國家卽ち司法行刑界の大恩を受け、實に有難いと言ふこと、此のこと丈は微小且つ貧

しき私の家ではあるが、篤と子孫に傳へ、子孫相共に國家の大恩を層一層忘れぬように仕組ふとのみ、最も明確に、最も強固に意念してゐるのみが獲物のようにも思つてゐる。

國恩に報ゆるなどとは、固より出來得ない。亦その器でもないことは百も承知してゐるけれども、何分御奉公の歳月が永いが爲に、如何に愚か者でも其處に多少の經驗丈は有つて居る筈であつて、例へば私が久留米時代、警察署が所謂る不良狩りを行つて、多數の拘留受刑者を刑務所に送つたとき、無爲徒食の拘禁狀態を視察し、不圖、拘留受刑者にも强制作業の必要性を强く感じたことであつた。進んで禁錮受刑者亦然りとの刑法問題にまで想到したのであつた。

熊本時代には、刑事被告人、被疑者に對しても强制的に其れ相應の作業を營ましめるのが人生上の大道ではあるまい乎との感に打たれた。當時、國内に於ける思想狀態が變な時代であつたのと、熊本刑務所の衆情が非常に手荒く亂暴極つてゐた狀態であつた故乎、否乎、我が國、國民思想の歸趨をして更に一層上敬下愛の觀念の擴張徹底を所期することに最善の努力を注がねばならぬ、此の點に付、國民は、擧つて、打つて一丸とならねばならぬ譯だと信ずるに至つたのである。玆に所謂る上敬下愛と言ふことは、天地大自然界に於ける大道のそれの如く、國家、社會に階級されてゐる、各人が、その分相應に、この理念を以て對處し、其れが能く徹底されなくてはならぬといふことであるが、注意すべきは、愛の安賣りに陷る弊害があつてはならぬことである。就中我が行刑界に於ては、仁慈博愛といふことの、眞の意義を深刻に研究されなくてはならぬとの點を特に指摘して置きたい。

岡山時代、或る機會に觸れ、刑務所に於て庶務、作業、戒護、醫務、教務等に分課され、是等の各機關が銘々善處努力はしてゐるものの、是等の諸事務を統合せる、行刑上の總括綱領とも言ふべき、換言すれば行刑に於ける指導精神とも名づくべき原則が、未だに研究樹立されてゐない。從來は其の概念的精神を以て行刑を掌理してはゐたのだが、之を成文化し、規範化されたものはない。之は甚だ必要且つ緊要事だと確信し、松江に至り、やつとのこと、教誨堂は之を口說、演述の場所と見るよりも、寧ろ「形」卽ち「姿」の場所となすを以て、より効果的でもあり、又其れが眞の教誨堂の使命でなくてはならぬと念ずるに至つた。神戸に任に就き、最先に感じた事は、釋放者中操行善良者に對し一定年限經過の後、前科消滅時効制度の立法問題を痛切に意念し、又所謂る監督の妙諦は「咎む」に非ずして、懲篤に「教ゆ」にあらねばならぬ。看守は卽ち「監守」又は單なる「戒護」に非ずして、一面「作業教官」、「勞働教師」の實踐者でなくてはならぬなどと氣付くに至つた。

以上は眞に其の體驗の二、三を拾ふたのに過ぎぬ。固よりこれが是非、善惡、可否等の價値問題に至つては、人各々所見を異にするであらうが、私に於ては讀書より得たる共鳴でもなく、他人より教へられた譯でもないのであつて、全く私自身の赤き血液の中より湧出でたる産出物とも言ふべき經驗なる丈、それ丈、今日に至るも信念甚だ强く、永い間の行刑御奉公なるに拘らず、何故に其の頃迄、彼の邊に氣付き得なかつたであらう乎と、自己の不敏さ加減に現に忸怩たるものがある。

菲才淺學なる不肖に在つてすら、歳月の經過につれ、斯くの如くであつて見れば、況んや、多智多才なる行刑同人諸先輩各位に想ひ到るとき、敬虔の念禁じ難しとするものである。

依つて以て、私は「人の經驗は無限」なりと主張せらるゝ說に對し全く同感の意を表し、併て「居は氣を映す」、「所變つて氣も變る」などの教へには深い意義があるにより、官吏の轉任、交替に付いても、爲政家は餘程考察を綿密にせねばならぬと思ふものである。

彼れ、是れを綜合の上、貧しきを省みず行刑體驗中の眞に一小部分を思ひ出づるに委せ、此の際江湖の批判に上し、以て高教を仰がんと欲したのが本編の趣意であつて、且つ斯くすることも亦、受けたる國恩を忘れぬ一つの補助方法

だとも考へたからである。

二　檢察、裁判、行刑

今更述べる迄もないであらうと同時に、貧困なる私の所感ではあるが、惟ふに司法の職司は何と言つても上下を問はず、全國民をして、擧げて絶對に尊敬せしめ、且つ心から信賴の念を確保せしめねばならぬ。これは獨り裁判ばかりでなく、檢察、行刑共に同じ譯であらねばならぬ。

而して此の司法部に對する國民の尊敬と信賴とは、天地と共に窮りなく永續せしめねばならぬ譯であるから、我が司法部の傳統の精神たる「正義の神」を以て自ら任ずることに些の瑕瑾があつてはならぬ。

斯の如き觀點などよりして、我が國現行の制度たる所謂る廣義に於ける司法部の機構。檢察、裁判、行刑の三位分權の方法は意義非常に廣くして、且つ非常に深き味ひがあり、此の制度こそは、我が日本帝國の比類なき、尊嚴なる國體に相添ふ、言はゞ眞、善、美、を極めたる卓越せる、世界に誇つて、恥ぢざる善政なりと信じてゐる。

更に三位分權の機關が其の精神に於て一體化し、靈妙の間に有無相通じ居る點などは、聽て、全國民擧つて尊敬の標的となり、同時に其れが永遠に亙り、信賴心を繋がしめる最重點であると信ずる。

先づ第一に檢察、裁判、行刑、此の三權分立の制度機構は國民より、司法に關し疑惑を受けざる方法であつて、其の疑惑を挾む餘地の微塵だに存在しない、所謂る安心の出來得る美制であると思はざるを得ない。卽ち檢察は至公至平に、遠慮なく糾彈するのに、何等の障害がないばかりでなく、情實など起らう筈がないのである。

裁判は　天皇の御名に於て、最も嚴嚴に且つ明朗に審理裁定があり、そこに檢察にも關與せず、裁判にも亦全く與

り知らぬ所の、純初心者とも言ふべき、白紙狀態である、行刑機關に「人」を送るのであるから、玆に、我儘が利かぬ。換言すれば檢察、裁判、行刑の各職門は各々獨自の存在意義を新にし、互に牽制作用を有し、三權共に自由が出來ぬ、便宜が利かぬ制度方法であるが故に、玆に國民は司法部の三位分權の機構それ自體に對し、疑心暗鬼を逞しふする餘地がない。此の邊、我が司法部に對する國民の尊敬と信賴とが說明抜きに自然に繋がれ、且つ共れが天地と共に、永遠性を有ち續ける善政の極致だとも考へ得られるのである。

而して氣を付けねばならぬ問題は、凡そ天下の事柄は所謂る「不自由」と言ふことゝ、「不便」と言ふことを、是が善政を產み出す母體なる所以の理を能く知らねばならぬ。

第二に檢察も一本、裁判も一本、行刑も亦一本として、各機關が分立せるが爲に、其處に少しも先入主なるものがなく、全く明鏡止水の狀態である。

玆に私は小時立停つて、此の先入主の問題に付、行刑上の經驗談を試みたい。

行刑の衝に當る玄人間に於ては、累犯受刑者の前科身分帳簿は、これを現刑執行の身分帳簿より取り除き、前科身分帳簿は別途に保存すべし、然らざれば、前科身分帳簿中にある善、惡の記事が先入主となるから、當該受刑者を改善敎化するのに、妨げとなる旨を主張する向が尠くないのである。

其の可否は暫く問はず、私は『刑務官は犯罪事件を知らぬ所に妙諦がある。刑務官は唯、判決謄本若しくは抄本だけしか知らぬ。判決謄本や、抄本は犯罪事實の概要のみの記載であつて、犯罪事件は不明であるから、此の點に於て先入主がない。故に殆んど白紙狀態になり得るのだ』と實は喜んでゐる次第である。其の罪を惡み、其の人を惡まざる色氣抜きになり得るのは卽ち之が爲である。

アメリカのマーデンは、『人が人を見て惡い、惡いと思ふからその心が種となつて、遂に芽を吹き、人を惡にして

しまふ』と言ふ意味のことを公表してゐるが、些事取つて以て我等の關心事である。

凡そ、司法部の職務は詮ずる所「法的に人を善くす」と言ふ點に歸着するであらう。左れば對人的なる諸問題を取扱ふには、原則として先入主があつてはならぬ筈だ。上述の檢察、裁判、行刑各其の分權の制度はこの趣旨に、ぴつたりと合致するであらう。

第三に、モンテスキュー は立法、司法、行政の國家機構の三權獨立を提唱した。而して現代の諸國家は殆んど全部的に此の樣式を採用してゐる。我が國に於ては、未だ文明開化の諸制度が整備せられざる以前に在つてすら、國家の政治の大綱を統べるのに、太政大臣、右大臣、左大臣の三位一體を以てした時代もあつた。

合議裁判所は、三人以上の判事を以て之を組織する。公判に在つては裁判官、檢察官、辯護士三位一體的に事件の取扱を叮重且つ明朗にする。

刑務所に於ける雜居拘禁は三人以上とし、二人拘禁を嚴禁してゐる。

以上其の理由とする所は種々なる角度があるのであらうが、要は何れの場合に於ても二位制を忌避し、少くとも三位以上の體勢若くは態勢を必要とするのであらう乎、玆に深き思ひを凝らすべきである。

司法部の任務は何と言つても檢察、裁判、行刑、此の三位の職門が實に其の骨子でなくては世は治まらぬ、最上位の重要國是であつて、其の他の諸事務は、言はゞ以上の三位よりする分派事業に過ぎぬであらう。こゝを凝視し、以て三權分立の我が國司法制度こそ、禮讃、謳歌に値ひするを以て、大陸政策文化事業扶植の一角度として能ふ限り速に之を支那に移し、依つて以て、司法制度を通じて支那民衆を救濟・輔育したいものだと念願する爲に、時ならぬ提唱乎のようであつて、而かもよく時を得たる進言なりと信じ、劈頭批判に上したる譯である。

三　刑務所の特質

檢察、裁判、行刑と言ふ表現詞は、隨分古くから傳はり、今日に於ては世間一般に脣齒輔車、切り離すことの出來得ない程、密接なる三面關係的に概念せらるゝに至つた。

それ故に世上動もすれば、三者を混淆し、區別なしの一體的職門なるかの如き皮相觀をなしてゐる向すらあるようだが、此の點は餘程明確に其の見方を解決して置かぬと、前項「司法部の三位制觀」に於て述べたるが如く、私の最も心配する司法部に對する國民の尊敬と信賴をば永續せしめ、其の疑心暗鬼の餘地を閉塞せんとする善政、美政の諸點の妨げとなる處がある樣に思ふ。それ故に特に本項を設けた次第である。

刑務所の特質は飽迄「人」の問題であると言ふ點に存在し、檢察、裁判は共に「人」と「事件」とを合計したる點に存在すること數々を要しない。刑法學者の言葉を拜借するなれば、刑務所は曾ての犯罪の主體だけに關與し、檢察、裁判は現實の犯罪の主體と犯罪の客體とを組合せたる點に其の特質が存在するのである。

檢察も裁判も共に判決が確定するまでのものであつて、而して判決が確定すれば「事件」は玆に消滅する。此の事件消滅の限界線以後が刑務所の仕事になつてくる、故に刑務所には犯罪事件と言ふものは絶對にあり得ない。唯「人」のみの問題に歸着する譯である。

刑務所に於ける「人」とは受刑者であるが、世上或は受刑者と犯罪事件とを混淆合算し、以て之を同一體視する處があるようだが、其れは未だ調査檢討が足りない故ではあるまい乎。

惟ふに、先づ第一に「事件」と言ふ客觀的對象があつて玆に初めて檢察、裁判が發動成立する。

第二に、「事件」は受刑に因つて換算せられるのである。換言すれば、事件は卽ち刑罰に依つて清算消滅するであら

う。

第三に、刑罰は原則として「人」即ち自然人に科せられるを以て、刑罰を取扱ふと言ふことゝ、「人」を取扱ふと言ふ事とは同一體である。但し罰金科料及び沒收などの刑罰は少しく其の趣を異にすべしと雖も、これとて「人」と言ふ對人關係の點だけは絶對に失ふものではないだらう。

亦、刑あつて人なき場合もあり得る。「人」なき場合の刑は何時しか消滅するであらう。

理窟ぽいようだが、斯様に考へて行くとき最後に殘るものは結局「人」だけである。檢察、裁判に在つては「人」なくして事件だけ存在する場合が實に尠なしとせぬであらう。此の意味に於て行刑は結局「人」だけの問題と言つてもよからう。

拘置所は「人」と「事件」とが一體的になつてゐるようにも見られるかも知らぬが、是とて拘置所は「事件」を管束し若くは事件に干與する場所ではないのであつて、「人」だけを管守乃至警戒するまでのものである。

說き方簡單だが、以上を以て刑務所は「人」だけの場所であるとの見解が略ぼ、ハツキリとなつたのではあるまいか。固より不敏なる私の言ふことであるから、其處に過不足もあらうが、餘は偏に江湖の敎へを仰ぎたい。

以上が刑務所の特質の前段一篇である。更に所謂る「事件」なるものは、之を法律的に見ても、時效に因つてすら消へ失せるのだが、「人」は死に至るまで絶對に消滅出來得ぬといふことと、「事件」は多くの場合「物件」と見られるのであるから、玆に「人」と「物件」との比較論などが起つてくる。是は其の第二編とも言ふべきであらう乎。

世人、或は行刑の姿を見て、以てこれを蔑視し、若くは不淨視する傾向があるようである。果して然りとせば、此のことは巓て自我自らが自我自らを蔑視し、若しくは不淨視する譯のものであつて、其の野蕃的低級さ加減を自ら裏書する代表的なる態度と言はざるを得ぬ。

刑務所は飽く迄「人」の場所であつて、其の「人」に對し一人たりとも所を得ざる者なからしめる祓ひの場所、清淨の場所であらねばならぬ筈である。

自由刑が受刑者を改善しようとする目的をば刑務所に負擔せしめてゐるのに對し、世人自らが之を蔑視乃至不淨視する態度があつて、如何にして人を善くし得よう乎。此の邊其の目的と手段とが、恰も右と左との大差の如くに喰ひ違つてゐると言ふのが刑務所の特質に對する說明の後段である。

刑務所の機構は嚴めしいのである。これは正邪善惡の道理を確保せんが爲に「形」を以て表現したる治安保全の一形式たると同時に、亦一面一般豫防卽ち他戒の作用を含む安全瓣であつて決して醜汚乃至不淨視する爲の機構ではないのである。

されば我國行刑制度の根本義をは是れ亦出來得る限り、早急に支那大陸に擧ばしめ、我が國の國體の有難さ加減を支那民衆に知らしめ、此の邊よりも日支提携の實を捉へ以て東亞新秩序建設に分相應に貢獻したいものだと念願する次第である。

『川越兒童保護學校』

寺光忠

本稿は川越兒童保護學校發行「保護兒童の研究」(明治三八年)、「保護兒童の研究第二回報告」(明治三九年)、「同第三回報告」(明治四〇年)、「同第四回報告」(明治四一年)の中特にその第二回報告、明治四二年内務省地方局發行「感化救濟事業講演集」中早崎春香氏『少年犯罪者の訓育』、當年の監獄協會雜誌數號及び辻敬助氏「明治監獄年譜」(刑政第五一卷第四・五・九號)等を引照して成つたものである。つとめて私の語を避けた。

昨秋川越少年刑務所に勤務することになつてからわたくしは川越兒童保護學校の事を知りその足跡につよい興味を覺えた。兒童保護學校の歷史は川越に於てさへ今日殆んど全く忘れられてゐるのであるが、しかも其の歷史を調査するに從ひ兒童保護學校の指導精神がその後身たる川越少年刑務所の隅々に今もそれと氣付かれないまゝに殘つてゐることを感ぜられて興味深いものがあるのである。また、今日の感化院に於て、其の學校化と教育化とが叫ばれてゐるが(菊地俊諦氏「感化院の現狀」法律時報第六卷第二號第三二頁)、川越兒童保護學校に於てすでにその學校化・教育化といふことがより高い誇りとより強い自覺との下に實現せられてゐたことを知つて興味深いものがあるのである。

川越少年刑務所内に完全に殘されてゐた保護學校關係の史料が倉庫整理の名の下にいつか廢棄せられ散佚したのは遺憾であるが、保護學校の教育主任であつた山本彌四郎老がなほ矍鑠として市内に在つて兒童教育の事に盡瘁せられてあり種々貴重なる談話を聞くことが出來たのは幸ひであつた。

一、川越兒童保護學校沿革

『川越兒童保護學校』の名は公のものではない。公の名は埼玉縣監獄署川越支署であり明治三十年四月官制改正後は浦和監獄川越分監であり、懲治場である(一)。今の感化院・矯正院に當らう。當事者は、『規則上の名は懲治場でさいますが時勢と教育上切なる必要とに鑑みて名づけました實質上の名でございます。』といつてゐる(二)。『之を學校と見れば則ち、宛然一の學校である。之を一の社會的團體と見れば則ち、宛然一の家庭である。之を一の社會的團體と見れば純然純乎たる教育の場所である、文部省の小學校令が施行せらるゝ所の學校は、その制度の上にてこそいかゞなれ、その實際に於ては則ちるのみでない。その他、種々なる教育的制度が施行せらるゝ所の學校である。』ともいはれてある(三)(四)。

川越支署が懲治場として八歳以上十六歳未滿の男兒を收容するとに訓令せられたのは明治三十五年十二月二十二日であり、それはわが國最初の懲治場であり幼年監の嚆矢(五)となつたのであるが、學校教育及び實業教育を開始したのは翌明治三十六年一月十一日である。そして、川越兒童保護學校の最も華やかなりし頃は明治三十八・九年の頃であつた。

校舍は川越市の東部、川越中學校に隣して稍上手にあつた。敷地三千坪である。

明治四十一年刑法改正によつて懲治場制度が廢止せられ、川越分監も漸次幼年監に變へられて行き、かくて川越兒童保護學校は充分なる結實を見ることなくしてその光彩ある歷史を閉ぢなければならなかつたのである。

(一) 懲治場制度一般に就き、秋山要氏「矯正院に於ける少年犯人の成績」(法律時報第六卷第二號第三五頁)。なほ感化院、矯正院、少年刑務所の統一或ひは一元化といふことにつき、正木亮氏「刑事政策汎論」第二五八頁、同氏「犯罪少年と少年行刑」(牧野教授還曆祝賀刑事論集所收第七四八頁)參照。

(二) 早崎春香氏前揭書第一一六頁。

(三) 上田秋水氏「川越兒童保護學校を觀る」(前揭保護兒童の研究第一回報告第一頁)。

(四) 川越少年刑務所沿革誌は其の間の事情を次の如く語つてゐる。『純然タル懲治監トナリタル川越分監ハ非公式ナレトモ川越兒童保護學校ノ標札ヲ掲ケ專ラ教育ニ努メタル結果トシテ(明治三七年)六月二日川越町祝捷會ノ催アルニ際シ分監ニ於テ懲治人ヲシテ旗行列ヲ行ハシメタルカ如キ之ニ由テ見ルモ如何ニ世間ノ注目ヲ惹クニ至リシカヲ推知スルヲ得ヘシ　斯クテ其筋ヨリ注

意ヲ受クル等ノ事アリ保護學校ノ標札ハ撤去スルニ至リタルモ全ク內部ノ組織トシテハ一ノ特種學校ニ外ナラサリシナリ』

(五) 始めは懲治人及び幼年囚を容れ、明治三十六年十月十二日以降懲治人のみを收容したのである。

二、その指導精神

川越兒童保護學校を語るに當つてはとりわけてその指導者たちを忘れることが出來ない。浦和監獄典獄早崎春香其の人に就いて語らなければならない。川越分監長看守長早川直亨校長とその教師陣を知らなければならない。そしてかの小河滋次郎博士の事をも憶はねばならない。

小河博士は我が國感化法（明治三三年）の父である。博士は夙にエルマイラ感化監の實際に就いて研究せられるところが深かつた(一)。明治年代のわが行刑に於ける最高の指導者たりし博士はまたその感化主義・教育主義の理論を携へて川越兒童保護學校に於ける力強い指導者でもあられたのである。

早崎春香氏は懲治制度廢止と共に去つて神戸の土山學院長となつた程の人であり、竟に兒童感化訓育の畑から離れることの出來なかつた人である。氏は分監巡視の爲來校する毎に生徒と起居を共にするのであつた。氏が犯罪少年感化の大方針として擧げたモツトーは『既往を問はず』といふ簡明なる一語であつた。『保護教育の根本は既往殊に舊惡を問はず知らざる點にございます』と氏はいつてゐる。此の大方針を承けて、川越兒童保護學校に於ける訓育の要旨はその「生徒處遇上の心得」二十箇條の上に示されてゐる。

生徒處遇上の心得

生徒に對しては一切既往を問はず新に生れたる兒童として處遇するを要す

生徒に對し、天眞爛漫たる氣風を養成し、其の擧動活潑ならしめ粗暴ならしめざるを要す

生徒に對し、外形上の紀律を應用せず、兒童自然の行儀を保持せしむるを要す

生徒に對し、常に職員の指導を守らしめ之を實行せしむるを要す

生徒に對し、如何なる場合と雖も、身體を拘束するの必要なし

生徒をして、言語を高尙優美ならしむる爲め職員なる者、生徒に對し、常に之を誘導するを要す

生徒に爲さしむる事柄は、先づ職員に於て之を爲し、事々物々之を指導するを要す

生徒の所爲に對し、制止せんとする時は、單に一言を以て足れりとし、永く諭示を要せず

生徒と、常に寢食を俱にし、其の愛情を深うするを要す

生徒に對し、衣服及臥具の着け方を教へ、先づ外形上普通の品位を保持せしむるを要す

生徒をして、衣服其他物品の保存、及使用に注意せしめ、自己の專有品は常に、自ら大切に其始末を爲すべき習慣を作らしむるを要す

生徒をして、自己の專有品たりとも、之を他の生徒に贈與し又は交換せしめざるを要す

生徒の家庭及其の生育の概要を知得し居るを要す

生徒をして、其の保護者と常に親密の關係を保持せしむるを要す

生徒たる者等しく此の學校に留置さるゝを厭ふは自然の情勢ならむ。故に、竊に自己の退學を企つる者なしとせず、之を豫防するに、愛情を深うし其の懇切に感ぜしめ、且成るべく生徒の希望を容れ其の滿足を與ふるを要す

生徒身體發育上其の故障あるを發見するを要す

生徒に對し遊戲を奬勵するは、其の心情を和らげ、身體の發育を助成し、自然高尙優美の氣風を養成し、兒童教育上、特に最も必要有益なるを以て、其の職員たる者、常に之を研究し生徒と共に每時施行するを要す

生徒の間に對しては懇切に之を指示し、若し職員の知らざることは明白に之を知らずと答へ、生徒に滿足を與ふるを要す

此の處遇心得はその內容に於て一見相矛盾した事項を含んでゐるかの如くであつて(例へばその一と十三と)、しかも仔細に檢討すれば却てそこに深い意のある次第を察知することが出來るのであり、要は、「既往を咎めず、深く來者を誡しむ」なる標語の下に、努めて收容生徒を普通兒童として處遇せんとした意圖をうかがふことが出來るのであ

る(二)。

川越兒童保護學校の校長は早川直亨氏であつた。氏の業績に就いては、同校を視て教育家が今に書き殘してゐる次の文を紹介したい(三)。

『保護學校の教育をなすものは、早川直亨氏であることを深く記憶せよ。氏は實に兒童保護學校の校長である。明治三十五年、同校が創立せられてより以來、一意同校の教育に盡瘁せるものは氏である。氏は同校の教育に關しては、全くその一身を投じつゝある。

氏は實に、兒童には眞正の犯罪なるものあることを認めぬ人である。兒童は教育すべきものである。決して之を懲罰すべきものでないといふことは、氏の確乎たる信念である。氏は人道の爲めに、この信念を貫かんとするの人である。世の教育者は皆、ペスタロッチー先生あることを知れり。而して未だ我が川越に於ける此の先生あるを知らざるは何ぞや。吾人は既に多くの眞個教育者に接することを得たり。然れども未だ此の人の如く高潔なる教育思想を有し、この人の如く教育に熱心なる人を見ないのである。

その職は一個の看守長である。教育學に關する專門の知識は氏は多く之を有しないのである。只氏は、兒童には罪といふべきものなきを知り、社會境遇が兒童を犯罪に導くを知り、只教育は、兒童を社會の危險なる手より導き出すものであるといふことを知るのみである。而もこの單純にして、而も神聖なる思想が如何に多くの不幸兒童を救濟しつゝあるか。』

此の早川校長の下に敷かれた主なる教師陣に就いて云へば、明治三十九年末現在といふ古さに於て次の如き美ましいものであつたのである。教育主任山本彌四郎氏は埼玉縣尋常師範學校出身であつて川越町南尋常小學校次席訓導より特に招かれ、農業教師としては駒場農科大學乙種出身の增田東城氏、音樂教師としては東京音樂學校本科出身の松井壯吉氏、體操教師としては日本體育會體操學校出身の吉野賢司氏、工業教師としては東京高工教員養成所出身の鹽屋讓二氏、英語教師としては早大師範部出身の滿留進氏があり、校醫山田賢次氏は千葉專門醫學校出身であり、教育顧問としてなほ別に東京高師英語科出身の新銳上田久吉氏があつた。まことに人を得たものである。而してこれらの人々の一致協力が克く川越兒童保護學校を活かしたのであり、『川越の學校に觀るべきものと、觀るべからざるものとがあります、所謂觀るべからざるものは、建物其の他の設備でございまして、觀るべきものは、生徒の樣子でございます。觀るに足らざる建造物から、觀るべき生徒を作り出さうとするのが川越の理想でございます、これ即ち職員一致の結果に待つ所以でございます』(四)と早崎典獄も云つてゐる。

なほ女監取締二名と臨時傭女二名とがあつて炊事裁縫洗濯等の爲めに配置せられてゐたことを附記して置きたい。(五)

(一) 小河氏「獄事談」第二八六頁以下。なほ感化制一般に就き、正木亮氏「アメリカに於ける行刑の重點」(法學志林第三一卷第八號第六三頁以下參照)。

(二) なほ早崎氏は當時の子供の過ちの動機として經驗的に次の五を擧げてゐる。嚴父慈母主義の家庭教育、繼母、子供の奉公、菓子、芝居。(同氏前揭書第一五〇頁以下)。

(三) 上田秋水氏「川越兒童保護學校を觀る」(前揭保護兒童の研究第二回報告第三頁以下)。

(四) 早崎氏前揭書第一四一頁。

(五) 此の女職員の配置は幼年監となると共に廢せられて今日に及んでゐる。

三、その就學兒童

川越兒童保護學校の就學兒童は滿六歲以上十六歲未滿の男懲治人であり、滿二十歲に達するまで就學せしめること

が出來た。その出身地たる移送區域は東京、巢鴨、市谷、横濱、前橋、靜岡、甲府、浦和であつた。其の就學兒童數は明治三十九年末日現在に於て二百八名に上り、その中三六%は入所時無教育者であり、尋常卒業以上の者は三四%であつた。生徒に對しては學科教育と共に實業教育が授けられ、農業に百七十八名、印刷工に十四名、其の餘は指物・桶・靴・洋洗濯の業を學んでゐた。

學校は明治三十九年末日迄に二百一名の生徒を世に送つたが、その退校時の學力に就いて云へば尋常卒業以上の者六三%（入所時三五%）であり、また、特別退校を許された者は七十四名で全退校者の四割に近かつた。その退校後の行狀成績として統計にあらはれてゐるものは、普通退校者に於て善良四四%、特別退校者に於て善良八九%である。(一)

上田教育顧問の就學兒童に對して抱いてゐた所感は次の通りであり、それはとりもなほさず、川越兒童保護學校が犯罪少年を觀た眼でもあつた。(二)『若しそれ、此の兒童が嘗て普通教育を受けたるとなしとするも、教育者はその天職に對して、全く無責任といふことが出來ないのである。嘗それ教育者のみの責任ではない。之を作るに至つた社會亦その責に任じなければならぬ。社會は多く罪惡を産み出すといふ事實は既に否定することが出來ないのである。嘗それ一般の社會のみでない。國家の制度は、亦多くの犯罪を作るといふ、悲しき現象を否定することが出來ないのである。……然らば川越兒童保護學校に於ける兒童は、如何にして玆に來るに至つたか。曰はく境遇の然らしめたのである。保護監督の不行屆より起つたものである。而して又積極的に、世の犯罪社會の教唆に罹つたのである。』(三)

(一) 數字はすべて前揭「第二回報告」に據る。

(二) 前揭「第二回報告」第六——八頁。

(三) また、早川校長は云つてゐる。『大凡現在ノ社會狀態ニ於テハ兒童ノ保護ヲ要スベキ事情ガ社會ノ諸有方面ニ伏在スルモノノ如シ彼等兒童ヲ保護スベキ保護者ノ職業ヲ調査セシニ車夫ト官吏トハ其數相似タリ、我等ハ國内ノ官吏ト車夫ト同數ナリヤ否ヤヲ知ラザルガ故ニ今俄ニ正確ナル比例ヲ擧グルコト能ハザレバ多分ハ偶然ノ現象ニ過ギザルベク……而偶然ノ現象ニ過ギザラムコトヲ望ムヤ切ナリト雖モ假令偶然ニモセヨ苟モ社會ノ上流ヲ以テ自ラモ任ジ一般世俗モ亦爾ク仰ゲル官吏ノ子供ト社會ノ最下層ト指目セラル、車夫ノ子供ト殆ド同數ナリトハ豈ニ驚クベキ現象ナラズヤ、抑我國ハ古來子供ヲ大事ニスル國風アリ而モ兒童ノ無邪氣ナルコト世界ニ類ナク而モ又國民教育ノ普及セルコトアツパレ世界ノ文明國タルニ恥ヂザル等總テ事實ニ相違ハナカルベキカナレドモ若シモ不幸ニシテ官吏ノ子供ト車夫ノトガ我等ノ學校ニ殆ド同數ナル事實ヲ以テ他ヲ類推スルニ足ルベシトセバ上下一般猶進ミテ兒童ノ保護ト教育トニ注目スベキニアラズヤ』（前揭「第二回報告」第二八頁以下）。

四、その教育法

「同寢」、「同浴」、「同食」といふ言葉が川越兒童保護學校に用ひられてゐた。職員が生徒と食物を同じくし、共に入浴し、共に寢るのである。職員はむしろ生徒を『自然の教師』として居常相對してゐたのであつた。

その極致は生徒を職員の官舍又は私宅に引取るといふ積極策にまで進まなければならなかつた。實行上のいろいろの困難はわれわれの容易に察し得るところであるが、しかもそれらを克服してその所謂「家庭主義保護」は敢行されたのである。そしてそれは成功を傳へられてゐる。兒童訓育の若い熱意に燃えた職員は各々三四名宛の在校生徒を引取り、全身全家庭を擧げて訓育奉仕につとめたのであつた。

早川校長は云つてゐる。

『我等の家庭主義保護は昨三十八年一月より創始せり、此の主義は初めより我等の理想とする所なりしかど、さて愈々之を實行するには實に幾多の困難あるを免れざりき。先づ第一に我等の實子は彼等兒童と起臥を共にせしめ果

して何等の弊害なかるべしや否、若し萬が一にも救ふべからざる弊害ありたらんには他人の子を救はんが爲めに我子を犧牲にせざるべからず、斯くても猶兒童保護の主義に合ふべしや否。第二には我等職員は暫く擱くも我等の家庭は果して能く彼等兒童保護に堪ふべしや否、……されど我等は終に決心せり云々、……此家庭主義保護の實行以來殆んど二年、其間種々妙味ある事實を認め得たること今枚擧に遑あらず、大凡兒童の保護法に就き我等が今日まで四年間實驗したる處にては此の家庭主義ほど效果ある方法を見出すこと能はず……兒童共れ自身は生來善良なる兒童にして彼等を家庭主義保護の下に置くときは矢張り善良なる性情を保つべきことを實驗し得たるは我等の最も喜ぶ所なり。』(一)

此の尊い實驗は、しかも、次のやうな自覺と相伴つて行はれたことを注目しなければならない。卽ち、『一般兒童の起居は、家庭制度と云はんよりは、寧ろ寄宿制度である。兒童を、その年齡によつて之を數個に區分し、之を各室に配當してある。各室には一婦人があつて重に臺所の世話をして居る。併し炊事場のことは兒童自身がするのである。自分等が作つた米をかしぎ、自分等が作つた芋や葱を煮、又時としては自分等が飼つた豚をほふつて之を料理するといふのである。此の點が極めて家庭的風味の存する所、彼の單純なる寄宿舍生活の索然たるの比ではない。兒童は之あるがために寂寞を忍ぶことが出來る。且つや、教師は彼等と卓を同じうし、又衾を同じうするに至つては、彼等亦、世の仁惠を感ぜざるを得ないであらう。』とは上田教育顧問の言葉であるが、同顧問は引續いて云ふのである、『さはあれ、寄宿生活は、依然として寄宿生活であり、家庭的趣味を加味するも、決してその家庭となり得るが如きことがないのである。吾人は斷じて云はん、若し世の感化救濟の教育を爲すものにして、學校の校舍の中に兒童の寄宿所を作り、その構造を可成普通の人家の如くにし、而してその中に婦人を住ましめて之を母と唱へしめ、男子を住ましめて之を父と唱へしめ、以て之を家庭的なりとして得々たるものあるも、吾人は猶ほこれを寄宿

と云はん。家庭はさる人爲的に無造作に製造せられるものではないのである』と(二)。これは川越兒童保護學校の「家庭主義保護」に對するいはゞ註釋であつて、まことにおどろくべき自覺と卓見を示してゐるものといふべく、今日のわれわれになほ教ふるところの大きい言句としなければならない。

しかも、同顧問は叫ぶのである。『乞ふ、同校職員の爲す所を以て、物數奇の所爲なりとして、之を輕々に觀過することなかれ。凡そ教育の事、訓育の事、これ程の犧牲の念と誠心とによらずんば、決してその效果を觀ることが出來ないのである。教育は形の末に非ず、訓育は方法の末技に非ず』と叫ぶのである。

(一) 前揭「講演集」第一一九頁以下。

(二) 前揭「第二回報告」第一一頁以下。

その教育組織に就いて云へば、六學級に分け二部教授に編成した。學科教科目は小學校令に準據し、たゞ特に體操・遊戲・音樂の時間を多くし高等科たる第五・第六學級には英語を課したが、中で最も異色のあつたのは團體遊戲又は舞踏遊戲であり兵式教練であつた。また、月に二回の校外運動も行はれた。實科教科目は農業を主要なるものとしたが、それは、農は最も淳朴なる業務と考へられたからであり、退校後農を業とする兒童が多かつたからである。實習地として校外に接して一町六反餘の田畑があつた。

なほ、川越兒童保護學校の所要經費は開校後四年間を通じて生徒一人の平均年額四十四圓餘、學校費(生徒費以外の一切の費用)に於て生徒一人の平均年額六十二圓餘であり、之に對して、收入は僅かに年額一圓六十錢平均であるが年々增加の傾向にはあつた。

五、退校後の保護

刑政第52巻第3号
矯正図書館

退校に普通退校と特別退校とがある。(一) 普通退校は滿期釋放であり、その在學期は平均一年九ケ月であつた。(二) 特別退校は假釋放であり、その在學期は平均一年二ケ月、特別退校は退校後の兒童保護を重要視した當局者は兒童保護會の組織を必要とした。兒童保護會は川越兒童保護學校の職員が進んでその職務外に組織するところであり、斯業に必要な費用は職員每月の應分の醵金によつたのであつた。兒童保護會は退校生徒の職業斡旋などに盡力したが、また進んで、在校生に對しても春秋二季の體育運動會や遠足の費用を支辨したのであつた(三)。

(一) 逃走に對して「自己退學」といふ語が別に用ひられた。

(二) 前揭「講演集」第一二三頁。

(三) 前揭「第二回報告」第五〇頁。

終りにわれわれは、川越兒童保護學校に於ける輝ける指導者たちのその公私の生活を超えた敍上の如き非凡の熱意に驚嘆し其の實行力に感嘆すると共に、川越の市民がまた、『極めて敦厚であつて、同校の兒童に對しても、深く同情の念を寄せ、その胸襟を開いて之に接し(三)』、爲めに川越兒童保護學校の進む道が平らかであつた事實を忘れてはならないであらう(四)。

(三) 前揭「第二回報告」第四頁。

(四) 終りに、川越兒童保護學校に就いてはなほ多くの語るべき事がある。而して、他面、その教育方針に對する非難の聲がなかつたわけではない。然し、われわれは、ここでは、ただ、川越兒童保護學校が遠き明治三十年代に於て、今日に於ても稀なる旺んな意氣と自信と自覺とを以て、そして今日既にわれわれの周圍には發見し難い卓れた實行力を以て、兒童教護の事に臨んだ事實を仰ぎ知ればよいのであらう。

司獄官制度因革略 (一)

辻 敬助

目次

一、はしがき
二、舊時の囚獄及寄場の職制 (以上本號)
三、明治大正年間に於ける司獄官職制の變遷
A第一期徒場時代 乃明治元年 至明治五年十月 (イ、前期 ロ、後期)
B第二期明治五年監獄則時代 乃明治五年十一月 至明治十四年二月
C第三期監獄獨立時代 乃明治十四年三月 至明治二十二年六月
D第四期監獄改良時代 乃明治二十二年七月 至明治三十六年二月 (イ前期 ロ後期)
E第五期監獄制度確立時代 乃明治三十六年三月 至大正二年五月
F第六期監獄制度革新時代 大正二年六月以降
四、結語

一 はしがき

明治維新は所謂制度文物を更新し、悉く大寶の古制に復すると共に、更に智識を世界に求め大に皇基を振起し、國内諸制度の向上を圖つたのである。我國監獄制度又維新以來專ら歐米獄制の移植に努力し其形態組織に倣ふ所あつたが、獄制の根幹に至りては概ね我國固有の傳統に依つたのは勿論である。彼の外國輸入法なりと稱せらるゝ明治五年の監獄制の如きも決して單なる外國模倣でなかつたことは、同監獄則制定に關する司法省上表文に依るも明かである。卽ち「小原重哉の目擊する所と英人の口授する所とを筆記せし者に基き傍ら諸國の獄制に照し我國の成規に比較し風土に因り人情を酌み參互取捨以て編成せり」といふてゐるのである。

されば我國司獄官制度の變遷を敍するに當つても、先づ我國古來の牢屋竝寄場制度(一)の職員組織を概觀し、其の明治年間への推移影響竝現行制度への變遷過程を尋ぬることゝしたいと思ふ。

尙明治大正年間に於ける時代區分は其前半は「作業變遷概觀」の時代區分の例に倣ひ、監獄立法及其改廢に依

つたが、其後半は本編記述の便宜上監獄官制の改廢を以て區劃し、尙是等時代區分には各時代に對する著者の印象に依つて假に名稱を附することゝした。

（一）拙稿刑政第五十一卷十號監獄作業變遷概觀參照

二　舊時の囚獄及牢場の職制

王朝時代の囚獄職員

我國に於ける囚獄の濫觴は遠く淸寧仁賢の朝に遡るのであるが、其職制等に至りては文獻の徵すべきものがない。

其後文武天皇大寶元年に至り律令を撰定するに及んで、囚獄の方法漸く備はり、刑部省に左の職員を置き犯罪人を禁囚し、徒役功程及配決の事を掌らしめた。然るに天長元年淳和の朝に入るや檢非違使の廳を置き、衞府の人を以て之に補し刑獄の事を掌らしむるに至り、爾來囚獄司の職は永く檢非違使の隷屬に歸した。

○大寶元年囚獄司職員（獄制沿革徵略）

正	佑	大令吏	小令吏	物部	物部丁	計
一	一	一	一	四〇	二〇	六四

武家時代の禁獄職員

後鳥羽天皇文治二年源賴朝をして征夷大將軍に任じ總追捕使を兼ねしめ、朝廷は政刑の權を擧げて之に委するに至り、（一）禁獄（獄舍に拘禁す）（二）召禁、召籠、押籠、追籠（三）（以上政所又は便所に拘留す）土牢（四）等禁獄の事は皆侍所の管する所となりたるも、其詳細に至りては載籍の覩ふべきものがない。

後醍醐の朝一度王政に復して刑獄の事再び朝廷に歸したるも、幾何もなくして政權足利氏に歸し、次で織田氏豐臣氏交々興廢して天下擾亂の巷に化し、囚禁の制度としても何等見るべきものがなかつた。

（一）檢非違使も亦遂に有名無實に歸す。

（二）禁獄六十日に處するなどいひて禁獄を旣に刑名とした（池邊氏日本法制史）。

（三）御成敗式目所定の刑名。

（四）鎌倉室町の兩時代に土牢、座敷牢等の名見え、護良親王の二階堂谷の土籠（大平記）日蓮上人を拘禁せし土樓等の名、歷史に著聞するも素より制度上のものでなかつた。

德川氏の刑政

德川家康天下を平定して幕府を創むるや專ら意を治道に致し、刑制の一日も缺くべからざるを悟り、元和元年僧崇傳等に命じて公家條目及武家諸法度を撰定せしめ、次で

家光の職を繼ぐや更に刑政に意を用ひ、新に評定所を設け奉行を置きて訟獄の事を掌らしめ、德川氏刑政發達の端を開いた。爾來歷代將軍各れも法制の整備に力め、殊に吉宗の紀州より入りて將軍となるや刑法の制定を企て、元文五年老中松平乘邑を總奉行として從來の判例を調査して成文律の編纂に當らしめ、寬保二年公事方定書（一）の完成を見るに至つた。其後明和四年に科條類典、寬政二年に寬政刑典出でて刑法は益々整備し、牢內の諸規則等も頗る備るに至つた。

（一）上卷は令八十一箇條にして評定所の執務規定及司法警察訴訟手續等に關する類を集錄し下卷は卽ち律百三ヶ條より成る。仍て俗に御定書百ヶ條と呼んだ。

德川時代中央に於ける囚獄職制

德川氏の官制は三河時代の制度を其まゝ採用し必要に應じ之を增補したるものにして、極めて素朴的なるを特色としたが、而かも國情の實際に適し、頗る良果を收め遂に三百年の泰平を齎したのである。人多くは幕末獄內の諸弊を見て其制度の非を擧げ就中官規の頽壞を難ずるのであるが、舊幕獄制の例規等を繙けば良法美事僂指するに遑なく、就中德川の盛時には良司輩出し大小の事案に意を用ひ、囚徒の保護に留意せる事は寧ろ歎賞の外ないのである。たゞ當時の刑政は生命刑及體刑等を主刑となしたる關係上、行刑人として多數の賤民を雇傭し、病者等は非人の管する「溜」に留置したる爲遂に諸種の流弊を醸成するに至りたるは眞に遺憾である。

(1)　場內職員

a囚獄　牢屋敷の長は囚獄といひ、俗に牢屋奉行と稱し祿高三百俵を食んだ。石出帶刀延寶以來其職を世々にし、牢屋敷一切の監督取締に任じ、尙死刑、敲刑の執行赦宥の申渡等に立會し、且評定所式日及御內寄合に列席するの外、囚獄組同心及醫師の抱入、退役、見習、家督、賞罰、久離等に係る事項を町奉行に經伺擬行し、下男以下の進退を專行した。

b同心　囚獄の下に行刑（入墨、敲、死刑の執行）拷訊、戒護竝庶務に從事せしむる爲牢屋同心數十人を置き、これ又譜代勤務（世襲）であつた。

1.定員、創め四十人なりしが天和三年揚座敷新設の際五十人となり其後安永四年百姓牢新設に際し、八人を增し慶應元年揭屋建增の際十八人を增員し定員七十六人となつた。

2.祿高及事務分掌、同心の祿高及事務分掌は左表の如く

であつた。

一、牢屋同心職務別人員（豐多摩刑務所沿革草稿）

役別＼年	鎰役	鎰役兼物書役	鎰役兼勘定役	鎰役見習	賄役	物書役	同並	小頭役	打役	物書役定助役	世話役	物書役詰	同並	牢番	計
自安永至天保	二	一	一	〇	二	四	〇	三	四	三	六	一	〇	二六	五三
自弘化至元治	二	一	一	二	二	三	一	三	四	二	六	一	一	二二	五三
一人宛高祿	四十俵四人扶持	三十俵三人扶持	二十五俵三人扶持	二十俵二人扶持	〃三人扶持	〃二人扶持	〃	二十五俵二人扶持	〃二十俵	〃	〃	〃	〃	〃	千百五十俵百十四人扶持

二、牢屋同心職別人員　慶應元年八月（豐多摩刑務所沿革草稿）

鎰役	賄役	物書役	打役	小頭役	世話役	平同心
七人	二人	一二人	四人	三人	六人	二三人

三、小頭以下之配置　慶應元年八月（豐多摩刑務所沿革草稿）

本牢當番晝夜	揚座敷同	百姓牢同	明ヶ番（翌日當番）	諸掛呼出召連	式日其他	明番ヨリ居越
六人	四人	四人	一四人	五人	五人乃至一〇人	

3. 勤務方法、鎰役以下の勤務方法に付ては享保元年當番所法度書（一）を定め、尙屢々町奉行より訓示を發して勤務の正確を期せしめた。

鎰役、鎰役は囚人出入に係る一切の監督に當り、諸口の鎖鑰を管守し、又人員改めの立會、牢死者の檢屍、牢內監察巡視等を爲し、囚獄事故ある時は式目及御內寄合等に代理列席す。

1. 朝五時出勤、總牢揚屋等を巡廻し殊に重病者竝出願事項の有無を問ふ。
2. 食事、買物等下附の際立會。
3. 夕七時平番同心交代の際、小頭と共に立會し、牢內を改め且裏鞘をも檢查す。
4. 諸係（町奉行、火附盜賊改等）呼出の囚人歸牢の際、牢屋窒戶前口にて人數高を檢し且錠前等を改む。

小頭、當番所及護送、警固等の監督に當る。

1. 夕七時交代の際鎰役の立會を受け、牢內に入り人數を改め且裏鞘を檢す。
2. 夜間は不寢番を爲さゞるも、不寢番の者懈怠なき樣監督す。

世話役、小頭の助務にして各當番所には必一人當直す。

1. 朝五時交代時に出勤し、牢番同心に立會し惣牢人數、留帳を改む。
2. 當番所に勤務し、囚人出入は勿論下男出入を見張諸事注意監督す。

打役、拷問及敲の打役を擔任する外、遠島、入墨其他死刑の執行を掌る。

物書所詰、受付記帳の事に當る。

平番、當番は當番所に勤務し、若は呼出護送の警固に從事す。

1. 當番所勤務は一晝夜勤務とし朝五時出勤し、食事兩度、藥三度、茶三度其外湯水の給與、買物下附の際竝下男鞘出入の都度之に附添監督す。
2. 且夜五時より明六時迄三人宛不寢番を爲し、牢鞘、外廻りを下男二人に提灯を持ち且柏子木を打たせて巡廻す。
3. 當番の內一部を日勤とし呼出護送等に從事す。

物書役、役所向書類諸帳簿（清帳を除く）一切の管掌に當る。

勘定役、勘定方一切を掌る。（牢屋敷の入費を證する清帳に記帳精算す）

賄役、賄方に係る一切の事項を掌る。

c下男　囚獄同心の外尙獄內雜務に從事する爲下男數十人を置いた。給料の定額は一兩二分、一人扶持にして、外に一日錢四文の味噌代を給した。定員は初め三十人なりしが、安永四年百姓牢落成の際三十八人となり、後慶應元年揚屋建增の際十人を增し、四十八人となつた。安永時代職掌別現員は左の如くであつた。

○牢屋下男職掌別人員（安永年間）（豐多摩刑務所沿革草稿）

職掌／人員／待遇	賄所下役（部屋頭）	張番部屋頭	門番	賄所食掛	張番役割	藥煎役	食焚	張番	夜具持	米搗	臨時増米搗	計
配置人員	一	一	二	一	二	三	四	一九	一	一		三四
給與實況	三人扶持	二兩一分一人扶持	二兩三分二分一人扶持	一兩三分一人扶持	〃〃	一兩二分	〃〃	〃〃	三兩二分三兩	〃〃 三人扶持	—	
手當	每月二分ノ處天保十三年一分ニ改ム	—	—	—	—	—	夜扶持日米四升	賄所兼務ハ毎月三貫八百文	— 毎月六百文			
備考	張番ハ張番專務（面番ト稱ス）其他賄所、囚人繩掛ケ御仕置者ノ取扱又ハ牢間牢内改及小買物取扱諸向ノ使、夜番拍子木打等ニ從事ス。尚賄所ニアル者ハ飲食物、行水湯、掃除水等各牢内ヘ運搬配與ニ從事ス。寛延四年張番所法度書（二）ヲ定メ新任者アルトキ之ヲ讀聞セタリ											

d 辻番　以上の外辻番十二人を置き、牢屋敷廓外の番所に配置して時々周圍を巡警し、行倒れ者等を申告せしめた。給料は月金二兩銀十匁であつた。

e 醫師、牢屋手附醫師三人（本道二人外科一人）を置き、本道は毎月手當金として一兩を外科には毎月金二分を宿代として給し、其勤務は本道二人は毎朝見廻り、内一人は晝間詰切とした。外科は通例二日隔きに一回見廻らし、めた。是等兩道醫師に對しては以上手當の外煎藥、膏藥共に一帖銀二分五厘の價を以て藥價を支拂つた。天保年間改革の際「十人扶持を給し、外に宿代、町屋敷料若干、藥價代として本道は一年各五十兩外科は二十兩を給する事」に改めんとしたが、如此受負制度の採用は勢ひ投藥數減少し、輕病囚の如きは遂に藥用することを得ざるに至らんことを慮りて取り止めとなつた。

f 非人の傭役　尚以上の外入墨、敲、晒、死刑の執行其他護送等に付ては雜役人足として多數の非人を人足として使役した。非人の日給は一日三十五文乃至百文にして毎日四五十人を傭ひ上げ、引廻の上獄門、磔、鋸挽刑の執行等に當りては數十人の非人を使役し、各れも穢多頭彈左衞直接又は非人頭善七より差出さしめた。

g 各職員定員變遷　以上各職員の定員變遷は左の如くであつた。

○牢屋敷職員定員（豐多摩刑務所沿革草稿）

年別／定員	囚獄	同心	下男	辻番	醫師	計	上欄年間囚員
天和元年迄	一	四〇	三〇	一二	三	八六	不詳
同年ヨリ	一	五〇	三〇	一二	三	九六	延寶二年　三四六 寬延元年　三七〇 寶曆二年　三一〇
安永四年ヨリ	一	五八	三八	一二	三	一一二	天保十三年　三七五
慶應二年ヨリ	一	七六	四八	一二	三	一四〇	同年十月　九〇〇（無宿者入牢ノ爲增加ス） 概ネ四四〇人以下

(2) 監督職員

a 町奉行與力同心の配置、傳馬町の獄舍は町奉行の目代として與力二人を牢屋見廻役として配置し内一人宛毎日巡視監督として（三）獄署に勤務し毎朝四ツ時に總牢見廻（獄舍全部の巡視）等を爲し又兩町奉行より組同心各二人を常務として配置し晝夜一人宛出張して門番其他戒護取締の監督の事に當つた。如此監督方法は世襲制度に伴ふ當然の處置と見るべきであるが幕府が如何に用意の周到にして諸弊の豫防に留意せるやを窺ふに足り現今に於ける監獄巡閲の制度の如きも其由來する所頗る遠いのである。

b 徒士目附及小人目附の巡視。徒士目附及小人目附は目附の指揮に隨ひ監察の事に從ふものにして毎日一回晝夜の別なく不時巡視を爲す（四）の外牢内拷訊等に立會した。

c 其他の職員巡視　三奉行、目付、勘定奉行支配職員中勘定組頭、勘定衆、火附盜賊改役及其組與力も隨時牢内を巡視した。

（一）本牢當番所法度書（南撰要集）
一　牢番一日一夜ヅツ、無二懈怠一相勤可レ申候事、
一　不レ寢番之節、無二油斷一可二相勤一候、風雨之節、別而繁々牢廻リ可レ仕事、

一牢名主並囚人と心を合せ、賄賂金取レ之、依怙贔負仕間敷候、尤囚人好身之もの に被レ頼何ニ而も申次間敷事、

一番代リ之節印形取替シ、受取渡可レ仕事、

一牢舎之もの方へ届錢之儀ハ、一ケ月五百文ニ限レ之、其外品々持参候はゞ相改、當人呼出、物書立合可ニ相渡一候、尤手形ニ無レ之物、一切相届申間敷事、

一下男牢鞘へ出入之節、無レ斷出入致間敷事、

一囚人入牢之砌、並呼出歸リ之節、衣類其外入念相改可レ申事、

一牢舎之ものニ付、輕き音物たり共受申間敷事、

一摠而御詮議もの有レ之砌様子承候共、堅他言仕間敷候、

一於ニ番所一取沙汰仕間敷事、

一口部屋之女と、不作法成儀仕間敷候、若左様之者及レ見候はゞ、親類縁者たり共不ニ隱置一、此方へ可ニ申聞一事、

一遠國ゟ牢舎之もの煩候ニ付、預ケ相成、江戸宿ニ罷在候内、知人縁者ニ有レ之候共、彼方へ參間敷事、

一醫師療治ニ參候時分、當番同心一人相添、煩候囚人入レ念様子爲レ伺可レ申事、

一摠而群集之場へ參間敷候、惡所堺町木挽町へ參ル間敷候、勿論博奕諸負勝仕間敷事、

一於ニ番所一酒煙草無用之事、

一埋門ゟ内へ諸掛リ役人ニ而も、案内無レ之候ハヾ猥ニ不レ可レ入事、

一出火之節、不レ限ニ遠近一不レ殘可ニ相詰一候、假令病氣忌中たりとも、歩行相成候ものハ、不レ及ニ其斷一可ニ罷出一事、

右之條々堅可ニ相守一萬一相背もの於レ有レ之ハ、可レ爲ニ越度一もの也、

享保元申年十月

(二) 張番所下男法度留（囚獄留帳）

一張番所明不申候様に急度可相勤候事、

附其日之帳番に當候者埋門入口に出帳居候而可勤候

一火之用心大切に可相守候表番うら番弐人宛半夜代り前々の通無懈怠可相勤事、

附出火有之候はゞ不限遠近爲知可申候

一囚人買物調達遣候儀一日兩度に相限候間其節之儀は當番人之差圖を請可申候、尤買物等銘々改を請可相渡候事、

一入牢之者有之節衣類等隨分念入改可申候金子並書物双物等改出候はゞ早速可申聞候若隱置候はゞ急度可申付候事、

一於下男部屋賄之諸勝負一切仕間敷候事、

一他所之者張番所に一切差置申間鋪候事、

一惡所堺町木挽町江參申間鋪候事、

一表門出入之儀四ツ時切に可限之候猥に出入すべからざる事、

一御詮議者之取沙汰内外に而も一切申間敷候事、

右之條々急度相守可申候若相背候者有之候はゞ可爲越度者也

寛延四年未三月

此法度書張番人代候もの有之度々其者に讀きかせ可申事、

(三) 牢屋見廻與力の巡視方法は

1. 病人の容態を醫師より聽取し且書面を以て諸願を上申す。

2. 賄所を巡視し食菜を檢し、賄役へ諸般の注意等を爲す。

3. 一ケ月四度惣牢改を爲す（寛政以前は二回）

(四) 晝間は鎰役立會の上牢内鞘の内に入り科人の申立の有無を訊ね、寃罪を豫防し一面又牢内處遇殊に牢名主の取扱方に付非違なきを期した。夜間の巡視は外鞘外を見廻り、一面牢屋同心勤務方の監督に任じた。

石川島人足寄場の職制

人足寄場制度に付ては曩に「作業變遷概觀」に於て其起原沿革の概要を述べ、其の近代自由刑への發展過程を略説する處あつたが、明治初年に於ける各地の徒場及懲役場の職制の如きも、概ね寄場の職制を母體として漸次其體系を整ふるに至つたことは、各刑務所の沿革に徴しても明白である。仍て玆に石川島寄場の職制を概説することゝする。

(1)、場内職員。

寛政二年創立當時は建設者火附盗賊改役長谷川平藏自ら之が管理の任に當り單に取扱と稱へしが、約二年の後寛政四年六月徒士目附加田銕太郎人足寄場奉行に任ぜられ、爾來明治新政に至る迄引續き奉行の職を置いて之を管掌せしめた。其場内職員の格式、祿高、事務分掌等は左表の如くにして、(1) 元締役は一名宛宿直し作業戒護並炊場事務の監督竝に庶務に從事し、(2) 下役は鎰以下隔日に宿直して人足の戒護取締竝授業に從事し且不寢番をも勤め、(3) 寄場差配人は主として釋放者の保護、囚情の査察竝用度事務の補助に從事せしめた。

○石川島人足寄場々内職員一覽（寛政年間）

職名／待遇	格式及定員	祿高
奉行		同心
役所詰元締役同心	大工頭格一人	二百俵二十人扶持
下役	小普請世話役格三人	五十俵三人扶持
同心	手業掛三人	各二十俵二人扶持
	見張鎰役三人	
	春場掛三人	
	蠟燭灰製造掛一人	
	畑掛一人	
	油絞方掛八人	
	新番所見張掛二人	
	門詰八人	

備考1.外に手附醫師二人、心學教諭師一人、寄場差配人一人、下男及抱船頭若干名を置く。(寄場差配人は人足中特に嘱望ある人物を抜擢して任命した)。尚同心に對しては文化年間頃より手當三兩乃至五兩の給與あり。
2.本表は主として原胤昭著「出獄人保護」に依る。

(2)、監督職員。

寄場には囚獄と均しく町奉行の目代として南北與力二人隔日交代に寄場に出役して見廻役を勤め、又町奉行組同心中寄場掛常詰を命じ、南北兩組より隔日に一人宛勤務せしめた。寄場見廻の任に當る與力は之を番方與力と稱へ、與力中の末班若年者又は新參者を以て之に充てたが、能く寄場職員の獨善擅恣を牽制するを得たことは囚獄の場合と同樣である。

尚此外徒士目附二人、小人目附四人に定詰を命じ、日々徒士目附一人、小人目附二人宛朝五ツ半時(午前九時)より夕七ツ時(午後四時)過迄勤務した。

各藩の囚獄職制及寄場職制

家光の將軍職を繼ぐや頻に幕政の強化を圖り、寛永十二年武家諸法度を改訂し「萬事應江戸之諸法度於國國所々可遵行之事」を命じたが、尚諸藩に對し或程度の自主權を認めたる爲、各藩は德川幕府以外に夫々自藩に適合せる制度を設け、其獄制の如きも頗る區々たるを免かれなかつた。仍て玆には地方職制中最も普遍的なるもの及最も特色あるものゝ二三に就て略說することゝする。

(1)平　藩。(一)

二個の牢獄あり、一を揚屋といひ一を牢屋と呼んだ。

a、揚屋は大目附の管理に屬し、其配下に屬する徒士目附及下目附をして時々巡視監督せしめた　揚屋の看守者を揚屋番と稱し、組足輕二名宛晝夜詰切り日々交代勤務した。尚下番として仲間一、二名を配置し、罪囚の賄其他構內掃除等の雜役に服せしめた。

b、牢屋は町奉行之を統轄し、組同心をして時々巡視監督せしめた。牢屋の看守者を牢番と稱へ、組足輕一名を定番とし、牢屋構內の番所に勤務且居住せしめた。其下に仲間一名若くは數名(入監者の多寡に依り增減す)を配置すること揚屋の如くであつた。

(2)　大阪城代支配(二)

牢屋敷は東西兩奉行附の同心一人宛之が取締に任じ、其下に詰合方と稱して年若同心二人宛直接罪囚の警固に任じ、其他「番の者」と稱して大阪市內外床髮結二百十名を牢屋敷の警衞に充てた。每日申刻(午後四時)より翌日同刻まで、晝夜共に二十一名宛交替を以て勤務し、內一名は組頭といひ之が指揮に任じた。初め牢番は下男を以て之に充て、囚人一人に牢番一人を以てしたが、囚員の漸次增加するに隨ひ遂に伏見奉行牢屋の例に倣ひ床髮結を雇傭するに至つたのである。番の者は晝夜牢番所、表門、牢屋敷內等の警戒を爲し、又罪囚の取扱ひ、牢扶持、焚出し竝に牢內へ諸物品の運搬等を掌り、且敲刑の執行に當つた。

(3)　永戸細谷徒刑場。(三)

安政年間の記錄に依れば徒刑者二百人を上下し、職員としては寄場方平役及手代一人を置き場內一切の事務を總括せしめ、外に醫者二人(四)卒五人、主簿二人書記一人(以上同心)使丁四名小使二人を置き、卒は主として外役の取締に任じた。

(一)　明治十九年同二十年福島縣監獄統計表
(二)　廳府縣警察沿革史其三
(三)　水戸藩史料別記
(四)　醫師二人を配置し特に徒人の衞生保健に留意せることは頗る特色あるものとして注目に値する。

◉朝鮮總督府令第六號
刑務所出納員規則左ノ通定ム
昭和十四年二月四日
朝鮮總督　南　次　郎

刑務所出納員規則

第一條　刑務所及同支所(以下單ニ刑務所ト稱ス)ニ於テ製品ノ出張販賣ヲ爲ス爲必要アル場合ニ於テハ庶務課又ハ庶務係勤務ノ看守ニ對シ出納員ヲ命ズルコトヲ得

現金出納保管ニ關スル事務取扱ニ付テハ出納官吏事務規程ニ依ルノ外本令ノ定ムル所ニ依ルベシ

第二條　刑務所ノ製品賣渡代金ヲ現金ニテ納付セントスル者アルトキハ出納員之ヲ收納スルコトヲ得

第三條　出納員製品賣渡代金ヲ收納シタルトキハ第一號樣式ノ刑務所製品賣渡代金領收證書ヲ發行シ之ヲ納入ニ交付スベシ

第四條　出納員ノ領收シタル現金ハ其ノ都度之ヲ所屬收入官吏ニ拂込ムベシ但シ出納員遠隔ノ地ニ於テ領收シタル現金ニシテ其ノ都度拂込ヲ爲シ難キトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依ル拂込ハ刑務所製品賣渡代金領收證書原符及第二號樣式ノ刑務所製品賣渡代金受拂票ヲ以テシ刑務所製品賣渡代金受拂票原符ハ出納員ノ備フベキ現金出納簿ニ代用スルコトヲ得

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(樣式省略)

アノソフ教授の「生來性犯罪人説の歴史」

植松正

一

ロンブローゾの「生來性犯罪人」(delinquente nato) の概念は實證學派發達の中心思想として重要な歴史的意義を有することはいふまでもないが、所謂權威刑法の出現とともに再び特別の現代的意義を獲得するに至つた。また一方內分泌學の發達に伴ひ、新に體質と性格との關係問題が學界の注目を惹くやうになるにつれて、體質的犯罪性 (die Konstitutionelle Kriminalität) なる概念のもとに生來性犯罪人説は現代化された姿を採るに至つた。

生來性犯罪人説の史的變遷は、以上二つの觀點から考察することが出來る。しかも、刑法學的興味においては、一般に前者は後者を凌ぐものがあらう。アノソフ (Anossow, G.) 教授は〝Zur Geschichte des delinquente nato〟なる題名のもとに、この問題を專ら權威刑法の立場から考察し、生來性犯罪人説の生成、發展、失墜、および再興の過程をその思想的背景との關係において論述した。(Monatsschrift für Kriminalpsychologie und Strafrechtsreform, Heft 7, 1936)。これは現下の刑法學界にとつて、殊に獨露の刑事立法との關聯において、特に有意義な研究であると思ふ。こゝにこの論文の要旨を簡潔略評することゝする。

二

(一) 序論

生來性犯罪人説に關する論爭は旣に百年に垂んとしてゐるが、まだその思想的背景についての社會學的考察は殆んど行はれてゐない。しかし、それは必要なことである。

一體ある學説の浮沈は結局その學説の創始者の理想がある特定の時代の時代精神に合するか否かによつて定まる。こゝに述べる問題も亦この例に漏れるものではない。

生來性犯罪人説の社會學的淵源および哲學的根源を認識しようとするには、ロンブローゾの先驅者達が無言のまゝ所屬してゐた十八世紀の精神を探らなければならない。

十八世紀の精神生活の特徴をなす哲學思潮は (一) ラ・メトリ (La Mettrie)、ドルバック (d' Holbach) 等を代表とする (素朴的な) 唯物論、(二) カント (Kant) によつてその最高峰に達せしめられた觀念論および (三) ルソー (Rousseau) に端を發し、オウエン (R. Owen)、フーリエ (Fourrier) 等の唱導する社會學的理想鄉主義 (der Soziologische Utopismus) である。

この三つの思潮が、十九世紀の犯罪學の三大學派の基礎をなしてゐる。いふまでもなく、古典學派(die Klassische Schule) は觀念論の傳統から、人類學派(die anthropologische Schule) は、唯物論的學説から、さうして社會學派(die Soziologische Schule) はルソーの系統から出たのである。大體のところはかういふ關係になつてゐるが實際はなかなか複雜な結合をしてゐる。

互に相爭ふ刑法學の三大潮流がこゝに展開する。それは一見何等共通したところを持たぬかの如くであるが、社會學的に深く掘りさげて行くと、そこにもおのづから共通の思想が見出される。

(二) 古典學派と生來性犯罪人説

古典學派の人類學派に對する批評によると、兩派の間にはいかにしても結合し得ざる空隙が存するかに見える。つまり人類學派は人間の自由意思を否定し、責任を否定する。生來性犯罪人なるものを考へるかぎり、それは歸責無能力で、精神病者のやうなものであるから、刑法の領域から排除されねばならぬことになる。この空隙は初は容易に飛び越えられない。

しかし、ロンブローゾの弟子においては、勿論古典學派とは違つた意味においてゞはあるが、一身的責任が承認された。すなはち、フエリはその責任の淵源を人間が社會に住んでゐるといふ事實のうちに認めた。またガロファーロは全く道德的色彩に塗りつぶされた自然犯 (delitto naturale) なる概念を導入した。更に一時代下れば、この一身的責任は一層强調されるに至つてゐる。ヴエルヴエック (Vervaeck) は生來性犯罪人説失墜の原因につき次の如くいつてゐる。「この學説の最初の誤謬は、犯罪原因論において社會的環境の重要性を看過したことよりも、むしろ人間の完全性を否定したことにある」と。またいふ。「ロンブローゾの説は妥協性がなく、早く成功し、速く結論に達し、非常に革命的な結果を來したゝめ反感を買つた」と。そこで是認されるためには、この學説は革命的性格を捨てなければならなかつた。ラメトリーやドルバックのイデオロギーを緩和しなければならなかつた。かくて、ロンブローゾ自身その學説においてかういふ經過を採つたのであつた。

この學説は犯罪に對して慈悲と寬容との態度に出づべきことを教へ、犯罪の理解に導いた一切を知ること、それは一切を許すことである。この意味において眞に新な時代を劃するものである。

吾人にとつて興味のあるのは、ロンブローゾ學派のあらゆる人々に爭なきこととして、犯罪の主要原因が犯罪人のうちに固著してゐるといふ見解の存することである。「環境か素質か」との問題に對して「素質」と答へるのである。しかもその答は決して行爲に對する一身的責任を否定したのではない。ロンブローゾの最初の考は運命觀に近かつたであらうが、後にその思想が發展してからは責任措定の學說に到達してゐる。さうして、生來性犯罪人の最近の形態たるデイ・テュリオ（di Tullio）の所謂（die Kriminelle Konstitution）犯罪性體質の概念においては、生來性犯罪人にも責任あることは最早疑の餘地を存しない。

かうして、吾人は、最初は到底征服し得ないやうに思はれたロンブローゾの學說と刑法との間に橫たはる溝渠に橋かけることが出來さうな傾向を見るのである。これは極めて內在的な發達の結果として起つたのである。

（三）社會學派と生來性犯罪人說

十八世紀末葉における革命の蜂起は延いて刑法の進化を促した。犯罪の增大は遂に應報主義刑法の如何ともなし得ざる問題であつた。そこへロンブローゾの生來性犯罪人說が現れたのである。しかしながら、この新學說に對する最大の攻擊は法律學上の古典學派よりはむしろ社會學の方面から行はれた。ヴェルヴェックの記述するところによれば、一八八九年パリの學會ではラカサーニュ（Lacassagne）、マヌーヴリエ（Manouvrier）、ブルーアルデル（Brouardel）、タルド（Tarde）等を始として全フランスの學者いな全世界の學者が社會的環境論に共鳴し、次いでブリュッセルの學會では犯罪人に關する解剖學的概念（la conception anatomique de la criminalité）の支持者の敗北を宣告したのである。

この社會的環境論の擡頭は、實は古典學派にとつては新しい敵手の出現なのである。

第三の潮流たる空想的社會主義は、人間は本性善なるものであるが、惡い社會的施設のために惡化すると見る。從つて犯罪は全く社會的條件の所產であり、責任は社會にあると說く。極端な表現でいへば「犯罪人を除くすべての世界に責任がある」といふのがこの學派の主要思想である。この說を論理的に發展させると、今日の社會秩序に對して大きな危險を齎すことになる。

十九世紀の社會經濟的生活は社會主義の嵐を益々狂暴にした。犯罪の淵源を社會經濟的生活は社會秩序の個々の缺陷にあると見るよりも、むしろ社會の根本構造にあると見るに至つた。

人類學派はその根本思想において古典學派と一致する點を持つてゐる。この兩者はいづれも人間を以て犯罪の第一原因としてゐる。しかるに、社會學派は全然傾向を異にする。社會學派では、犯罪人以外の萬人に責任ありといふ思想を全面的に受容れないにしても、惡い社會組織を以て犯罪原因と考へてゐる。

しかし、社會學者の主張する環境論はその單純化された形態

においては、一身的責任を否定し、人類學派はその最近の形態においては、この觀念を肯定する。そこで、イタリヤ刑法典は生來性犯罪人の觀念を「本能的犯罪人」（delinquente istintivo）なる形で取入れてゐる。

一般にこゝでは、生物學の方が社會學よりも大きな名譽を擔ふものである。素質——環境といふ對立では前者が勝利を得る（クローンフェルドの性格學教科書を見よ）。これは今日重大な意義を有する種族論（Rassentheorie）と直接の關係を持つ。種族論は公定の哲學であり、刑罰は優生學的目的にも叶ふべきである。適者選擇の手段でもあらねばならぬ。法官は生物學的に有意義な法を適用すべきである。今日の刑法の文獻の特色は刑事司法の軟化に對する鬪爭にある。この軟化は犯罪原因の生物會的社會學的研究にその端を發してゐる。その世界觀的基礎は哲學上の理性論と自然科學的實證主義のうちに、またその政治的表現はマルキシズム的社會主義のうちに見出される。社會主義は犯罪研究においては環境の影響を過大視する。環境の過大視は教育思想の過重視と相接してゐる。これに對し、メツゲル（Mezger）は極端な環境論は全體國家には取入れられないと主張してゐる。それは、全體國家においては、個人は自己の行爲につき民族全體に對して責任を負ふものであるからである。しかるに、ロンブローゾの學說は、全體國家にとつてはまことによい基礎を用意したのである。彼の所謂生來性犯罪人は最早その最初の夢に描かれたやうな姿では存在しないが、改良され發展させられた形態において全體國家に役立つことは爭へない。刑事司法の軟化を克服するには有力な武器である。まことに、メツゲルのいふ如く、人類學と醫學とは吾人に對し素質その他人間の精神生活の體質的前提條件に關する深き洞察を與へ、責任能力の限界を正確に限定することを教へたのである。遺傳生物學は所謂「先表出」（Vor-Ausdruck）のうちに顯示される生得的傾向を確定することによつて、發達の豫後診斷を可能ならしめたのである。そこに生來性犯罪人說の全體國家的立法に對する特殊の意義がある。

應報と責任とを樞軸とする刑法は職業的犯罪その他の重罪犯にとつては無力である。かういふ犯罪の克服は犯罪人の體質生物學的概念の援助を借りて初めて行はれ得る。從つて生來性犯罪人もこの意味において新しい形式に向つて構成される。この概念は法律秩序維持のために哨兵の役目を勤むべきである。

（四）歷史學派と生來性犯罪人說

歷史學派の諸說と種族論との間には一脈相通ずるものがある。歷史學派は刑法學における理性論や自由主義とは到底相容れない。歷史學派の說く民族精神なるものはその生物學的基礎を遺傳學に仰ぐものである。歷史學派と種族論との間には百年の距りはあるが、いづれも同一の現象に對する反動として現れたのである。前者は十八世紀の理性論に對する反動として、後者は十九世紀の自由主義に對する反動として起つた。しかもこ

の自由主義たるや結局理性論から派出したものなのである。

現代刑法の動向の特色は自由主義に對する反動といふ點にある。こゝにおいて刑法の主要な範疇と概念とは今迄とは違つた構造と意味とを持たねばならぬ。殊に責任概念は十九世紀のそれの如く、個人的色彩を持つたものであつてはならぬ。それは責任の概念をそのまゝ存置しつゝ、意志の自由はこれを否定する。まさに犯罪主體的方面の客觀化（die Objektivierung der subjektiven Verbrechensseite）といふことが行はれるのである。責任の概念は、最近の意味においては、次第にフエリの「人間は社會に住むがゆゑに責任あり」との方式に近づきつゝある。

ロンブローゾの刑法論は早くから一の特別豫防說として特徴づけられてゐるが、新國家はさういふ一面的な特別豫防を拒否する。それは最大の重罪犯は改善可能を考慮することなくして處罰し、それに次ぐ犯罪には教育の領域を限局するといふ方針に出てゐるから、結局權威刑法は改善可能なる者をも幾分放棄することになる。かういふ意味において生來性犯罪人說を基礎とする刑法理論と種族論を基礎とする權威刑法とは全然相融通するところなきものであると主張する學者もある。ダーム（Dahm）およびシヤフシュタイン（Schaffstein）がそれである。

しかし、事態は決してさうでない。人類學派も生來性犯罪人に死刑を科することを唱導したのである。一面的特別豫防から出發したのではない。その指導精神は社會の保護にある。一部の氣のよい自由主義の刑法學者が感傷的な慈悲をこれに捏造附會したに過ぎない。

他方においては獨斷的刑法學說も違つたものになつて來た。こゝでは刑法における目的論的概念構成（die teleologische Begriffsbildung）が問題になる。これは類推の問題、實用性（Praktikabilität）の問題等と共にあきらかに傳統的な法律學的形式の解體現象である。しかも、ロンブローゾ主義に對する論爭の歷史を知る者にとつては、この現象は固定した獨斷的形象に滿ちた刑法學の世界を攪亂し、人類學的思想の侵入を容易ならしむるものだといふことがよくわかるのである。

ゾンメル（Sommer）はその著犯罪心理學（Kriminalpsychologie, 1904）のなかで「生來性犯罪人說は、獨斷的立法者の手中においては、個人の人格的自由に對する恐るべき兇器となり得る。強列國においては、この學說の誤用による危險がある。フランス革命における保護監察のやうに、新成國家にとつての危險分子に對し無限の權力を有する國法には、生來性犯罪人說は最もよく適合してゐる。」といつてゐる。實に、この學說は警察國に適應し、法治國には不適當である。法律秩序が法治國の理想から遠ざかれば遠ざかるほど、生來性犯罪人說は益々好適な狀態に置かれるのである。

（五）現下の法律秩序における生來性犯罪人說の地位

然らば現狀は如何。犯罪人のうち、今日「生來性」とか「本能的」とか「常習的」とか呼ばれるところの最も危險な部類に屬する者に對して特別な取扱を爲すべきだといふ思想は、警察國の要素が今日の法律生活中に侵入して來たことを意味するのではなからうか。法治國の支柱たる法律平等の原理から一群の人民は除外されるのである。

さうして十九世紀の樣式による刑法、古典學派の刑法がほんの些事にしか適用されなくなるやうな時代がやつて來ることが出來ぬであらうか。この古い刑法を今迄支へてゐたのは、かういふ法律形式が民族の倫理觀に照應するとの信念であつた、しかるに、今や吾人は、法律的秩序は倫理的見解の影響下にあるとの思想に注意しなくなつた。さうして、刑法の「永遠の基礎」たる責任、應報、罪惡等の言葉は最早民族の心意のうちに何等の反響をも見出さぬかに見える。けれども恐らくは既に發達の方向はこれと異るものがある。かくて吾人は、社會主義の學說から直接の結論を出すかそれとも最近代の意味においてロンブローゾの學說に左祖するかの選擇の自由を與へられてゐる。ヨーロッパに於ける發達は後者の道を選んだ。こゝにおいて吾人は、サルダナ（Saldaña）教授が「新犯罪人類學」（La nouvelle Anthropologie criminelle, Revue de droit Pénal et de criminologie, 1933. Ⅲ）のなかで提出した「ロンブローゾの名はガリレオ、ニユウトン、ラプラースの名によつて儀仗せらるゝか、寧ろそれはジヤン・バプテイスト・ラポルタ、コルネイユ・アグリッパ等の名と結合するだらうか、それとも全然その名は殘らぬだらうか。」との問題に對して答へることが出來る。すなはち第一の間に肯定を以て答へる。ロンブローゾは丁度よい時代に出たのではなかつた。彼の時代はなほ將來やつて來る。彼の學說はあまりに早く「終局を告げた」とされてしまつた。彼の創始したものはあまりに早く勝ち誇つた反對者達に復讐し、やがてその上に花咲くべき土臺を既に獲得したといふべきである。

三

上敍を以てアノソフ教授の論旨の紹介を終る。結局いはんとするところは、生來性犯罪人說は改善され發達せしめられた姿すなはち犯罪性體質といふ意味において今後の刑事立法に重要な意味のあることを主張するにある。それが現時のナチス立法の傾向と結びつけて說かれてゐる。さうして「法律秩序が法治國の理想から遠ざかれば遠ざかるほど、生來性犯罪人說は益々好適な狀態に置かれる。」といふ教授の言葉はその論述中最も重大な意味を持つ結論である。

筆者は疑ふ、果してさうであらうかと。いな、筆者はこの結論を否定する。法治國的な法律基礎の愈々嚴格强固なる上に打立てられた原理に從ふのでなくては、生來性犯罪人說の適用による犯罪人の豫見は極めて危險である。假に、犯罪人たるべき

者をその犯罪行爲以前に豫見することが可能であるとしても、その豫見を基礎として行はれる裁判は、行爲の發現を俟つて行はれる現在の裁判よりも、一層嚴密な法律規範に準據してなさなければならぬ。放漫な準繩に則つて、しかも犯罪行爲なき以前に、人の自由を拘束することは、自由主義を排斥する國家においても、斷じて許さるべきでない。所謂權威刑法の國においても、この意味の自由は確保されねばならぬ。全體主義を基調とする國家といへども個人の自由を否定し去るものではない。それは全體の利益のために個人の犧牲を極度に要求するものに過ぎぬ。法規的根據の稀薄な、危い豫見によつて人の自由を拘束することは決して全體の利益になるものでない。

更に一歩退いて、そもそもこの豫見が可能なりやを考へてみると、こゝにはなほ別個の問題がある。ある特定人の體質が所論の「犯罪性體質」なるものかどうかといふことは、今日の科學を以てしては未だ確定し得ない。今日では病的人格者(Psychopathen)たるの體質がある程度に豫見され、その病的人格者の何パーセントかゞ犯罪人になる。しかもその犯罪人になる率が正常人よりも多いといふので、これが犯罪性體質と呼ばれることがあるが、これだけの事實から、直ちに犯罪性體質の豫見が可能だと見ることは甚だしく早計である。

一轉して刑罰思想の發達史に照して見よう。原始的な時代においては、法益侵害といふ結果のみが注視された。從つて過失犯と故意犯とが同格に扱はれ、人間以外のものにも責任が認められ、責任能力の限界は全然考へられてゐない。それが文化時代になるにつれて、犯罪は行爲者の人格との關聯において考へられるやうになる。犯罪は犯罪人の人格の表出(Ausdruck)と見られるから、刑罰は犯罪の實現を俟ち、犯罪人の人格を考慮して科せられる。然るにアノソフ教授は既に先表出(Vor-Ausdruck)だけを見て犯罪人を犯罪人として處遇することを是認する。そこに一歩前進した論旨が見られるのである。しかし、こゝに先表出とは犯罪性體質に外ならぬのであるから、この先表出によつて人を犯罪人として處遇することの出來ないことは既に述べたとほりである。思ふに體質も一の表出であつて、強ひて先表出などゝいふ必要はない。たゞ問題はその表出が一義的に確實な犯罪性の表出でないことにある。犯罪性の表出であるかも知れぬが病的人格の表出であるかも知れぬといふやうな兩義的なものであるかぎり、到底この表出のみを根據として人を犯罪人にすることは出來ない。況んやその表出は多くは單に病的人格の表出たるに止るにおいておやである。それはむしろ精神病者監護法といふやうな法規の支配範圍を擴大すべき領域である。然らば、犯罪性體質は刑事政策的に無意義かといふと、決してさうではない。これについての深き理解と鋭き洞察とは、法官をして法益侵害の事實よりも人としての犯罪人に注目せしめ、たとへば公訴權の運用特に現行刑事訴訟法第二七九條に所謂「性格」の考量および刑の量定の上などに大きな發展を釀すであらう。

第十二回國際刑法竝刑務會議議題

左に譯出したのは本年ローマで開催される第十二回國際刑法竝刑務會議において討議せらるべき議題のプログラムである。此のプログラムは昨年五月十四日から同月二十一日に亙りフロレンスで開催された國際刑法竝刑務會議の席上において決定を見たところである。

第一部　立　法

第一問

現今の刑罰規定による刑事裁判官の自由裁量の擴張に顧みるとき、此の裁量の行使に規準を與ふべきではないか。

說　明

近時かなり一般的に行はれ且つ特に若干の國々において强調されてゐる刑事立法の最も重要な革新の一つは、疑ひもなく裁判官の裁量の擴張である。そこに含まれてゐる權能の行使は個別化を容易ならしめるものであつて、それは犯罪者に對する近代的鬪爭における最も根本的な原則となつたのである。しかしながら、他面此の擴張はその適用および作用を害ふことあるべき過誤の可能性を包藏してゐる。玆において裁判官をして此の困難な任務を適切に遂行せしむるに足る精確にして明白な規準を法規で定めることが望ましくはないかといふことを檢覈し、さらにかかる規準はいかなるものなるべきかを討究することが必要であるやうに思はれる。

第二問

一般に「詐欺」と名付けられてゐる行爲の犯罪構成要件をいかに定めたならば、これらの規定の效果を國際的分野にまで能ふかぎり及ぼすことができるか。

說　明

詐欺といふ犯罪は頻繁に行はれ且つ害の大きいことのゆゑに、さらにまた全世界を通じて行はれる形態の多種多樣のことのゆゑに特別の注意を要するものである。各國の刑法は一二の種類について定められた規定を含んでゐるのであつて、そこには大きな、さうして多くの差異を示してゐる。これらの規定は當該の行爲を把握し且つ克服するにそれ自身一般的に十分だと見られ得るだらうか。そこには疑問が存する。既に嘗ての會議——ブダペスト一九〇五年——において採擇された決議は、時勢の推移に伴ふ財政、商業および工業の發達に應ぜんがために

これらの規定の根本的な新研究を推奨してゐる。尙ほ、上に述べた差異は犯罪に對する闘爭における國際的司法共助に當り主として犯罪人引渡に際して引渡國および被引渡國に生ずる幾多の困難を來すといふことが示されてゐる。かうした事情であるから、詐欺に關する規定の能ふかぎり統一的にして合目的的な構成が必要とされるわけである。

第三問

被害者の權利は刑事訴訟手續においていかに規制さるべきか。

說　明

歷史的發展の初期の段階にあつては、刑罰は相當に被害者の損害賠償の役割を勤めてゐた。ところが、今日刑罰は「公刑罰」として行爲の犧牲を全く無視するに至つてゐる。事實、行爲者による被害者の損害賠償はイタリア學派によつて多くの法律違反者の第一の義務の一つとして主張され、且つ他の方面の多數の刑事學者によつて支持されてゐるところであるが、立法の上には未だ適當な場所を得てをらず、纔かに例外として此の思想が徐々に現れてゐる若干の最近の刑法草案があるのみである。もし被害者の權利にして現在よりもより有效に保護さるべきものとせんか、此の要求の實現に際しては次ぎのやうな種種の問題が起るのである。すなはち、その補償は或る場合においては國家の權利に優先すべきか、裁判官は職權をもつてまたは單に被害者の請求によつてこれをなすべきか、さらにまた一般に損害の補償は刑罰の制裁たると同時に社會的義務の履行たるのと認めらるべきかの諸點である。さらに特に研究すべきは、いかにしてまたいかなる範圍において被害者は直接に刑事訴訟手續に關與し得るかといふことである。尙ほ、財產權上のもしくはその他の損害の確定の方法、補償に關する判決の執行などをいかに處理すべきかについて生ずる主要なその他の手續問題がある。

第四問

（意見の交換のみで、決議を要しない。）

特殊な心的・生理的異常のゆゑにまた著しき累犯性のゆゑに特別な取扱に服すべき法律違反者の管轄官廳およびその決定の原則に關する問題。

說　明

特に取扱に困難な種々のグループの法律違反者、すなはち精神的および心的劣等者もしくは異常者ならびに頻繁な累犯者に關する行刑の特殊化が必要なことについては、一般に今日意見の一致してゐるところである。しかしながら、これらのグループに屬する人々の決定に當つては學問上および實際上の性質を有する幾多のまた非常に複雜な問題が生ずる。そこで此の點に關する裁判所および刑務所の實踐は未だに不確實であり、不平

均であり、且つ事實餘り發達してゐない。ほんの二三の國だけが現在やつと體系的に犯罪生物學上の施設を立ててゐるのであつて、これらの法律違反者を取扱ふべき官廳および官吏の學問的用意に關して目的意識的に且つ滿足すべき仕方で考慮されてゐるところは殆んどないのである。

かうした事情に顧み、種々の提議と各國において得られた經驗を論ずることができるやうに此の議題が日程に上せられてゐるのである。かくして蒐集された資料に關する意見の交換は、いかなる官廳の官轄に屬すべきか、いかにこれらの諸官廳の權限が分配さるべきか、また當該法律違反者の決定についていかなる原則が立てらるべきかに關してその一般的意義を明かにするであらう。

第二部　行　政

第一問

近代の監獄制度において外役を執行形式として適用することは推奬に値するか、またこれをいかに組織すれば、これによつて同時に教育的效果と經濟的および社會的に有效な收穫を擧げることができるか。

說　明

作業があらゆるよく組織された監獄制度の本質的要素であるといふこと、ならびに作業の合目的的組織が社會經濟上の理由からしてまた刑罰の實際的形成の理由からしても重要であるといふことは一般的に認められてゐるところである。刑務作業の現れる種々の形式の一つが外役であつて、それは土地の耕作および改良もしくはこれに類似した目的に役立ち、特殊な教育的影響を與へるのに適合せるものと見られてゐる。だが、監獄學の專門家の間では、此の制度の要求する移動刑務所もしくは農業刑務所における作業が果して收容者の上にまたは少くとも或るグループの收容者の上に十分效果を擧げてゐるか否かについて意見の一致を見てゐない。

されば、諸國における外役について獲られた經驗を蒐集し、また收容者に與へられる報酬の計算などや移動刑務所および農業刑務所における秩序治安の維持や建物の建築のごとき、此の作業形式の遂行に際して現れる諸問題を取扱ふことが有用であるやうに思はれる。それと同時に、社會狀態、氣候および剩餘農業人口のゆゑに多數の農業刑務所を經營せざるを得ない諸國の經驗を調査することが特に望ましい。蓋し、工業的作業を營む刑務所の組織はその高價な設備費用のためにも且つまたその工業的生產物の賣口のためにも多くの困難を呈してゐるからである。

第二問

精神病的素質を有しながら自由刑の宣告を受けた者は特別の

處遇を要するか、もししかりとせば、いかなる方法によるか。

說　明

異常にしてまたそのゆゑに刑罰による改善が全然不能だと見られてゐる行爲者の處遇については一般的には何等の困難もない。しかし、或る精神異常や特に精神病的特徴があつてもなほ刑罰による改善の可能性がないとはいへないやうな法律違反者に對して多數の近代の刑法が規定してゐる處置については、これと事情を異にするものがある。此の場合は、かかる者が自由刑の宣告を受けた際、當該の刑罰の服役について一般的に定められてゐる規定とは相異なる處遇を受くべきか否か、しかもいかなる點において且ついかなる範圍において相異なるべきかの問題が生ずる。なほ此の問題については大きな實際上の困難がある。すなはち、かかる者に對して適當だと見られる有效な精神的措置が比較的短期の刑罰中にあつていかにして遂行されるか、ならびに收容者の特別の處遇の目的に相反してかかる收容者が兎角にかうした處遇について抱く誤つた觀念によつて傷けられることをいかにして防ぐかといふことがこれである。

第三問

（意見の交換のみで、決議を要しない。）

いかに殖民地における刑務所は組織さるべきか。かかる刑務所は唯單に刑罰たる性格のみを有すべきか、それともまた自由殖民のために備へることによつて全體の利益に奉仕すべきか。

說　明

一定の監獄制度がなるほど同一の人種に屬する人民に對して適用されはするが、殖民地における住民に對しては多少とも異なつた制度が必要だといふことは、多數の諸國の承認せねばならぬところである。何となれば、殖民地では或通普る一つの人種と皮膚の色の人々が異なつた人種と皮膚の色の人々の支配に屬してをり、且つ支配民族と屢々此の地方に永く定住してゐる土著民との間では倫理上、法律上および社會上の差異からして生活條件が甚しく相異なつてゐるからである。

生活標準が非常に低く且つ仕事を得る可能性の非常に少ない處では、收容者の榮養および仕事が屢々榮養不良で且つ失業してゐる刑務所外の住民の狀態に相應すべきか否かといふ問題が生ずる。さらに、行刑官廳は收容者に對して刑務所外にゐる正しい土著民には手の屆かないやうな技術的および手工業的訓練を與へてよいか否かといふことが問題になる。

なほ進んで殖民地の利用および經濟的發展に關する利益に顧みるとき、殖民地の行刑は犯罪の防遏に限らるべきか、それともまた收容者の勞働力によつて土地の開發を用意し、これによつて明かに殖民の一般的需要に應ずべきかを問はねばならぬ。

第三部　豫防

第一問

收容者の家族は物質上および精神上の保護を受くべきか、またいかなる範圍にこれを受くべきか。

說　明

拘禁はひとり深い影響を收容者自身に與へるばかりでなく、多くの深刻な反動を社會的諸關係の全體に及ぼすものである。就中、まづ第一に深く惱むのは收容者の家族である。

そこで重要なのは、國家による收容者の家族に對する保護の系統立つた施設が推奬さるべきか否かを研究することである。それは實に收容者の家族の生活の基礎を安定させるためばかりでなく、自分の親身の者たちが悲慘な運命に放任されなかつたといふことによつて收容者の社會および國家に對する態度に好影響を齎らし、かくて收容者の改善に向ふ努力を促進するといふ間接の目的を有するのである。だが、輿論は往々にして正しい人民の窮乏した家族に比べて不公正を認めるといふ理由でかかる保護が不當視されることがあり得るのであつて、此の見解を斟酌すべきものとすれば、收容者の家族の支持に對して規準と限界を設けることが望ましいわけである。

第二問

刑の言渡の時期であれ、それともその執行の際であれ、いかなる豫防處分が條件附有罪宣告または刑の執行停止と結合せしめられ得るか。

說　明

刑の執行停止に付せられた有罪被告人に對し單なる善行保證および監視よりももつと有效な處分を講ずる必要が屢々ある。それで、諸國が範圍の廣狹こそあれ實際に行つてゐるやうに、猶豫期間中の有罪被告人の行狀に關する細目を定める可能性を裁判所に確保する規定によつて條件附有罪宣告制度を補充することがよくはないかといふ問題が生ずる。かうした規定は適當な場合に有罪被告人に對し職業訓練または職業を得させる目的を達することができるだらうか。それぞれの場合に應じ國家の費用で刑の執行停止に付せられた或る種の有罪被告人、特に少年を家庭に收容して必要な保證を與へることができるだらうか。條件附有罪宣告制度がかうした方向において自由の制限を

伴ふが自由の剝奪を伴はない眞實の保安處分および社會的教育處分に發展するものとすれば、刑の執行停止の喪失の場合に適用さるべき處分を既に豫め判決中で定めることをしないで、刑の執行停止の取消を機會に猶豫期間中に得られた經驗を考慮し得るときまでこれを待つのがより多くの理由がありはしないかといふことを檢覈すべきである。

第三問

（意見の交換のみで、決議を要しない。）

慣習性犯人または改善不能犯人とは何か。現行法上いかなる經驗が得られたか。もし現行法にして滿足すべきでないとしたら、かかる犯罪者の取扱についていかなる制度が適當であるか。

說明

此處では——危險な、もしくは危險のない——慣習性犯人または改善不能犯人の概念の本質的な特徵が問題になつてゐる。何となれば、此の概念こそは一般的に規定された刑罰の代はりにせよ、正規の刑罰の受刑後にせよ、或は刑罰といふ名稱のもとに或は保安處分といふ名稱のもとに種々の拘禁形式でかかる犯罪者の拘禁を繼續してゐる多數の諸國の法律規定の基礎をなすものだからである。

次に此の問題は種々の制度とこれが實施によつて得られた效果の國際的比較研究を目指すものである。多數の諸國はこれに寄與することができるであらう。すなはち、大不列顚はロンドン會議以來所謂「豫防拘禁」として知られてゐる處置の發展について、ベルギーはその社會防衞法の活動について、フランスは殖民地における强制勞働の廢止の結果ならびにかうした刑罰に處せられた者に對してその後企圖された處罰について、ドイツおよびイタリアはその新しい統治形式のもとに行はれるに至つた處置の實施狀態についてといふやうに。此の研究は或る制度の構成および實施方法以外に、規定された監置の執行中ならびに釋放と關聯して生ずることあるべき種々の困難とあはせてその解決方法如何を示すことが特に重要である。さらに保安監置の效果として犯罪の減少が認められたか否かをそれぞれの場合に當つて論ずべきである。

最後に希望すべきは、これらの報告に基いて實施されてゐる諸制度の實際的價値を論議すること、ならびに曩に確立された慣習性犯人または改善不能犯人の概念を用ひつつ、かかる犯罪者の取扱について最も推奨に値すると思はれる方法の大綱を述べることである。

第四問

（意見の交換のみで、決議を要しない。）

いかなる形式で犯罪登錄事務が組織されたら、最も遺漏のない效果を發揮することができるか、またいかに復權に關する規定を精細に定めたら、國際的に效果を擧げることができるか。

說明

犯罪登錄事務は諸國において種々樣々に規定されてゐるのであつて、これまでのところ一般的には何等滿足した發達を遂げてゐない。されば、犯罪に對する鬪爭に顧みて重大な意義を有する此の問題を詳しく取扱ひ、また犯罪登錄のために最良の組織を研究し、かくして此の登錄の綿密且つ有效な働らきを保障し、就中或る狡智にして危險な犯罪者が犯罪登錄によつて受くべき結果を免れることを防止してしかるべきである。その最良の組織が集中制であるか、分散制であるか、それとも折衷形式であるかは、諸國において適用されてゐる方法とこれによつて得られた效果を基礎として論ずべきである。さらに、有罪被告人の異同識別に關しては犯罪登錄以外に寫眞や指紋が採用さるべきか否かといふやうな、その他の重要な細目の點を取扱ふべきである。

犯罪登錄の問題と結び付いてゐるのは復權の問題である。復權を論ずることは今日特に全く時宜に適してゐる。蓋し、有罪被告人は犯罪登錄によつて全生涯を通じて烙印を受け、かくて屢々その社會復歸に際し、また就職に際し大きな障害を招いてゐるからである。復權、特に裁判上、行政上もしくは法律上當然に行はれる復權の問題の討議は、各國の現在種々樣々になつてゐる立法に對して少くとも指針として役立つ解決を見出すことを助け、かくして時の經過とともに能ふかぎり統一的な規則を立てることに貢獻し得るのである。

第四部　少年

第一問

未成年者に對する處分をその社會條件に應じて種々に形成することは適當ではないか。

說明

邪路に陷つた未成年者は、最下層より最上層に至るまで、あらゆる社會層から出てゐる。が、その道德的墮落はその環境に應じて種々樣々の樣相を呈してゐる。此の相違に顧みて研究すべきは、教育處分を唯千遍一律に案出し且つ適用しないで、未成年者の生ひ立ちまた復歸して行く社會條件と環境の種々相の程度に適用させてはならないかといふことである。

第二問

教育處分に付せられた少年の社會復歸はいかにして確保されるか。

説　明

邪路に陷つて犯罪を犯した未成年者で法律上の矯正および教育處分に付せられた者の社會復歸に、あらゆる文明國の當該官憲の當面する任務である。ところが、再教育から釋放された少年が根強い偏見もしくは――もつとわるいことには――不適當な法律規定のために成年に達した後までも嘗て犯した過誤の記憶が重荷となつて、普通の社會生活に這入れないことが屢々ある。かくては教育處分の效果が却つて社會ならびにかうした少年を害することが明白である。そこで、再教育から釋放された少年に完全な權利能力と社會的尊敬を與へ得るやうな法律的および社會的處置によつてかかる狀態を救濟することが必要であるやうに思はれる。かかる意味に此の問題は解せられるべきである。

第三問

（意見の交換のみで、決議は要しない。）

少年裁判所およびその補助機關はいかに組織さるべきか。

説　明

少年裁判所の組織および活動は國際監獄會議の質問の對象となつたのであつて、その結果は同會議の報告書新輯一九二七年第三號中に公刊されてゐる。次いで同樣の質問を國際聯盟の少年福祉委員會が國際刑法並刑務會議と共同して取り上げ、此の二つの組織による結果は一九三二年に現れ、一九三五年に第二版を出した報告書中に公刊されてゐる。そのうち少年福祉委員會は國際刑法並刑務委員會の意見を求めた上少年裁判所の補助機關に關する質問を遂げ、その資料を一九三一年に同報告書中で發表した。さらに、國際聯盟における上述の委員會に代はることになつた社會問題評議委員會が少年裁判所その他同樣の組織およびその補助機關に適用さるべき原則を敍述した一つの報告を公刊した。そこで、今や此の領域に關する公けの報告の豐富な蒐集を見、且つ包括的な文獻によつて補充されてゐるこれらの質問を十分に利用し、當該裁判所および補助機關の最も合目的的だと思料される組織について意見を發表すべき段取になつてゐる。かかる見地において特に注目に値する諸點を擧げれば、少年裁判所の取扱ふ事件の審査に對する素人の關與、選擇部および觀察部の利用、少年保護に對する婦人警察助手の意義、例へばかの「ボイス・クラブ」のごとき公私福祉施設の協力等であるが、これらは特に重要にして現實性を有するほんの數點を擧げたのに過ぎない。此の問題は多くの意見と經驗の交換をなす機會を與ふるものである。

The Criminal-biological Service in German Penal System

Dr. Edgar Schmidt

ドイツの行刑制度に於ける刑事生物學部 (二)

司法省書記官　法學博士

エドガール・シユミツト

B　ドイツの刑罰執行に於ける刑事生物學部の發達

―― Das kriminalbiologische Dienst ――

クリミナルビオロギーに由る驗査の搖籃はバイエルン（ババリア）に在つたのである。一九二三年七月七日のバイエルン司法省の決定、この決定は其後一九二五年四月二十六日の決定に於て更らに確定した形をとつたものであるが、この前の決定こそ、ドイツの行刑施設に於ける官設の刑事生物學部の最初の基礎となつたものと云へるのである。この刑事生物學部を官設とする決定の下されたについては、當時バイエルンのストラウビング刑務所の醫官たりしドクトル・フヒールンスタインの建言が與つて大いに力があつたのである。刑罰執行に於ける實際の處遇に對し、特に受刑者の敎化し得可きやはた又た敎化し得可からざるやの點に於て、幾分たりとも信賴するに足る基礎智識を得たいといふのがフイールンスタインの切なる希望であつたのである。前きに言ふた民族衞生といふ思想は主要な役割を有つてはゐなかつたのであつて、只だ單に脇役を勤めてゐたのである。元來は根本に於ては只だ累進處遇（Stufenstrafvollzug）を決定するために有用な基礎智識を供給するものとして考へられてゐたのであつたが、しかし、すぐとクリミナルビオロギーによる驗査には更らに一層深い大きな意義の存することが認められる

るに至つたのである。この驗査は刑務所の醫官の手で問題紙（Fragebogen）の形式によつて着手されたのである。最初に、まづ第一に、受刑者自身の陳述に從つて遺傳生物學並びに本人の病歷についての關係が確定せられ、次いで、これに精神病學上の診査が添へられたのである。しかし、これだけで精細な終局意見は下されなかつたのであつて、更らに、同時に、刑務所から豫め印刷されてある問題紙が學校、牧師、並びに市町村役場に送付せられ、それ〳〵報告が求められたのである。かくして、醫官の診査の結果並びに諸報告は受刑者の身分帳（Personalakt）に記入せられて、最後に一個の定期の刊行物となり、これが「刑事生物學報告」（"kriminalbiologischer Bericht"）として中央の收錄所（ザムメルステレ Sammelstelle）へ宛て送らるゝのである。このザムメルステレは、最初はストラウビングの刑務所に設けられたのであるが、一九三〇年七月一日ミュンヘンのドイツ精神病研究所（Deutsche Forschungsanstalt für Psychiatrie）内に移されたのである。この收錄所では詳細な諸の報告を登錄し、且つ行刑施設又は裁判所から意見を徵せられた場合に、これを提供するのである。この場合、ステツレでは、受刑者の前科、行刑施設に於ける行狀簿、精神病院及び療養院よりの病歷等を參考して、已に提出されてある前記の刑事生物學報告と照らし合せて鑑定が作製せらるゝのである。この鑑定は恩赦、保安拘禁、去勢又は類種の問題となつた場合にのみ限つて行はれるのであつて、現行刑法の第五十一條の犯罪責任能力の問題に關しては行はれないのである。已に今日この收錄所に蒐集された二萬一千人以上の被驗査者より獲られた材料は非常に多量に上つてゐてベルヂック（ベルギー）に於ける材料の現在高に比すれば稍々劣るが、歐洲に於ける刑事生物學上の蒐集に於て第二位を占めてゐるのである。このステツレに於ける材料の科學的研究は精神病研究所の事業をも引き繼いでやつてゐるのである。

ザクゼン（サキソニー）に於ては、一九二五年六月二十二日及び十一月十九日の司法大臣の命令によつて「ザクゼンに於ける犯罪人家族カード」（"Kartei der asozialen Familien Sachsens"）が作製せられたのである。已にその名稱の示すが如く、この遺傳生物學上の質問表、體格調査登記及び個人報告の形式で行はれた驗査は、刑罰執行の目的に副ふべき意圖を有つたバイエルンの規定とは全く異つた方向を取つてゐるのであつて、特に保護團體との協同工作に力が注かれてゐるのである。

バーデンに於ては、一九二九年八月七日の司法省令によつてバーデンの行刑施設に刑事生物學驗査を適用することになつたのである。

ハムブルグもまた、甚だしくバイエルンの制度に私淑する所ありて、一九二九年以來刑事生物學驗査を受刑者に施行することになつたのである。同樣にまたメクレンブルヒに於ても、この頃、現在のライヒ（ドイツ國）內務省の衞生局長たるライター教授によつてドライベルゲン―ビュツオ―刑務所にかゝる驗査が採用されたのである。

プロイセン（プロシヤ）に於ては、プロイセンの行刑施設に於ける刑事生物學研究所（kriminalbiologische Forschungsstelle）に關する一九三〇年七月二十九日のプロイセン司法大臣の一般命令によつて刑事生物學驗査部（Der kriminalbiologischer Untersuchungsdienst）が公の制度として採用されたのである。

先づ、手始めに、十ケ處の行刑施設にこの研究所が設けられたのである。この驗査の目的とする所は、受刑者の肉體上並びに精神上の組織構造、本人の犯行の原因、並びに、本人の生來的及び後天的の素質を研究し、且つ、由て以て刑罰執行に於ける處遇の支點たるべきものを發見するに在つて、且つまた、新たに審理に付されることになつた刑事訴訟に當りては、驗査の結果を被告の性格及びその行爲の判定に應用すべきであるとしたのである。驗査は、人の生命に對する犯罪、猥褻罪、强盜及び恐喝取財、放火並びに職業的犯罪にかゝるケース（犯件）について執行せらるゝのである。

しかし、一九三五年一月三十日のプロイセン司法省の一般命令（Rundverfügung）はこの一九三〇年七月二十九日の命令に重大な改正を施したのである。この新しい改正は遺傳學上の見地に重大な價値を置き且つ血族關係の研究（Sippenforschung）の必要を强調したのである。この新しい命令によれば、驗査を行はるゝものは、第一に、精神耗弱者、職業犯人及び常習犯人猥褻犯人並びに少年犯人が目指されるのである。この一般命令は、刑事生物學驗査の任務として、出來得る限り本人に密似せる被驗査者の人物についての觀念を獲、且つ、由て以て本人の社會生活上並びに民族關係上の評價のために必要なる基礎智識を得る爲に、遺傳學上、心理學――精神病學上並びに社會學上の原則に從つて犯人の驗査の行はるべきとを指摘してゐるのである。更らに、刑事訴訟手續に於ける犯人の誤らざる評價並びに刑罰執行に於ける適正なる處遇に役立つべき個々の犯人の人格の研究と共に、從來の經驗に徵して犯人の間に多數存在することの明かになつた低能者の繼嗣の問題の科學的研究について今日猶遺傳生物學に缺けてゐる基礎智識を其の驗査によつて多々益々獲得するに努むるは、また實にクリミナルビオロギーの任務たるべきものとしたのである。民種上の見地を重要視するの結果、特殊なる遺傳生物學上の血族表（Sippentafel）が制定せらるゝに至つたのである。これはただに被驗査者の口供を包括するばかりでなく、更らに進んで本人の親族又は適當と認められたる他の箇處に照會し調査したる結果の材料によつて補充せらるゝのである。なほ此の刑事生物學驗査は、遺傳生物學的のものと共に、已に今迄に使用されてゐる質問紙に準據して行はるべきことゝなつてゐる。驗査の結了した後、驗査擔當の醫員は簡單な精神病學上の意見を被驗査者の身分帳に記入する

ことになつてゐる。且つ、執り行はれた驗査についての報告が行刑局に送付せらるゝのである。すべての被驗査者に關しては、各自一個のカードが作製せられて、ベルリンのプレッツエンゼーに在る刑事生物學のザンメルステッレ（收錄所）に保存せられてゐて、毎月これに行刑施設に於ける醫務主任の驗査が記入せらるゝのである。このザムメルステッレの任務は材料を蒐集し、科學的の原則に從つて此等の材料を消化して有用なる智識を發見するに在る。

遺傳研究に於ては、双生兒の診斷が特に重要な意義を有つてゐるのである。その目的は遺傳的素質並びに特徴に存する制約を研究し、而して、この特徴の形成に於ける遺傳的素質の影響の分界を定め、更らにまた、他方に於て、この場合の環境の影響の分界を定めんとするに在る。この双生兒の研究は一九三五年三月二十八日のプロイセンの司法長官の一般命令によつて刑事生物學驗査の領域中に包攝せしめられたのである。新たに收容された受刑者の驗査に當つては、施設の醫官は、右の受刑者の訊問によりて、この者が現在双生の同胞を有つてゐるか、はた又た、現在有つてゐないなら、嘗つて有つてゐたかどうかを確かめ、且つ、受刑者の姓名、生年月日及び生地と共にベルリンのプレッツエンゼーのザムメルステッレに双生同胞の有無を報告しなければならないのである。

C ドイツ國司法管轄權の領域内に於ける刑事生物學部の設立による新統一制

嘗つて（ナチス以前）個々の聯邦（Land）に於て試みられた刑事生物學驗査についての經驗の結果は、終にドイツ國司法省（Reichsjustizministerium）をして一九三七年十一月三十日の一般命令により刑事生物學的處分方法に關して從來聯邦に實施せられたる法規を廢止し、ドイツ國司法權の全管轄區域に對して一個の刑事生物學部（Der kriminalbiologische Dienst）を設立せしむるに至つたのである。

（一） 刑事生物學部の任務

「ドイツ國司法權の管轄區域内に於ける刑事生物學部の設立」に關する一九三七年十一月三十日の一般命令は、ドイツ國民の刑法の改良發達並びに民種遺傳の保護淨化のために、受刑者の本質即ち遺傳的素質及び生活環境より生じたる受刑者の人格を研究するの任務をクリミナルビオロギーに負せたのである。この研究の結果は、刑法の改良發達のために、特に自由刑の宣告又は條件附刑の執行猶豫、保安處分及び矯正處分の決定、並びに、刑罰執行又は自由の剝奪と結びついてゐる保安處分及び矯正處分の執行に於ける處遇方法の決定に先ち聽取せらるべき專門醫家の刑事生物學上の意見の參考材料となるべきものなのである。

（二） 驗査せらるべき受刑者の範圍

先づ第一に驗査せらるべき受刑者は、行刑施設へ收容の際猶未だ二十五歲に滿たずして少年刑務所に在り又は爾後少くも六ヶ月間自由刑に服すべきもの、次に、二十五歲以上の受刑者にして少くも三ヶ年自由刑に服すべきもの、更らに、自由の剝奪と結びついてゐる保安處分並びに矯正處分又は去勢を宣告されたるもの、最後に、右の外特別の理由により刑事生物學驗査の望ましき一切の受刑者が驗査さるゝのである。而して、此等の受刑者のグループの中から、刑事生物學驗査の設備を有せる行刑施設に收容せらるるもの、並びに已にかゝる施設に收容せられて居て一九三八年十二月三十一日後に至つて釋放せらるゝことになつてゐるものが、差し當つて最初に驗査せらるゝのである。

（三） 組織

一九三七年十一月三十日の一般命令に對する施行規定によつて、差し當つて六十二ヶ處の行刑施設内に驗査所（Untersuchungsstelle）が設けられたのである。このウンターズーフングスステッレ（驗査所）の長たるものは行刑施設の職員たる醫務主任（Anstaltsarzt）で、かくして中央の刑事生物學部の實際の代表者となるわけである。刑事生物學驗査には所長（Anstaltsleiter）の愼密な決定を待つて他の適當な職員がこれに與かることになつてゐる。驗査に關する記錄事務には別に書記が置かれ用に充てられてゐる。

驗査所は驗査終了後は驗査記錄を管轄權を有つてゐる刑事生物學收錄所（ザムメルステッレ Sammelstelle）に送附しなければならない。このザムメルステッレは已に夙く去勢に關する一九三六年十月十日の一般命令の規定と關聯せる一九三六年十月十九日及び十二月二十二日の命令によつて設立されたのである。現在ライヒ全土内には九個のザムメルステッレがある。即ち、

一、ベルリン（レールテル街）刑務所内——（ベルリン及びステッテイン高等法院管轄區並びにメーゼリッツ及びシュナイデンミユウル地方裁判所管轄區）
一、フライブルヒ刑務所内
——（ダルムスタット、フランクフールト、カールスルーエ高等法院管轄區）
一、ハレ刑務所内
——（イエナ、カッセル、ナウムブルグ高等法院管轄區）
一、ハムブルグ刑務所内
——（ブラウンシユワイグ、ハムブルグ、キール、オルデンブルヒ、ロストツク高等法院管轄區）
一、ケルン刑務所内
——（デユセルドルフ、ケルン、ツワイブリユツケン高等

法院管轄區）

一、ケーニヒスベルグ刑務所内

——（ケーニツヒスベル高等法院管轄區及びエルビング地方裁判所管轄區）

一、ライプツイヒ刑務所内

——（ブレスラウ及びドレスデン高等法院管轄區）

一、ミュンヘン—スターデルハイム刑務所内

——（バムベルグ、ミュンヘン、ニュルンベルグ、スツトガルト高等法院管轄區）

一、ミュンステル刑務所内

——（ツエレ及びハム高等法院管轄區）

の九個處である。

このザムメルステツレは亦たすべて大學所在地に設けられてゐる。ザムメルステツレは所屬行刑施設の醫務主任の管理する所で、心理學及び社會學の素養ある助手が彼の下で働いてゐるのである。このザムメルステツレの所長はクリミノロギー又はこれに關係ある學科を代表してゐる高等學校（Hochschule）の教師と聯絡を保ち、かくして材料の科學的撰擇を促進し、且つ更らに、自己の配屬せられてゐる驗査所の醫員並びに助手を督勵し訓練しなければならない。ザムメルステツレは事實上ライヒの司法長官に直屬してゐるものであるが、刑罰執行の監督官廳としての管轄權ある檢事總長（Generalanwalt）に斷えず意ら

ず報告を送附しなければならない。

ザムメルステツレの任務として一九三七年十一月三十日の施行命令は次の四ヶ條を指示してゐる。

一、材料の整理及び材料の科學的研究評價

二、民種遺傳の保護淨化のため刑事生物學の驗査を施された全受刑者に關するカードの作製

三、行刑登錄所（Strafregister）へ驗査の事實の報告（最初に規定された行刑局への報告は一九三八年二月十七日付一般命令により廢止）、被驗査者の生地及び住所の管轄權を有する衞生局（Gesundheitsamt）へのカードの送附——民種遺傳の保護淨化に於ける法律上の任務の遂行のためには衞生局の請求により驗査調書の閲覽を許すのである。

四、刑事生物學の研究並びに驗査方法に關して驗査所の醫員及び助手への訓練教授

（四）驗査の方法

驗査は已に印刷に付してある極めて詳細なる刑事生物學驗査調書（"Kriminalbiologische Untersuchungsakten"）を土臺として行はるべきものである。この調書は、調書の書式の書入れについての注意に在る通り、「犯人の人格並びに犯罪生活の原因について人間生活の智識に基いた判斷を得るため、ライヒの領土を通して統一せられたる方法に於て身體並びに精神の組織構造に從つて犯人の遺漏なき驗査」を保證しなければならないの

である。このアクテン（調書）は豊富な内容を有つもので、次の諸箇條を包含するのである。

一、驗査の結了後下されたる簡潔なる判定

一、履歷並びに犯行報告（前科、犯罪事實及び犯罪情況）

一、犯罪及び刑罰執行についての取調報告（犯罪傾向の發達

前科拘禁中の行狀態度）

一、社會學上の調書報告（兩親の家庭の情況、薫陶、學校教育、職業生活、品行、社會的環境）

一、遺傳關係についての報告

一、醫療上の取調報告（身體並びに精神の發達）

一、身體の檢査

一、人體測定並びに形態學上の諸事實

一、神經系統についての訊問

一、精神考査（情緒感情、性慾、智能程度）

一、精神障害

一、刑事生物學上の報告

a　拘禁中の處遇の結果

b　釋放事情

c　釋放後の受刑者の調査

一、筆記試驗（略歷）

一、血統表

一、犯罪登錄拔萃

一、本人の寫眞、及び

一、徵集せられたる報告

驗査調書の書式は從來のバイエルンやプロイセンの書式とは異つたもので、刑事人類學部及び刑事生物學部に於て使用するため一九三七年の國際刑法行刑委員會によつて一致採決せられたる書式（formulaire général pour l'examen scientifique des détenus）に甚しく近似してゐるものである。これは他の國民の委員會へ提出する驗査の結果との比較對照を容易ならしめんためである。しかしながら、ドイツのものは遺傳並びに血統の研究の問題が特に重大に考慮せられてゐるのである。

驗査の書式の問題の解決が被驗査者の口供に基く限り、この書式のことについては實際の目的に則して試驗してみる外はないのである。この場合には、特に、犯罪行爲、受刑者の保護調査機關の報告、刑務所に於ける本人の行狀簿、衞生局、福利局勞働局の報告、警察署及び市町村役場の報告、黨（ナチス）本部並びに支部の報告、軍部、少年局（Reichsjugendführung）の報告、學校、療養所（Heilanstalt）及び養育院（Pflegeanstalt）クリニーク（診療所）及び病院の報告、感化院（Fürsorgeerziehungsanstalt）及び雇主の報告等が尊重せらるべきである。一九三八年二月十七日の一般命令に從へば、グラホロギー（筆跡鑑定學）の效果が科學的に認められるといふ條件の下に、犯人の概括的判斷には被驗査者の筆跡を參考することができるのである。

刑事生物學驗査の確定したるときは、受刑者の身分帳に右の結果が記入せらるゝのである。

以上述ぶる所の刑事生物學驗査の方法は猶ほ暫定的のものであつて、實際この方法が適用された上で、初めて、何物の用に堪ふるものとして保留せらるべく、或は、不用として廢止せらるべく、はたまた、何物の變更せられ、那邊に補修の手の加へられなければならないかといふことが自ら分明になるのである。經驗は常に良師である。

D 刑事生物學驗査の批判について

刑事生物學及びその驗査方法の本質並びに意圖について簡單なる說明を試みんとする目的に出でた此の一小篇では、右に關する批判的評價について彼是あげつらう餘地はないのである。固より言ふべき多くのものがあるのであるが、玆處では只だ二三の點につき思付きを述ぶるに止めておく。

先づ第一に注意したいのは、刑事生物學的「人格研究」("persönlichkeitsforschung")なるものは、この研究が「一切を理解するは一切を宥恕することである」("tout comprendre c'est tout pardonner"——フランスのマダム・ド・スタエルの語)なる思想から出てゐるものであるから、ナチス以前のリスト時代の彼の人格尊重主義との再會で、既に已に克服された自由主義的なアンシャウウング(世界觀)への回歸を意味するものであるとの批難に對してゐる。この心配は理由のないこと丶自分には思はれるのである。若し果してクリミナルビオロギーが箇の主義の下に懷かれる希望からして研究され應用せらるゝものならば、當然拒否せらるべきものであるが、吾人の謂ふ所のクリミナルビオロギーは犯罪の防止に役立つべきもので、犯人を保護するためのものではないのである。

次に、驗査のメトーデ(方法)についてゞあるが、記入せられた一片の問題紙(Fragebogenwerk)が果して一個の人間の性格判斷に信頼すべき材料を供給し得るものであるかどうか、といふ大きな疑問が存してゐるのである。更らに、また、此の犯人とか彼の犯人とか、一人の犯人のケースの評價判斷に於て生物學的のものが果して心理學的のもの又は社會學的のものよりも多くのものを我々に語り得るものであらうかどうか、といふ疑問も起るのである。これは詮ずる所、今更珍らしくもない古い而かも永久に新しい素質と環境との問題なのである。フォルウェルト(Vorwelt——自己以前の世界)とインウェルト(Inwelt——自己內部の世界)とウムウエルト(Umwelt——自己周圍の世界)との三つの世界が交互に相關聯し相制約する微妙な問題である。いかにして人間が自分の遺傳的素質の發達伸張の廣い領域に於て一個の人格を育成し、而して、錯雜紛糾した人生の中に自分の運命を開拓していくかといふ問題なのである。レーベン(生活)は活物である。單に純粹な自然科學的な見方で此問題を視ようとするのは、それは餘りに單純で餘りに一方に偏した見方であつて、前揭の一九三七年十一月三十日の一般命令の趣旨に副ふものとは云へないであらう。人格の研究には數學的公理は存在しないのである。猶亦た、現象の發生した原因を深く究明することが問題となつてゐるにも拘らず、單に現象にのみ拘泥するといふ危險が伴つてゐるのである。我々は物質を以て我等の思想の限界を劃することを肯じ得ないのである。純粹な自然科學的な觀察方法は一方に偏した淺薄な見方で同時に、不十分でもある。何となれば、かういふ見方は、人間の生活が只だ單にナツール(自然)ではなく、同時にまた、クルツール(人爲——文化)であることを、而して、このクルツールなるものは自然(ナツール)律上の範疇(ゲゼツリッヒ)(根本概念)(物的因果關係)によつて理解することのできないもので、自然律上のものとはちがつた別なカテゴリー(範疇)によつて認識せられなければならないといふことを看逃がしてゐるからである。而して、この別なカテゴリーといふのは我々法律學徒にとつては價値のカテゴリーを謂ふのである。成程、エルブビオロギー(遺傳生物學)もけつこうである。けつこうではあるが、只だ獨り遺傳生物學的の見方ばかりでは、どんなエルブビオロギーでも一個の人格——これは人間といふ或る集合概念の或る一つの標本以上のものである——を判斷することはできないのである。環境の感化は決して忘却されたり輕視されたりしてはならないのである。人間の生活に於ける素質の有力な指導的意義は爭ふべくもないが、自ら自己の生活を打成する力の人間に存するとも亦た忘れてはならないのである。一九三六年十月三日に於けるドイツ民族衞生協會(Deutsche Gesellschaft für Rassenhygiene)の會同席上、「我等ビオローゲン(生物學者)がビオロギーの研究に一個の精神科學的基礎の必要なることを認むるに至つたのは、二十世紀が自然科學にもたらした大なる進歩の一つである」、と叫ばれたのである。刑事生物學驗査に於て精神科學的論證が猶ほ未だ十分に考慮せられてゐないといふ危處が理由のあるものであるかどうかは、今姑らく問うまい。しかし、猶ほ極めて多くの豫備工作の重要なるもの丶存してゐることはたしかであつて、更らに勇敢に新しい研究の領域へ突進しなければならないのである。一定の書式で記入濟みの一片の問題紙で一個の人間を書き盡くしたと信じたり、一定の個條書に從つて犯人を分類したりタイプ(型)を定めたり、同時に驗査の結果を記錄したりして、それでもはや既に何か終局に眞實なるものや徹底的に信頼するに足るものを供給し得たと信じたりしないやうに、吾人は深く自ら戒愼したいと思つてゐるのではあるが、だが、ドイツ一流の研究の嚴肅さで問題解決のために忠實に努力したならば、目的達成の日も遠くはあるまいとの願ひと望みとは堅く持して失はないのである。

(完)

Blätter für Gefängniskunde, September 1938

矯正図書館

海外時報

ローマに於ける第一回刑事學國際會議

— The I. International Congress for Criminology in Rome —

イタリアの國際刑事學々會（Societa Internazionale di Criminologia）の主催にかゝる第一回刑事學國際會議（Congresso Internazionale di Criminologia）は、一九三八年十月三日より八日までローマ市のローマ大學法學部大講堂に於てドイツ、イタリア其他諸外國（ベルヂック、スウイス、ポーランド、ユーゴウスラビア及び南米ウルグエー）の多くの專門家の參列を得て盛大に開催せられたのである。會議の議長は國際刑事學々會の會長マリアノ・ダメリオ氏で、會務委員長はイタリア政府の行刑局長ヂオバンニ・ノベリ氏であつた。ドイツからは司法省の行刑局長ドクトル・フライスラー氏が政府より派遣せられたる委員一行を率ゐて會議に臨み、別に多數の專門學者が參列したのである。

今玆處に簡單に會議の結果を報道する。

第一部會（I. Sektion）

議　長　デラキ教授（スウイス）

議　題　「少年犯罪の原因と診斷、並びに、この調査の結果の法規上の手段に及ぼす影響」（"Atiologie und Diagnose der Kriminalität der Jugendlichen und Einfluss dieser Ermittlungen auf die rechtlichen Massnahmen"）

報告者　ド・マルシュ教授（ナポリ大學）及びピサニ教授（メツシナ大學）

第一部會並びに總會に於ける決議——

一、—會議は少年犯罪の原因の調査に關して將來右の調査方法の國際的に統一せられ、且つ、少年を左の四種に分つて統一的分類に基きかゝる調査並びに反社會的少年の裁判上の取扱方法の研究の行はるべきことを主張するものである。四種の少年とは、

(a) 道德的危險性を帶びたる少年

(b) 不良少年

(c) 生物學上並びに心理學上の見地より正常と認めらるゝ未成年犯人

(d) 生物學上並びに心理學上の見地より異常なりと認めらるゝ未成年犯人

是れである。

二、—會議は本人の病歷口供上の材料に基づける早期の診斷及びこの診斷を基礎とせる生物學的人口調査の設備を以て少年犯罪の防遏に存する問題の解決に必要缺くべからざる前提なりと認むるものである。

三、—會議は一切の少年犯罪の管轄權を有する少年審判官の設置の必要を認むるものである。

四、—會議は少年に對して行はれたる或種の犯罪、或種の係爭問題の決定並びに少年の利害に關する刑罰の性質を帶びざる一定の手段にまで少年審判官の管轄權の擴張せらるべきやいなやを檢討するの必要あるを認むるものである。

第二部會（II. Sektion）

議　長　ヂエメリ教授（伊）

議　題　「犯人の人格の研究」（"Studium der Persönlichkeit des Verbrechers"）

報告者　バタリーニ教授（ボローナ大學）、ベルベック教授（伯）、サボリート教授（伊）、メツツガー教授（獨ミユンヘン大學）

第二部會並びに總會に於ける決議——

一、—犯人の人格の研究に適用せらるべき方法は完結した統一あるものでなければならない。卽ち、人格發達途上及び現在作用しつゝある血統上、履歷上、社會的、肉體的及び精神的のあらゆる要素並びに犯行の時に當つて人格を變化せしむる要素に關する豫備の智識に從つて人格の解剖的分析と綜合的再建とを試みなければならないのである。

二、—形態と本質とに從つて犯人の人格を研究するは裁判所の任務であつて、豫審、判決及び刑の執行といふ裁判手續の三つの段階、更らに進んでは、犯罪發生の時に始まる犯人の全拘禁生活を通じて、裁判官と專門家との簡約有效なる協力によつて遂行せられなければならない。

三、—裁判官と專門家との協力は司法權の任務遂行の一節となり且つ特に專門の教育訓練を有せる職員の任命せられてある大刑務所に於ける觀察分類施設及び豫防行刑兩施設に於ける確實なる支持を得なければならない。

第三部會（III. Sektion）

議　長　メツツガー教授（獨）

議　題　「犯罪防遏に於ける裁判官の任務と裁判官の刑事學上の訓練」（"Die Rolle des Richters im Kampf gegen die Kriminalität und dessen kriminologische Ausbildung"）

報告者　ギイバノーヴイツチ教授（ユーゴースラビヤ——ベルグラード大學）、サントロ教授（伊——ピザ大學）、モリアニ教授（ローマ大學）

第三部會並びに總會決議 ——

一、—刑事裁判官は豫審判決の際並びに刑の執行中及び執行後自己の手段處置を箇別化することによりて犯罪防遏に貢獻し助力しなければならない。

二、—この任務は將來益々增大せらるゝものであるが故に、これに應じて裁判官はすべての刑事學の部門に於ける教育訓練を修得することを忘つてはならない。この教育訓練は大學に始まるべきもので、而して更らに後に至つては、場所の關係に應じてそれ相當の形式組織を有する特別の研究所に於て完了せらるべきである。（刑事生物學の專門家を裁判官に任命すべしと提唱せる第三號決議は、この問題が猶ほ未だ國際的のものとして一個の決議となすだけに熟してゐないといふ理由で、總會に於て抹殺されたのである。）

第四部會（IV. Sektion）

議　題　「各國に於ける犯罪豫防機關の組織」
（»Organization der kriminellen Prophylaxe in der verschiedenen Ländern«）

報告者　ファルコ教授（ナポリ大學）

第五部會（V. Sektion）

議　題　「民族學と刑事學」（»Ethnologie und Kriminologie«）

報告者　セルギ教授（ローマ大學）

第四及び第五の部會では決議は採擇せられなかつたのである。

更らに、總會に於ては、「各國に於ける保安處分實施の結果」（»Ergebnisse der Anwendung sichernder Massnahmen«）に關する報告を聽取したのである。ドイツは局長フライスラー、ベルヂックはベルベック教授、イタリアはノベリ局長等それ〴〵自國の狀況について陳述する所あり、猶ほ、「性癖による犯人」（»Verbrecher aus Hang«）に關するノベリ局長及びミラノ大學教授ヂエメリ氏の報告があつたのである。

次に、ローマ大學のチュリオ教授は去年新たに創立せられた國際刑事學々會（Società Internazionale di Criminologia）について報告した。この學會で次回の刑事學國際會議の開催時日及び場所を決定することになつてゐる。（ハムブルグ大學ジーフェルツ教授）

Monatsschrift für Kriminalbiologie und Strafrechtsreform, Januar 1939.

附記 ——この國際會議については、今號では取り急いだため決議だけを報じておいたが、更らに改めて次號で詳細の報道を掲げたいと思つてゐる。

資料

アメリカ合衆國行刑管理（一）

國際委員M・サンフォード・ベーツ報告

本文は千九百三十七年ベルン發行の『國際刑法及び刑務會議蒐錄』の中、アメリカ監獄行政の譯出である。原文は收められて該書の九十一頁から百三十一頁にある。

一、中央行刑管理

(1) その組織

合衆國の刑事裁判制度の如何なる分野に於ても、中央監獄管理組織の型式程變化に富むものはない。完全にして絶對なる中央組織から、略々完全な地方分權の組織まで、各種の形態が有つて、一般的な敍述をすることは、不可能ではないにしても困難なことである。

十八州では、行刑管理は公衆福利のために働く他の事業を指導する機關に託されてゐるのである。例へば、精神病院、精神薄弱者のための施設・盲者のための施設・兒童保護等の特別事業部・精神的衞生事業部・パロール制釋放者の保護會等の監督機關に委託されてゐるのである。他の州に於ては、行刑組織の監督は、一局或は特別なボード（Board）に屬してゐる。多數の州には、中央組織はない。各施設は夫々自己の評議會を持ち、或は直接知事の指揮下に在る、尙中央官廳の組織にも相當の多樣性がある、その中最も普通なるものは、(1)その長として知事の任命に係る一委託者を頂く機關、(2)その任期中執行長を選任する知事指定のボードこれである。二州に於ては、中央評議會員は選擧制である。

聯邦監獄は司法省行刑局の監督下に在る。行刑局は、千九百三十年に協贊された國會文書に依つて創設された。該局は、內閣員である大臣〔(Attorney General)〕に依つて不定

期間任命された長官の指揮下に在る。局長は財政的、商業的管理に任ずる第一補佐官と、刑務作業に關する總ての問題を處理する第二補佐官と、分類、教育、保護の問題を託されてゐる第三補佐官とを持つ。全刑務・矯正所の管理と指揮並びに合衆國に對する違法の故に告發され刑を宣告された全ての者の戒護、保護、教育、懲罰が該局に託されてゐる。局は自己管轄内の監獄の上に秩序ある統制をなし、しかも各種の受刑者に對する監獄の組織を完成したのである。該局の貢獻は、聯邦の監獄、感化院（Reformatries）、キャンプ、ジェオール（geôles）の指揮に止らず、(1)聯邦の受刑者が收容されてゐる地方監獄の監督、(2)聯邦監獄、聯邦受刑者に關する統計的素材の蒐集、(3)プロベーション聯邦制度の組織、(4)パロール制釋放者の聯邦制度の組織を含むものである。

マサチューセット州では、監獄の指揮は矯正省（le Département deCorrection）に集中されてゐる、該省は州政府の執行組織をなす二十二の管理局及び管理委員會の構成單位である。該局の執行長は局長（Commisioner）であり、知事に依つて三年間任命され、評議會の申告に基き、その協贊を經なければならぬ。此の局は主なる三つの機能を持つ、(1)成年監獄及び矯正所の指揮（少年施設は地方局に屬してゐる）、(2)パロール制釋放者の監督、(3)地方監獄及び矯正院の一般的視察及び監督これである。局長は自己の指揮下に置かれた施設の長の任免、如何なる作業が採用さるべきかの決定、合法的範圍内で、一施設から他の施設へ收容者の移送命令の權限を持つ。局長の地方監獄及び矯正院に關する報告は、特に諮問的、視察的性質を帶びるものである。彼は地方當局と相談して、その施設内に作業を決定する權利が有る。パロール局は名義上矯正部の一廳であるかの如くであるが。そこの從業員は知事の任命に係り、直接知事に責任あるものである。併しパロール制釋放者の監督の責任は、局長の負ふところである。

局長は二人の補助官を持つ。一人は事務の總轄的管理の責に任じ、他はパロール制釋放者の監督を託されてゐる。尙作業と調査は分離してゐる。後者は個人の記錄及び收容者の分類を處理する責に任ずる。

(2) 組織を支配する一般精神

監獄の指揮に關して强力なる中央管理部を創設する傾向は、他の方法を以てするよりも一層大きな效果が、統一的制度と中央集權的指揮に依つて擧げられ得るといふ公論に基礎を置くものである。聯邦政府やマサチューセット州のそれを含む、最も進歩した制度は、監獄の基本的目的は公衆の安寧を守ることであり、此の目的は種々の抑壓手段に依るよりも、復權の方法に依つて、從つて犯罪者の分類、彼等の處遇の個別化に依つて一層多く達成せられるといふことを認めてゐる。

二、施　設

(1) 分類、收容能力、位置

合衆國には三千以上の行刑施設がある。その中には、國立監獄、聯邦監獄、『感化院』、缺陷ある犯罪者、中毒や發狂した犯罪人用特種施設、地方及び都市監獄、勞働の家及び矯正院を含むのである。これ等の施設の中、百幾つが長期拘禁者用監獄及び感化院であるに過ぎない。その中約二十五は十七歳から二十一歳と三十歳迄の青少年用『感化院』である。合衆國には三千九十六の地方（counties）がある。これ等政府の一單位の大部分は、被告人及び短期間の刑を宣告された犯罪者の假收容に利用される監獄を持つてゐる。幾つかの行政區劃は感化院を持ち、大分區の或るものは監獄とは別に勞働の家と矯正院を有する。又二、三州には特種な犯罪者の群に對する施設がある、例へば、二州と聯邦政府だけは精神的に缺陷ある犯罪者用施設を所有してゐる。

監獄の收容能力は若干と六千の間の相違がある。『感化院』は通常小規模のものだが、その中の幾つかは千人以上を收容し、少くも二つは二千人以上の收容者を數へる。男子用施設の大部分は、大體同一型——獨房、偶には一つ或は多くの雜居房を含む——であるが、女子用施設の多く、幾つかの男子用『感化院』はコッテージの制度迄に發展してゐる、それは二十人から五十人位迄のグループに對して別々の區を有してゐる。

多數の州は、道路作業場、（road-camps）監獄キャムプ或は監獄農場形式で補助監獄を有してゐる。常に增大する受刑者人口を收容して、安全度の最大限を與へる新監獄を設立する代りに、聯邦政府及び州政府は、土地の改良、建築、道路の修繕、農業勞働のためのキャムプを創設した。例へばテキサス州は、約六百人の收容者に對して一つの中央監獄を有するに過ぎないが、五百人以上の犯罪者は、州の各地に在る大農場に收容されてゐる。

千八百九十六年以前は聯邦政府はその法律に依つて刑を宣告された犯罪人を州や地方の各種の施設に送つてゐた。その年以來、六個の集治監（six pénitenciers）、男子用二『感化院』、一女子用勤勞施設、肉體的、精神的缺陷者に對する一病監（un hopital）五つの監獄キャムプ、四つの監獄（quatre geôles）——全部で一萬五千人の收容能力ある——が創設された。犯罪人は特別施設への押送を宣告されないが、集治監、『感化院』、或は所謂ヂェール（Jail）と呼ばれる監獄に拘禁を宣告される、そして司法大臣（Attorney General）は、宣告を不當として上訴してゐる者に對して特別施設を指定する。その執行中大臣は行刑局長の手を介して、或る地域出身の受刑者の收容のために特別施設を指定する。聯邦の全施設は、所謂ヂェールなる監獄を除いて、一年以上の刑に處せら

れたる者以外を收容しない。

ジョージ州アトランタ聯邦集治監は千七百十人の收容能力を持つ、そこには合衆國の南東地方の受刑者を收容する。ペンシルヴァニア州のレヴイスバーグの集治監は千百八十八人を收容する、それは北東地方の出身者である。カンサス州のリーヴンワースとリーヴンワース・アネックスの集治監は、約千六百六十人と千六百九十四人の收容能力があり、それは中央地方出の者である。マック・ネール・アイランドの集治監は七百十四人の收容能力があり、ウオシントン州海岸の一島に廣く位置してゐて、西部出身の者を收容する。最近創設されたアルカトラーズ集治監は、カリフオルニア海岸の一島に手廣く建てられ、三百三十六人の收容能力があり、他の集治監から最も改善困難な受刑者の押送を受ける。

男子用『感化院』の一つはオハイオ州のチリコースにある。それは千二百五十二人を收容し、東部地方の受刑者を受容する。も一つの『感化院』はオクラホマ州のエル・ノレに位置し、七百五十二人の收容能力があり、西部諸州の用に充てられてゐる。『感化院』の收容者に就いては年齡の制限はない。

女子用勤勞施設はヴアーヂニアー州アルダースンに在つて、五百三十人の收容能力があるそれは周圍に壁をめぐらさないコツテージ風のものである。

千九百三十二年、聯邦監獄の人口がその最大限に達した時には、二千人以下でない人數がプリズン・キャムプに收容された。輸入禁止(prohibition)に關する法律の廢止に依つて惹起された監獄人口の減少の結果は、多くのキャムプの閉鎖を伴つた、併しその中五つはまだ現用中である。ヴアジニア州ピーターズバーグのキャムプ・リー所在の感化院型の犯罪者を收容するものは、六百人、アリゾナ州タスコンのそれは二百人、ウオシントン州のデユーポントのそれは二百人、アラバマ州のマックスウエルのそれは二百五十人、コスキアのものは百人の收容能力がある。

近年次の監獄が設立された、二百四人の收容能力を持つニユーヨーク監獄、ルイジアナ州ニユー・オーリーンス監獄は三百四十人の收容能力があり、テキサス州ラ・タナ監獄は四百五十二人、ミシガン州ミラン監獄は五百九十六人の收容能力を夫々持つてゐる。千九百三十四年度行刑局の報告は、聯邦監獄の千八十四人の收容者を除いて、五千人の短期受刑者は地方及び都市の監獄に收容されたことを發表してゐる。

精神異常の犯罪者に充てられた病院がミズーリ州のスプリングフイールドに在り、聯邦行刑制度に對して醫術的センターの勤めを果して居る。それは七百五人の收容能力があり、發狂した犯罪者、精神異常者、結核患者、又彼等の狀態が病院に於ける不斷の手當を必要とするが如き慢性的或は不治の

疾病の結果無能力に陷つてゐる者に對して手當を加へてゐる。

マサチユーセット州は收容者の分類に就いて寬大な數州の中の代表的なものである。施設の組織は下記の如く簡單なものである。

チヤールストン（ボストン）に在る州監獄は九百人の收容能力がある。只『重罪』を宣告された者、或は他の重罪を犯せる者のみが此處に押送され、少くも二ヶ年半は此處で執行を受けねばならぬ。宣告は最大・最少の期間を宣し、『常習犯罪法』を適用されるか、死刑に當る者はこの例外である。最も犯罪的に硬化したか或は最も危險なる者のみが此の施設に送られ、改過的に敏感なる者は『國立流刑場』(State Prison Colony)に押送される。收容者は各種の工場で使役される。該工場中には、履物・道路信號器・自動車の登錄用板金工場等を含む。

『國立流刑場』はノーフオークに在つて(ボストンを距る二十哩)千二百人の收容能力がある。此處は州監獄から移送されたれ改過遷善的に敏感な者と、男子用『感化院』から移送された者を受容する。それは分離した數群の建物から成り、その建物は各々收容者用として一單位をなし、各主要建物は三つに區分され、その各々は五十人を收容する。幾つかの建物或は單位は外界に面する獨房居住所を有するのみで、他は獨房居住所と、六或は八人を受容する小さな雜居房を有する。五十人の各グループは二人の職員の戒護下に置かれ彼等は自己に戒護を託された者に適應した處遇を與へて行く。各施設は夫々立派な病院を有する、その一部は該州及び地方監獄の全結核患者入院用として用意されてゐる。そこには、別に一大農園があり、百二十五人の收容者は施設外の共同農園(Une ferme-dortoir)で生活してゐる。尙此の施設が完成すれば夫々作業場を有することにならう。

コンカードに在る男子用『感化院』(ボストンから二十哩)は千百五十人の收容能力がある。此處には、『重罪』或は『輕罪』(Misdemeanors)に因つて起訴された十六歲から三十歲迄の青少年が押送され、裁判所は彼等に一般的、職業的教育を得るやうに勸告する。併し、『國立監獄流刑場』中の最も進んだ復權のプログラムとして、改悛の情最も顯著なる『感化院』收容者は、該流刑場に移送される結果となつた。宣告は單に刑期の最大限を定むるに過ぎぬ。『パロール局』は收容後何時でも收容者を釋放することが出來る。『感化院』は非常に進歩した學校的、職業的級制度を有し、その他此處には進歩的見地から獨自的に拓かれた作業場がある。該『感化院』は圍壁外に共同農場を有し、百人の收容能力がある。

フラミンガム（ボストンから二十哩）に在る『女子用感化院』は四百人の收容能力がある。それは只一つの該州女子用

矯正施設である。死刑を除いて、刑の宣告は男子用『感化院』と同様である。極めて特徴ある復權の方法が樹立されてゐる。その中には教育上・作業上・職業上の教化、醫學的、精神病學的處遇、個人考査（case work）が含まれてゐる。

ブリツジウオター（ボストンから四十哩の距離）に在る州立農場は次の一連の施設を實現してゐる、卽ち、一、少年犯罪者用州立監獄農場、二、精神病犯罪者用病院、三、精神的缺陷ある男性犯罪人のための分區、四、精神的缺陷ある女性犯罪人の分區、五、中毒患者用分區これである。

州立監獄農場には、主に浮浪者或はアルコール中毒者が押送される。收容者の大多數は農場勞働に使役される。宣告は單に刑期の最大限を定むるに過ぎず、收容者はその收容後何時なりとも、合法的にパロール制釋放を受けることが出來る。

犯罪者用精神病院は約千人の收容能力があり、州及び地方の全監獄の男子發狂者を受容し、尙、市立精神病院の危險なる患者も收容する。精神薄弱者にして同時に犯罪的傾向を持つ者は、精神耗弱犯罪者用分區に押送される。收容の期間は全く不定期であり、適當と認められた際には、終身收容もある、併し、『パロール』局は何時なりとも收容者を釋放する權限を持つ。男子分區は四百人を收容し、女子用分區は百五十人の收容能力があり、主要なる建物から約半哩の距離にある。

中毒者用分區は、裁判所祕書課がその中毒に對して發狂に准ずる方法で手當されることが必要であると認定した者達を收容する。そこは又一般中毒患者を受容する。此の種の收容者數は百人以內である。

十四地方は豫防拘禁者のために十七の監獄或は矯正院を持つてゐる、收容者は二ヶ年半或はより短い期間の刑を勤める。短期刑に對する此の施設の收容能力は約二十五人から八百人の間である。此の施設の大部分は農園と、若干の收容者作業用設備を有する。

(2) 指揮

合衆國監獄及び『感化院』は一ワーデン或はシュープリンテンデントに依つて指揮される。彼等は、その州の組織の性質に從つて、中央行政官廳の長官、評議會（un Conseil）或は州知事の任命に係る、マサチューセット州では『矯正局長』（Commisioner of Correction）に依つて指命される。ワーデン或はシュープリンテンデントは、通例一人或は多數の補佐官に依つて補佐される。地方監獄は通常『シエリフ』（sherift）或はその指命に係る看守（jailer）の指揮下に在る。

聯邦制度では、ワーデン或はシュープリンテンデントは大臣の任命に係る。

三、職　員

(1) 施設職員の構成

千九百三十三年の州監獄、聯邦監獄及び『感化院』に關する統計局の報告は次の數字を示す、卽ち、所長（Wardens）百二十人、副所長百四十六人、財務官百六十九人、心理學者三十一人、精神病學者四十七人、醫師二百三十二人、齒科醫百九人、有資格者看護婦九十一人、牧師二百二人、教師二百六十九人、（職業教師を除く）、作業官吏千三百十人、農業官吏四百三十一人、『パロール職員』百五十二人、看守及び訓練維持のための他の職員八千二百六十七人、保姆四百九人、管理員八百三人、他の職員八百七十八人。

『感化院』は教育及び職業訓練に重大な關係がある。此の故に、そこでは更に進んで教師及び作業教手の發見が期待されてゐる。精神耗弱、中毒及び發狂した犯罪者のための施設は、規定として、他の施設に於けるよりも多くの醫師及び精神病學の職員を有せねばならぬ。都市の勞働の家、矯正院、プリズン・キヤムプ及農場はより少ない職員を使用する、その第一の理由はその勤めが教育するよりも寧ろ戒護することに在るに依つて、第二に最も信用の置ける型の者を收容してゐるが故に、第三に多くの場合、地方は州及び聯邦政府と同樣の財政的資源を有しない事に依つてである。

(2) 募集及び昇進の方法

通例、『文官任用令』（一）に規定された條件、或はその他の條件は所長と『シュープリンテンデント』の地位の任命には必要でない。併し、大多數の州では第二位職員の任命は『文官任用令』の規定（二）に從つてゐる。聯邦監獄では、所長や、所長の指揮下に在る全職員は『文官任用令』の表（三）に從つて選任されねばならない。マサチューセット州では所長、『ワーデン』、『シュープリンテンデント』や多數の技術員は『文官任用令』の規定に從はないが、他の職員はその規定に從ふのである。『文官任用令』の條件がこれを許容する場合にのみ、通例職員は、繼續的に各種の地位を望んでゐる者の間から選任される。大多數の州に於ては、『ワーデン』と『シュープリンテンデント』は、知事のその任期中或は適當なる期間、知事に依つて任命される。數州、例へばニユー・ジヤシー、オハイオ、ミネソタ州では、『ワーデン』と『シュープリンテンデント』は『統制局』（Board of Control）に依つて選任される、或は施設の監督を託された委員會に依つてそれがなされる。此の後者の場合、所長の地位は大凡多少とも恒久的のものである。併し、大部分の州に於ては、所長の地位は政治的な報償と認められてゐて、行政府と共に進退する。四十八州の中、十州は全然『文官任命令』の規定に從つてゐるのである。聯邦文官制では、下級地位から上級地位への昇進は、或る程度の試驗を經て、その功績が認められた場

合にのみ行はれる。此の事實は數州に於て行はれてゐる、多くの州に於ては――『ワーデン』や『シュープリンテンデント』の頻々たる任免にもかゝはらず――上級地位への志願者は、彼等の功績を認められた後昇進させられる。監獄職員の任命及び昇進に關する此の制度は、全國内に地歩を占め最上級の地位を除いて、州監獄の大部分に於ては、看守の上級昇進は慣習となつてゐる。

（一）『文官任用令』（civil service）とは競爭試驗の結果認可せられた任命の一般的制度、及び選任がその中で行はるべき候補者の採用票作成の謂である。

（二）『文官任用令』の規定は、その規定に從つて職員の任命を決定し、政治的の報償或は偶然の方法に依る職員の任命を防止するものである。

（三）『文官任用令』表とは有資格候補者の登錄表である、該候補者は競爭試驗に依つてその資格を獲たものである。

(3) **職業教育**

聯邦行刑局は、千九百三十三年迄は刑務職員學校を有して居つた。此の學校は閉鎖されたが、各種の施設中で絶えずその教育を續行されてゐる。ニユー・ジヤーシーやメリーランド州を含む各州では、刑務職員教育の特種講座が設定された。マサチユーセツト州には義務的な教育講座はないが、該州教育省は各種の機會に管理及び矯正手段の實習に關する講座を組織した。多數の大學は、此の職業の技術的、管理的方面に對して、現にその講座を持つてゐる。

(4) **俸　給**

『ワーデン』や『シュープリンテンデント』の手當は、一般に年三千から九千弗の間である、尙その外に住居及び被服料（l'entretien）を給せられる。大刑務所長の平均俸給は五千から六千弗の間に在る、看守は千五百から二千五百弗の間の俸給を受ける。女子施設の俸給は、一般に男子施設のそれよりも遙か低額である。同一州間でも施設に區々ある如く、俸給も區々である、で職員の各種階級に就いて一般的說明を與へても無價値である。

下記は、聯邦及びマサチユーセツト州に於ける施設の俸給の段階である。

聯邦施設

所長	六千五百弗
『シュープリンテンデント』	三千二百弗から六千五百弗
副所長	四千六百弗
『シュープリンテンデント』補	四千六百弗
課長（Capitaine）	二千三百弗
副課長（Lieutenant）	二千弗
看守	千六百八十弗
主任書記（Chefs-commis）	二千六百弗から三千二百弗
機械係長	三千八百弗
教務課長	三千八百弗
教務次席	二千六百弗
教師	二千弗
職工長教育係（Instructeurs-contre-maîtres）	二千弗
主事（Intendants）	二千六百弗
所長助手（Aides du directeur）	二千弗から二千六百弗
『パロール職員』	二千弗から二千六百弗醫師及び衞生員は、合衆國公衆衞生局から支給される。

マサチユーセツト州男子『感化院』

所長	五千弗、官舍、被服料
副所長	二千七百六十弗から三千弗、官舍、被服料
看守長（Assistant-adjoint）	二千五百二十弗から二千七百六十弗
看守	千五百六十弗から二千四百弗
醫師	三千六百弗から四千三百二十弗
醫師（囑託）	二千四十弗
齒科醫	一回來所八弗
作業課長（Suprintendent du travail）	二千七百六十弗から三千三百弗
作業職員（Assistant du Suprintendent du travail）	千九百弗から二千六百弗
職業教師（Instructeurs des metiers）	千五百弗から二千百二十弗
主事（Intendants）	二千二百八十弗から二千六百四十弗
區長（Chef）	千六百八十弗から千九百二十弗
教師（Instituteurs）	一期間四弗
教育監察員（Surveillant de l'éducation）	三千百八十弗から三千七百二十弗
牧師（本官）	三千弗
牧師（囑託）	千八百弗
牧師（囑託）	五百弗
『パロール調査員』（Parole investigator）	千四百四十弗から千九百二十弗
書記（Commis）	千三百二十弗から二千二百八十弗
體育係長（Directeur de l'éducation physique）	千八百弗から二千二百八十弗
縫工員及びその他の技術員（Pompiers et techniciens）	千四百四十弗から三千弗

人間こして、國民こして、官吏こして、刑務官こしての自己の自覺

東京控訴院檢事長　吉益俊次

本文は吉益檢事長が刑務官練習生に對し講演せられた筆記大要である。勿論一切の文責は記者にある。

(一)

別に腹案を作つて來たわけではないから、取り止めもない話であるが、平生聊か考へてゐるところを、順序もなく御話して見やう。何程かでも諸君の御參考になれば幸ひであると思つてゐる。

孫子に彼を知り我を知れば百戰百勝といふ言葉があるが、相手を知るといふことも難しいことだが、自分を知るといふことは一層難かしいことである。

昔から己れを知れといつたやうな教訓は、東西を問はず屢々繰り返されてゐることであるが、本當に己れを知つたといふ人は恐らく稀れであらう。眞に自分といふものが解れば天下泰平、それだけでもうその人はえらい人といへる。一口に自分といつても、よく考へて見ると、そこにはいろ〳〵た自分がある。先づお互は人間としての自分があるからして人間としての自覺といふことをよくいふが、自覺といふことの內容が人によつて區々である。人間は一體何處から來て何處へ行くものか、何のためにこの世の中へ生れ出て來たものか、この古い謎は今でも謎として殘つてゐる。又お互は偶々日本國民として生を享けてゐる。日本國民としての自分を見出してゐなければならない筈である。かやうな工合で、先づざつと言つても、お互少くも諸君には、四通りの自分があるわけである。つまりひとしく自分を知るといつても、諸君としては、右の四通りの自分を知らなければならない。勿論四通りの自分とはいつても、その一つ一つが、全く別個の存在ではなく、一人の自分が四通りの自分を兼務してゐるのである。一人の自分でもよく解らないのに、四通りの自分を四通りに考へて見なければならぬのであるから、仕事が難しくなる。

第一に人間としての自分、これが解つてゐるやうで實はよく解つてゐない。人間としての自覺、といふことをよくいふが、自覺といふことの內容が人によつて區々である。人間は一體何處から來て何處へ行くものか、何のためにこの世の中へ生れ出て來たものか、この古い謎は今でも謎として殘つてゐる。又お互は偶々日本國民として生を享けてゐる。日本國民として生を享けてゐる以上、日本國民としての責任並に存在の意義がある筈である。お互はこれを端的に、且つ正確に把握してゐるかどうか。隨分危かしく感ぜられる人もないではない。又お互はひとしく國家の官吏である。日本國民の中でも、官吏といふ部門の職務を奉じてゐる。官吏には官吏としての職責、任務がある筈であるが、お互はそれを間違ひなく實行してゐるかどうか。更に諸君は官吏の中でも、一種の特色を有つてゐる刑務官である。刑務官は、その職務の本質なり內容なりが、他の官吏とは多少趣きを異にしてゐる。それが諸君の意識の上にハツキリと上つて萬遺憾なき效果を擧げてゐられゝば幸ひである。一寸さう想像したゞけでも、人間は自分—諸君に在つては四通りの自分といふものをしつかりと自覺するといふことは容易のことではない。容易のことではないが、又これなくしては人間—自分といふものの存在價値が失はれてしまふ。それ等のことについて、こゝでクド〳〵と述べ立てゝゐるのは時間も許さないことだから、極く大まかながら、その眼目とも思はるゝ點を、二三檢討して見やう。

先づ人間としての自分であるが、これは漠然として焦點がぼんやりしてゐるだけに、どうもこゝといふシカとしたところが摑みにくい。お互は人間であるといふことに相違なく、又生きてゐるといふことに相違はない。だが一體、人間といふのは何か、どうして人間なんていふものがこの世に生存してゐるのか。宗教や哲學の方からいへばそれは隨分難しい問題であるが、私共の常識からいふと、人間は取り敢へず兩親から生れたものであるといふことだけは間違ひない事實である。しかもその兩親とても木の股から生れたわけでなく、やはり兩親がある、これも亦疑ひなき事實である。私共—少くも私の家には生憎遠い祖先からの系圖といふものはないが、系圖の有無に拘らず、祖先が人間であり、人間である祖先の血を承けて私共が今日かうして存在してゐることは疑ふの餘地がない。現に孔子の系圖などは三千年も續いてゐるが、今後どれだけ續くか分らない。要するに私共人間の兩親から兩親と遡つて行けんば、結局は天地創造の古へに行きつく。い天地創造の際における私共の祖先がどな生活をしてゐたものか、それは解らなが、若し途中で血のつながりが切斷されたものとすれば、今日見るが如き私共の存在はあり得ない筈である。言ひかへれば私共の身體は、一見ひよつくり出來て來たものゝやうに思へるが、過去においては天地創造の始めにつながり、同じ道理で未來においては幾多の子孫から子孫を經て、苟も人類のあらん限り、何萬年の先きまで緣を保つことになるのである。私共の現在の身體は、その實に長い〳〵間における線の一環にすぎない。しかもその線はたゞに長く續くといふばかりではなく、漸次に進步發展して行くものであるに相違ない。時に消長が

あり起伏があるにしても、大觀すれば、人類の歴史は、進歩發展といふことがその原則である。過去においてさうであるなれば、將來においても亦さうでなくてはならない。さう考へて來ると、私共のこの微々たる存在にも、實に無限の意義が感じられる。といふのは、人類の歴史を進歩發展せしめるものは、結局は人類そのものだからである、人類そのものゝ努力に因るものだからである。中には、昔ばかりが妙に良く見えて、時代を經るに從つて世が末になつたといつて慨く人がある。しかし私はさうは思はない。成程、何千年何萬年といふ長い線をブチ切つて、或る時代と時代とを比較すれば、時に逆轉とも見られる場合があるかもしれない。支那で堯舜時代といへば、聖人の夢に上つた程な結構な世の中だつたかのやうにいはれてゐるが、——又春秋戰國といつた時代から見ればたしかに住みよい世の中であつたかもしれないが、しかし三千年も昔のことは、もう過去のモヤに閉されてしまつて、正體がはつきりしない。明治初年の人々からは、世の中は、悪くなる一方である。それは人間としての責任を果さないばかりでなく、一種の罪悪である。人間である限り、それは深く謹まなければならない。さういふ人は、人間としての自分—自分の責任を全く見失つた人である。

「墮習」に充ちてゐたやうに考へられてゐた德川時代にも、美はしい點のあつたことは十分想像出來るが、しかしそれは大體において部分的のものであらう。長い眼で見れば、人間社會は大體において向上發展の路を辿つてゐる。人間はその向上發展に對して各自みな責任を負つてゐる。人間としての自分を先づ自覺しなければならぬといふのはそのためである。人間としての自分、その自覺がなければ、それはもう完全な意味においての人間ではない、人間としての責任を知らないのである。人間はこの世の中を先人から引き次いでこれを後人に殘すのであるが、唯殘すといふばかりでなく、更にこれを良きものにして殘す義務がある。精神的にも、道德的にも又智識的にも、その他あらゆる方面において、人間にはそれが要求される。だからこそ、人類の歴史は、向上發展の歴史なのである。反對に悪性のもの——例へば犯罪とか酒毒とか黴毒とかいふものを子孫に殘すのでは、世の中は、悪くなる一方である。それは人間としての責任を果さないばかりでなく、一種の罪悪である。人間である限り、それは深く謹まなければならない。さういふ人は、人間としての自分—自分の責任を全く見失つた人である。

（二）

右に述べたことは、祖先から子孫へと傳はる縦の關係についてゞあるが、人間にはもう一つ横の關係がある。そしてその横の關係についても人間は同じ責任を有たなければならない。横の關係といふのは、同じ時代にこの地上に生を享けた人間同志のことであるが、これは縦の關係に較べると、一層身近かな氣持がする。私共は十代前の祖先の顔を見ることも出來なければ、十代後の子孫の顔を見ることも出來ないが、同じ時代に生れ合せた人ならば、何時顏を合せるかもしれない。考へて見ると、同じ時代に生れ合せたといふことは、よく〳〵の有り難い因緣である。この中でも一度なり二度なり顏を合せた人は一層有り難い因緣であり、それが知人となり友人となり師弟となり、夫婦となるなどは、よく〳〵の宿緣といふべきである。一樹の蔭、一河の流れといふが、佛教の方ではよくその邊の消息を說いてゐる。經文にある言葉だが「同席對面五百生」といふことがある。同じ時代に生れたとはいへ、世界に數限りなくある人間の中で、偶々同席し且つ對面することが出來たといふのは、五百生、卽ち五百度も生れ變つてゐる中にやつと一度位廻り合ふ程の珍らしいことで、まことに有り難い因緣といはなければならないといふ意味である。御釋迦樣の言葉を借りずとも、私等の常識で考へても事實それに相違ないと思ふ。さう思ふと、人間喧嘩など出來るものでない。緣あつて顏を合せ、話し合つた人ならば、縋りつきたい程なつかしかるべきものである。殊に諸君の場合でいふならば、役所で同僚となり、同僚の中でも選ばれて練習生となり、又上司となり下司となり、更に教化の任務を托されて多くの收容者と相接する、といふさうした關係は、同席對面以上のもので、五百生にもなる因緣どころか一萬生にもなる二萬生にもなるのである。それが眞に分れば、同僚と睨み合つたり、收容者を虐待したりするなどといふことは、頭から出來る筈のものではない。兩者の間には自らに愛が通いて來なければならぬ筈のものである。諸君は收容者に對し、時には泣いて馬鞅を斬るといつた場合があるかもしれないが、それとても愛の一つの現れでなくてはならない。

人間は右の如く、横縦の關係においても人間同志深い因緣によつてつながれてゐる。それをいかに認識し活用するかは人間の頭の働きに依ることであるが、諸君が若しその活用に敏ならば、世渡りといふものは案外樂なものであるといふことを發見するであらう。渡る世間に鬼はないといふが、諸君にして若し、同席對面五百生の氣持で、人に接し世と交つたならば、この世は實に樂しいものとならう。泣いて暮すのも笑つて暮すのも自分の心柄一つである。人間の本質は、大體において善良なものである。これが時として悪いことをする、人に憎しみを感じる。いかなる仔細のものであらうか。佛教の方では貪、瞋、癡といふことをいふが、これがワルサをするのである。人間の向上とか修養とかいふことは、結局はそれ等の悪質のものを克服しやうとする努力を意味する。それには先づ、縦横の關係における人間同志の深い因緣に醒めなければならない。といつても、私自身にそれが出來るといふわけではない。私は唯原理を述べてゐる丈である。滿更努力しないこともないが、理想は遠い。昔白樂天であつたか、或る高僧の許を訪れて、「如何なるか是れ佛教?」と訊いた。「衆善奉行、諸悪莫作」、禪師は答へた。

「三尺の童子尚これを知る」と白樂天が一本打ち込んだつもりでゐると、「三尺の童子、これを知る、八十の老翁もこれを行ふこと難し」と、卽座に禪師が答へたといふ話は有名な話であるが、全くその通りである。原理は解つてゐても、實際にはこれを行ひ難い、といふのが我れ人共に人間の習ひである。しかしそこに人間の理想と努力とが要求される。人間は完全なものではないから、完全なものを目ざして、理想があり、努力がある。人間がみな完全なものになつてしまつては進歩向上の餘地がなくなる。不完全といふことは、進歩向上を意味するのである。人間がみんな佛になつてしまつては、この世の中に人間の仕事がなくなる。現に佛といふ字は「人に弗ず」と書く。佛ばかりの世界は人生とはいへない。狗子佛性といつて、一方何人でも佛になるべき素質は有つてゐるが、人間である以上缺點はある。凡夫から佛への過程が人生である。だがその過程はとても長い。長い故に理想は永遠であり、努力は無限である。善い人間といつても惡い人間といつても、善惡の素質の分量の問題である。世の中に絶對の惡人といふものはあり得ない。どんな人間でも向上進歩する素質を有つてゐる。その點が諸君の御仕事の足場、手がかりである。しかしその足場、手がかりのカギを見出すことは容易でない。言ひかへれば人間を知ることは同ことは容易でないが、人間を知ることは同時に自分を知ることである。人間としての自分を知ることである。最初に述べたやうに、これが人生の一大事である。諸君にして若し、自分を知り相手を知ることに成功したならば、行刑のことは手に唾して行ふべしである。孫子の兵法は、行刑においても應用が出來るのである。

（三）

次ぎには國民としての自分を知ることである。日本の國體が一君萬民の、世界無比のものであることはこゝに改めて申し述ぶる必要はあるまい。しかし「言ふまいと思へど今日の暑さかな」で、今次の事變については、私も一言せずにはゐられない。事變について私共が何にもまして驚嘆することは、日本の軍人の强いことである。用兵作戰はもとよりのこと、將兵が國家のために命を鴻毛の輕さに比し、自ら甘んじて護國の鬼と化すること、殆んど世界にその比を見ない。その點、正に天下一品で、中外の共に讃嘆を吝まないところである。しかしこゝで忘れてはならないことは、軍人は勿論えらいに相違ないが、軍人とても結局は日本國民以外の何ものでもないといふことである。支那では外國の軍人を雇つたりしてゐるが、日本の軍人は擧げて純國產品である。言ひかへれば、日本の軍人のえらいといふことは、つまり日本國民がえらいといふことなのである。私共だつて、戰線に立てば、將兵と同じ位のことは出來るし、戰線の將兵が內地へ歸つて來れば私共と同じことである。苟も日本國民である以上、何れも日本精神は有つてゐる。日本精神は、君國のためといふ生命がけの戰場において最も力强く發揮されるが、必ずしも戰爭には限らない。他のことにおいてもやはり世界一のことはやれる。やれるだけの素質と天分を日本人は有つてゐる。すべて理想は大きく有たなければならない。例へば生絲であるが、これはもとはといへば支那から來たものである。然るに開國七十年にして、絹布の產額は世界第一となり、日本の主たる富源の一つとなつてゐる。德川時代には見る影もなかつた產業が、今日ではさうした飛躍的發展を遂げたのである。紡績業はどうかといふに、昔は、私共も知つてゐるやうに、お婆さんが絲車で紡いでゐたのが、最近ではやはり世界一である。世界に覇を稱へてゐた英國の紡績も、今は日本品の安くて良いものに押されてゐる。印度などへは六分まで日本品が行く。關稅を高くしたり何かして英國では狼狽してゐる。人絹も又同じことで、僅か二三十年の間に、その產額は世界第一となつてゐる。

產業方面ばかりに止らない。文化方面においても、日本は着々と世界に頭角を抽んでつゝあるやうに思ふ。これは文部省の役人から聞いたことだが、就學兒童の割合は日本が世界一なさうである。千人の中九百九十五人までは、就學してゐるさうだが、こんなのは歐米先進國にもその比がないといふことである。言ふまでもなく、教育の普及、發達は、國家興隆の基礎である。又新聞事業——といへないならば、新聞記事の內容が世界一だといふ。歐米の新聞は。自國のことは拔け目なく書き立てるが、外國のことには、餘り多くの紙面を割かないといふ傾向があるが、日本の新聞は、海外の出來事を實によく紹介する。この意味で日本のやうな新聞は他國では見られないといふ。これは日本國民が、世界の問題に對し大なる關心を有つてゐる證據である。その他、商工業や貿易等の發展も同じく世界第一であらう。これは商船會社の社長から聞いたことだが、世界の港といふ港に、日本の國旗の翻つてゐないところはない。日本の商船は日本品を載せて何處へでも發展の路を開拓して行くが、外國の船は、良い航路だけしか通つてゐない。尤も良い航路は外國に先取りされてしまつて、日本はそれに立後れたから、といふせいもあらうが、とにかく、今日日本商品の進出は、世界の恐怖にさへなつてゐる。それといふのが、日本は、大體において生活程度が低く、從つて生產費が安くつくといふことがその根本原因であらう。その他にも、日本人は手先きが器用であるとか、負けじ魂が强いとかいふ關係もあるであらうが、日本人が、比較的生活に質素で勤勉であるといふことが競爭に打ち勝つ一番の理由であると思ふ。外國人は、個人主義であるだけに、とかく生活が贅澤に流れる。健康に影響せぬ限り、成るべく生活を質素にするといふことは、結局世界に勝つ所以

である。その意味で贅澤は一種の不德であると思ふ。國家に忠なる所以であるまいと思ふ。生活はシムプルであることが、個人としても國民としても願はしいことであり、心掛けなければならぬことであると思ふ。司法、行刑のことも、日本は世界一であるといひ得るかと思ふが、何に限らず悪い點があらばどし〳〵、改めて行くがよい。日本人は一人二人がえらいのではない、みんながえらいのである。その點に、國民としての自覺があつてほしい。國民全體が一つ心になつてやらうとかゝれば、何だつてやれぬことはない。天孫民族は、素質的に、傳統的に、たしかに非常に優れたるものを有つてゐる。世界に呼びかけ、人類の向上發展を促進すべき理想と使命とを、日本は有つてゐるし、又有つてゐなければならない。前途に幾多の困難はあるかもしらぬが、その理想と使命のために、日本は勇往邁進しなければならない。かくして文明を誇り世界は自分のためにつくられてゐるものゝやうに考へてゐた從來の白人種の考へ方は是正されるであらう。今日、有色人種で、獨立國として殘つてゐる國は日本と支那あるのみであるが、その兩國が兩虎相搏つてゐる現狀を見て、或は舌を出してゐる國があるかもしれない。しかしながら、日本國民にして、國民としての自分を知り、國民としての自覺を失はぬ限り、いはゆる「光は東方よりの標語は、必ずや實現するの日があるらう。私共お互が、國民としての自分を見出すことの必要は、その點に存する。

（四）

第三にお互は國家の官吏である。それ故にお互は國家の官吏としての自分を知ること——その自覺が要求されてゐる。近頃の傾向を見ると、動もすれば官僚獨善などといふ言葉が屢々唱へられてゐて、官吏の評判が餘り香ばしくない。しかし苟も國家の官吏である以上、官吏としての使命もあれば、又その自負も誇りもなければならぬ筈である。一言でいへば、官吏は——少くも日本は、一君萬民の國體の下における　陛下の手足である。一君萬民といふその萬民の中でも、直接　陛下の手足として　陛下のために、若くは存在國家のために、奉仕を捧ぐべきである。換言すれば、官吏の仕事は　陛下の御仕事であり、又國家の仕事である。民間の仕事とても勿論、　陛下の御仕事であり國家の仕事でもあるが儘ならない。國家の仕事ではあるが儲け仕事ではないので、同し人間ならば金の儲かる民間の仕事の方へ行くのが人情である。民間の仕事ならば働けば儲かるから自然働く。役所の方は働いても自分に儲からぬから、ともすれば御茶を濁しておくやうになる。それ故に官吏は、損得を超越して、國家のために働くといふ勤勉な人を必要とする。精神の緊張感がその點に置かれなければならない。でなくして同じ人間なら、民間の人間は利口になり官吏は馬鹿になるといふのが自然の傾向であらう。同じ風に構へてゐては、官吏はどうしても民間の人に負けるといふのが當然であらう。とかく目前の安きにつくといふのが官吏の缺點である。それに現代の組織では、官吏としての良否が、一寸見分けにくい。それは組織そのものも悪いのではあるが、官吏としても大に考へなければならぬ點があると思ふ。官吏は、儲け仕事に從事してゐるのでないから、出來得るだけ精神的な氣持で、仕事

あり國家の仕事であるには相違ないであらうが、それは間接の關係になる。　陛下の御仕事、國家の仕事の直接の責任者は官吏以外にはない。善悪共に官吏の責任に歸する。その點が、官吏としての自負であり、誇りでなければならない。昔から「君を堯舜にす」とか「君を堯舜にす」とかいふことがいはれてゐるが、それはみな官吏の責任である。人間吏となる又風流などいふが、人間吏となる又難いかなである。かつて或る民間の實業家が或る席上で「役人なんて馬鹿のすることである」と放言して問題を起したことがある。不謹愼な言葉ではあるが、私共官吏としては又他山の石として反省していゝ點もある。官吏の仕事は、大切なものではあるが、大體において決りきつた仕事が多い。民間の仕事とても、大會社、大工場等になると、多くは官廳と同じやうな組織になつてゐるが、しかし民間の仕事といふものは、ソロバン珠本位であるから、採算が取れさへすれば、資金の融通も自由に出來るし、社會の進運に伴つて一つ計畫が立てば仕事がパタ〳〵と運ぶ。そこへ行くと、役所の仕事は豫算などの關係があつて繼續事業となつたり、何かにつけテキパキ行かない。堅實では あるが、民間の仕事のやうに活動的でなく、敏活を缺く。民間の仕事は競爭があるから、ウッカリしてゐられない。役所には競爭者といふものがないからノンビリしてゐる。それに民間の仕事は、働けば働いただけの效果が、覿面にソロバン珠の上に現れる。社員のボーナスも從つて多くなる。それ故に働くにもはげみがあり、事務の改善にも常に氣を配つてゐる。仕事が捗取るのは自然の數である。役所となるとそんなわけには行かない。役所の仕事は、その性質上、民間の仕事と違つて、營利そのものを目的とするものでなくして、國家の事業を遂行して行くがためのものであるから、大體は唯豫算だけのものである。だから官吏には精神を使つて行く的にえらい人がならなけれ

そのものに對して興味を有つてかゝらねばならない。私は先日、かつての共產主義者で、今は立派に轉向してゐる田中清玄君に會つていろ〳〵話をしたが、同君はなか〳〵味のあることをいふ。同君は今、小菅で、養豚や農業をやつてゐるらしいが、自分の仕事に非常に興味を感じてゐるらしい。「私は白隱禪師を崇拜して、朝夕坐禪をして心膽を練つてゐるが、禪といふのは外でもない、毎日〳〵の仕事が卽ち禪なのである。私の場合ならば、豚を飼つたり、蔬菜を作つたりすること、それが禪だと思ひます」といふやうなことをいつてゐた。つまり行住坐臥悉く禪なのである。田中君の口をかりずとも、昔からさういふことはよくいはれてゐることだが、さてほんとにさうした氣持になるのは難しい。自分の仕事に心魂を打ち込んで、仕事と自分と一緒になるといふ境地、そこまで行けばしめたものだが、それが難しい。滴水和尙がまだ雲水の時分、何とかして悟りを開かうと思つて、或るえらい坊さんの許へ修業に出かけた。御弟子のことだから、先づ拭掃除から、風呂たき位が毎日の仕事であつた。或る日お師匠さんは偶々湯に浸つてゐた。滴水は「御加減はいかゞです」と訊いた。「少しぬるいナ」との返事だつた。そこで滴水は、湯を汲んで來やうとへば、同じ水でも活きて來る。一桶の水でもこれを利用することを忘れては、天地の恩惠に對して相すまない。必ずしも一桶の水を惜しむのではないが、水をムダにするといふその心掛けが間違つてゐるといふのである。一桶の水すら尙ほ且つ然りである。ましてや時間なり物なり、又一草一木なり、苟も天命を受けてこの世に存在する以上、これをムダにするといふのはよくない。前にいつた田中君は「どんな仕事でも、よい結果を得やうとしていろ〳〵工夫する、そこに無限の興味が出る。さうすると、一日中勞働しても疲勞を覺えない」とさういふのであるが、私は實にえらい男だと思つた。精神を打ち込んでかゝれば、どんな仕事でも興味も出るし、效果も擧る。「今日一日、心に疚しいことをしなかつたか。與へられた仕事に全力を注いだかどうか」といふことを考へるのが、修養である。

官吏にも能吏とか循吏とか呼ばれるものがある。それは仕事をするときに、仕事の輕重大小、前後緩急をはかつて、誤りのなきことは勿論、事の宜しきを得て、效果を擧げることに努力する人のことである。その反對の官吏は、官吏として下の下なるものである。一口にいつてしまへば何でもないやうだが、毎日の仕事であるから、それがなか〳〵うまく行かない。官吏の仕事は、大體がきまりきつてゐるとはいつても、器械が囘轉するやうなわけには行かない。人間の仕事であるから、工夫も要れば技倆も必要である。第一に誠意がなければならない。官吏にして若しその點に自覺を缺いたならば、仕事に興味もなければ、結果も自然よろしくない。玩味工夫するといふことが仕事に興味を持つ所以である。それには官吏としての自分を知ることが先づ要求される。

（五）

最後に——これは特に諸君のことにいていふのであるが、諸君は官吏の中でも特に刑務官としての自分を知らなければならない。刑務官といふものは、その仕事の性質上、世間とかけはなれた別天地に住んでゐる。その故に周圍から受ける刺激が薄く、動もすれば時代の進運から取り殘される傾向がある。元來官吏といふものが、大體からいふと、さうした傾向のあるものだが、刑務官はその點特に甚しいやうに思はれる。行刑のことは諸君の方が專門家で、私は唯外部から觀察していふのであるが、若し私の言ふことに大過なくんば、諸君としては、その點餘程注意を要すべきであると思ふ。例へば警察官と刑務官と比較していへば、同じ人間ならば、何年か後には警察官の方がよくなるといふのが普通であらう。警察官は、その職務上常に社會と接觸してゐるから、何かと刺激が多く、從つて目己を砥礪し、鞭撻する機會も多いわけである。それに刑務官は、拘禁されてゐるから、餘計に刺激がなくなる。向上發展を期するといふ點において、刺激がないといふことは決して善い條件ではない。諸君はその意味において、一般官吏以上に自己の置かれた地位といふことに對し、深き自覺とその惡い條件を自ら克服して、世間に立ち後れぬやう努力しなければならない。境遇はいかにも刺激がなく、良い條件とはいへないとしても、自分の心の持ち方一つで、開拓すべき天地は又無限に與へられるものである。私の先輩である或る大學教授が——その人は工學博士であるが——かつて私に向つて「同じ大學で教へる學問でも、工科とか理科とかいふ學問は、夫々に實驗室といふものを有つてゐる。教授と學生とがそこで器械をいぢつたり製圖をしたり、又顯微鏡を覗いたりしながら、一緒に研究をしてゐる。それによつて、學問が進歩する、ところが法科には實驗室といふものがない。唯先生が學生に向つて講義をするだけのことである。それで果して法學の進歩發達が望めるものであらうか」といふ意味のことをいはれたので、私は卽座に「成程法科には大學内の實驗室こそないが、一歩外へ出れば、裁判所、刑務所等何れも一種の實驗室たらざるはない。法科の實驗室は到る處に、無數にある」と答へたことがある。詭辯の如くではあるが、決してさうではない。私共や諸君の仕事は、社會や人間を相手とする。社會や人間が卽ち私共の實驗室であり、實驗臺なのである。殊に諸君の如きは、拘禁者といふ特殊の境遇に在るものを對象として毎日實驗を重ねてゐられる。しかも何百人ものものを一緒にかためて實驗してゐられる。これは刑務官のみに與へられた特權

である。何のために實驗するか、敎化のためである。敎化といふのは要するに人間をつくることである。人間をつくるために人間を研究する。こんな尊い實驗は恐らく他にはあるまい。諸君は「人間の實驗室」に常詰の方々である。その實驗はやがて行刑の改善や、法規の改正等、學問上の基礎ともなる。諸君が若し「人間」といふことに興味を有ち、それによつて「敎化」といふことに志されたならば、進むべき路は無限にある。草木にやり水するにも、やり方では尊い。まして人間の敎化をやである。諸君にして若し刑務官の使命をそこに見出し刑務官としての自己に自覺されたならば、たとへ身は刺激の薄い境遇に在るとも、受刑者によつて「人間」を知り、人間を通じて「社會」を知り、それによつて自己の向上進歩を培ふことにおいて餘師あらん。何卒諸君の御奮闘を望む。右取りとめもない話ながら、多少共諸君の御參考にならば望外の幸ひである。

社會事業に御下賜金

假出所の恩典三百十餘名

皇紀二千五百九十九年の紀元の佳節に當り畏き邊りでは、二月十一日全國社會事業團に對し事業御奬勵の思召にて御内帑金二十餘萬圓を下賜あらせられ、司法省では當日東京關係の司法所管の左記二十九團體に、鹽野法相より傳達式を行つた。

司法省所管

△錦華學院△施無畏學園△服業治産會△日本少年指導會△至誠學舍△娘の家△六華園△六踏園△昭和學園△二葉學院△救世軍世光寮△日本少年保護協會△東京保護事業聯合會△救世軍勞作館△兩全會△大日本敎化會△帝國更新會△眞哉會△齊修會△東京佛敎慈濟會△東京興仁會△自立會△曹洞宗報効會△日蓮宗慈濟會△乳香園△全日本司法保護事業聯盟△輔成會△昭德會

尙司法省行刑局では紀元の佳節に當り、全國五十餘刑務所（拘置所も含む）に服役してゐる者のうち行狀の優秀なものに對し、特に假出所の恩典に浴せしめるために各刑務所長から具申させ、愼重に審議してゐたが、いよ〳〵二月十一日早朝を期して三百餘名を假出所させることゝなつた。其中には五・一五の民間側林正三氏もゐた。なほ當日は日本精神發揚週間の最後の日の事とて、各刑務所とも宮城遙拜、國旗揭揚式を行ひ、君が代を合唱、聖壽萬歲を奉唱し、更に皇軍將士に感謝の默禱を捧げ、式後は各刑務所思ひ〳〵の趣向で食膳にお頭付、或は紅白の大福餅をわかつて祝賀の意を表した。全國刑務所の收容人員は事變勃發當時に比し昨年末は約一割二分減の五萬五百餘名となつてゐる。

統制刑務所長事務打合會開催

去る一月十六日刑務協會會議室に於て、午前九時三十分より統制刑務所長事務打合會が開催された。

午前は行刑局長の挨拶、第二課長の說明、各統制刑務所長の報告次いで協議會に移つて、午後再開一時より三時に至る。三時より打合會、局長挨拶、各統制刑務所長軍需作業に關する報告竝に意見、軍部當局の軍需作業に對する希望竝に意見の開陳あつて會を閉ぢた。

尙當日の主なる出席者は左の通り、秋山局長、芥川衞生官、安達、河邊兩書記官、日沖、吉田兩事務官、刑務所側からは吉田、椎名、岡部、江藤、谷內、牛島、小橋川、伊江、關川、柳原、東各所長參集、軍部からは陸軍省戰備課員石光少佐、同購買科長野村中佐出席。

午後六時より山王臺星ヶ岡茶寮に於て刑務協會主催の懇談會を催ほした。

當日局長の挨拶は左の通りである。

統制所長會議席上局長挨拶

御挨拶を申し上げます。　輝やかしい戰捷新春を迎へまして皆樣と共に愈々益々行刑報國の一途に邁進する事の出來ます事は洵に御同慶の至りに堪へませぬ。

扨て今般全國統制刑務所長各位に御參集を願ひまして主として豫算の處理方法竝現時局下に於ける刑務作業の經營方法等に關し協議の爲め作業事務打合會を開催する事になつたのであります。先づ本年度の就業費は御承知の通り本豫算に於て六百七萬圓餘追加豫算に於て六百萬圓の承認を得大體其の八割を各所に配付し其の他を統制資金及び本省留置額として保留したのであります。然るに上半期に於ける軍需品の受註が頗る多額に上り爲に就業費の使用額は九月末日に於て既に配付豫算の約八割を消費する狀況にありましたので十月二十一日行甲第一、二二七號を以て豫算節約方を通牒した次第であります。然るに其の後に於ても就業費の消費は特に註文者との從來の關係其他の事情もありませうけれ共依然として不相變多額に上り爲に各所よりの豫算增額要求高約參百萬圓の多きに達するの狀況となり此の儘では到底年度內作業の經營も困難なる程の資金の切迫を來したのであります。本省としては元より大藏當局に對し屢々事

情を具し就業費の豫備金支出方を申入れ又軍當局よりも度々大藏當局に對し軍需品發註の止むを得ざる事由を說明したのでありますが種々財政上の事情に依り遂に豫備金支出方を拒絶せらるゝに至つたのであります。そこで當局は十二月ナ日更に行甲第一、三九〇號を以て各所に對しこの事情を通報すると共に極力豫算の節約方を通牒し又少しでも資金の餘裕があると認めらるゝ刑務所に對しては其の減額を通達して萬一に備へたのでありますが之と同時に大藏省に對して更めて又追加豫算として增額方交涉を重ね目下軍需作業施行費百四十萬圓の要求書を提出してゐるのであります。果して此の追加豫算が幾何の程度に於て承認せらるゝか今日豫斷を許さない所でありますが當局としては各所の今後の豫算運營に關し如何なる方法を以て善處すべきかに就き愼重の考慮を拂はねばならぬと存ずる次第であります。就ては各位の管下各刑務所に於ける豫算運營方に就き愼重協議を累ねられ萬全の對策を樹てられんことを希望する次第であります。

次に時局下に於ける經濟統制殊に物資統制の國策遂行上刑務作業に及ぼす影響は頗る甚大なるものがあるのでありまして本年度に於ても各位はよく此の障害を克服して異常なる躍進を續けられて來たのでありますが將來に於ては一層物資の統制が弱化され從つて素材の入手が困難となる事は豫想せらるゝ狀勢にあるのでありますから之に對する充分なる方策をも併せて御協議賜り度いのであります。

次に一般產業の統制、資金、物資、貿易等の調整竝に爲替管理等非常時經濟立法が相次で續出する現時の狀勢に於て刑務作業に及ぼしたる影響は甚大なるものがあることゝ存じますが殊に軍需品の增大は民需品の壓縮を餘儀なくし爲めに一般物資の渦渴を招き作業經營上想像以上の困難を來し一面又失業竝に轉業對策の問題は軍官衙發註に影響し其の發註は將來益々減少の傾向を辿る事と想像せられ亦民業壓迫の聲も漸次喧びすしくなることゝ存ぜられますが是等に對しては既に適當なる對策を講ぜられて居ることゝ思ひますが此の際四圍の狀況を考慮せば軍需品製作に就ては或る程度に於て民間の下受作業を引受くることも止むを得ぬ狀勢となることゝ存ぜられます。然し構外作業に關する限り特に敎化的意義のある公共事業にあらざれば引受けざる旨の通牒客年十月十四日行甲第一、二一八號の旨趣に從ひ善處せられたいのであります。其他現時の經濟狀態に鑑み賃金の値上、作業種類竝に種目の變更其他之れが萬全對策を要する點が多々あらうと存しますから充分御檢討を願ひます。

次に作業統制に關して二、三の御注意を申上ます、作業統制は或る程度之を强化することが肝要でありますが、之れが爲には歲入歲出の豫算配賦竝に其の運用に就て相當の統制力を加味することが必要であるやに考へられるのであります、從來豫算は各刑務所に對し、直接之を配賦し其の運用に任かせて來たのであります、其の結果、歲出方面に於ては作業資金の一方的偏在或は不均衡を來たし、爲に僻遠の刑務所はもとより一般刑務所に於ても作業の敎養的目的達成が、阻害せられてゐるやうに思はれます。尙ほ材料の購入、器具機械の補修、整備等に對する豫算の運用に付ても良質低費の生產を目標とする作業經營方針に相添はざる點が多いのであります。又歲入に關しましては、單に自所の調定高のみに捉はれ資金の回收率を等閑に付し時に或は分賦作業の引受さへ徒らに嫌忌する等遺憾に存ずる點が相當多くありますから寧ろ此の際豫算配賦竝に歲入令達に就ては一段の考慮を拂ひ、尠くとも代表刑務所を通して之を爲す必要があるかと存じます、此の點に付ては目下本省に於て考究中でありますが其の實行に際して代表刑務所に於て豫算運用上の統制に付き深甚の注意を願はなければならぬのであります。

更に生產的方面に於ける作業の分賦技能受刑者の移送等に付きましては、唯單に自所の成績のみに捉はるゝことなく刑務作業の全般的見地より、殊に製作刑務所の作業狀況、特にその繁閑を充分檢討考慮に入れ有利有益なる作業の分賦に力を注ぎ、又技能者の移送に關しても適度の統制に協調御盡力せられん事を希望致します。

次に附加致し度いことは現今各所の作業科程及び賃金は頗る區々になつて居りまして作業施行上のみならず行刑全般に亙り種々弊害を來して居るのでありますから能ふ限り之れから統制を圖りたいと存じます先づ以て各管區毎に統一氣運を助成せられ之れが實現に努力し以て全國統一の基礎を築かれん事を希望致します。

終に臨み今回の會議は洵に短時間でありましてしかも提出してある協議事項は何れも愼重審議を要する議題でありますから充分の御打合も困難かと存じますが出來る丈け時間を有效に御使用下さいまして愼重御審議を願ひ度いのであります。

尙午後からは陸軍當局の御出席を御願してありますから將來に於ける軍需品の發註方針等に就いても或程度の御協議と御諒解とがなされ得る事を信ずる次第であります。

小田原 川越 兩少年刑務所第四回協議會狀況

此の協議會も年改まつて第四回を開くところまで進んだ。いろ〳〵の事が考へられ、いろ〳〵のことが行はれた。しかし、總べてこれからである。第四回協議會は小田原から根田所長、小室教務課長、清作業課長を迎へて行はれた。協議狀況左の如し。

第四回協議會狀況

一、議題及議決事項

(一)少年受刑者に經濟觀念を强調すべき方法如何

少年受刑者の一般通性を概觀するに、(イ)其の性格特に非社會的にして社會關係への認識に缺け、(ロ)放縱にして浪費性强し、從つて社會關係への認識を昂めるの一助として先づ社會經濟に關する觀念を植付け又日常生活に於ては物資愛護或は簡素の精神を敎導するを要すべし、加之、(ハ)受刑中の身は一般に社會的生活より遊離し且つ他律的部面多く經濟生活經驗及智識の乏しき少年に於ては其の影響特に大なるを知る、而してまた、(ニ)現下の我が社會情勢は經濟一般に對する國民の良き理解と協力參加を要請すること切なるものあり

此の故に少年受刑者に對し經濟觀念を强調するは彼等の社會復歸性を高揚せしむる所以にして成年に比し更に其の必要切實なるものとす

一、强調項目

(イ)經濟學總論的知識の敎授

(ロ)現下の物資統制より生來する諸事態への認識の强調

(ハ)物資愛護、廢品利用に關する指導

(ニ)作業製素品器具に對する諸整理

(ホ)淸掃整頓

二、强調方法

(1)經濟智識の涵養に關しては可及的適當なる講師を招聘し、或は經濟記事を看讀せしめ之を解說すること（此の點に付き「人」雜誌の改良を望む）

(2)「物」に對する感謝の思念を抱かしめるやう敎誨敎育すること

(3)物資愛護に關し

イ、作業製素品器具に對し其の價格を表示すること

ロ、自己用途物品購入の抑制

ハ、廢品回收箱の設置と其の結果の具體的告知

ニ、主要物品の生產又は再生工程を工場又は敎場に明示

ホ、「塵も積れば山となる」的數字に依る訓育

(4)人的要素の充實と再敎育

(二)少年刑務所に於ける作業經營の特異性如何

少年受刑者の生活史を川越に就き調査するに、(イ)嘗て一年以上同種の業に從ひたることある者僅かに一割五分、又入所直前に於て無職なりし者實に九割を超へ從つて彼等に概して職業的特技なきは當然の事と云ひ得べく、(ロ)三回以上職を轉じたるもの七割、二回以上職を轉じたる者二割五分なる事實は亦彼等に職業に對する持續性乏しきを示すもの(ハ)浮浪性を有し勞働を嫌忌するは彼等の通性と稱し得べく、(ニ)第二國民として將來產業部面に參加活躍し得るの素養を養はしむるは彼等少年に對する緊急事なりとす

斯くて、少年刑務所に於ける作業經營は一應收入を第一義とする自給自足主義を諦觀し、授職を最高方針とすべきも、乍然、現狀は種々の事情よりして「授職」の事を徹底することを得ず、故に、少年刑務所に於ける現下の作業經營は退いて彼等の勞働訓練なる一事に於て重大なる意義を見出すことゝなる、「勞働訓練」を作業指導上の第一義とすべしと決定する所以は一に我々經營上の大方針が不分明であり生半可であることを避けたきが故なりとす

勘る觀點に於て、しからば、少年刑務作業經營上考慮すべき點如何といふに

(1)作業設備の充實

(2)業種の增設

少年刑務作業は授職手段なりと敢へて稱し得ざる理由は前項設備の不完全なると本項業種の貧弱なるとを主要なるものとす

業種增設の具體的方法として作業の立場より考へらるゝことは各少年刑務所の重複作業を統一して各所をして二三の專門作業訓練所たらしめる事等なり

業種不足の今日に於ては强勞働作業（外役の類）を擴張して勞働訓練、體位向上を望むを一法とすべし

(3)適性檢査

少年に對して特に適性檢査が重要なる役割を持つことは職業的特技を持たぬ彼等に將來の道を決定するものであることよりして多言を要せざるべし

(4)「實科敎室」の設置

實科が實地指導、製品成工に偏し勝ちなる現狀に鑑み實科敎室に於ける作業技手其他の講義時間を勵行すること

(5)擔當看守の作業上の補導範圍は成年刑務所に比し擴く且つ微細なること

(6)作業技手の敎養

特に社會見學を緊要とす

(7)各種職業訓練所の開設

敍上の點を綜合して、結局、今日に於ては、現行職業訓練所制度の運用に俟つを理想とす、而して此の職業訓練の修了者に對しては其の社會的確認方法を講ずるの要あり（小田原に於ける漁撈訓練修了證書は三崎水產組合の發行に係り此の點理想的なりとす）

(8)製品生產に於ては必らず其の損益計算を明瞭に敎示し、職員收容者共損益計算に就き不知無識なるまゝに盲目的機械的に從事するの弊を避くべきこと

（但し本項に「損益の計算」とは作業生產額の增收を謂ふに非ず況んや「回收率」をや）

(9)釋放後の職業紹介に努むる事

本問は重大にして猶論ずべき餘地あり、次回に繼續することゝす

次回の議題

(一)少年刑務所に於ける作業經營の重點如何

(二)少年刑務所に於ける規律生活は之を如何に組織すべきか

朝鮮總督府令第二百四十四號

朝鮮監獄令施行規則中左ノ通改正ス

昭和十三年十二月二十四日

朝鮮總督　南　次郎

第十六條第一項ヲ左ノ如ク改ム

新ニ入監スル者ニ付刑ノ執行停止ヲ爲スヘキ原由アリト認ムルトキハ之ヲ入監セシメタル上監獄醫ノ診斷書、引取人ニ關スル調査書類等ヲ添ヘ直ニ其ノ旨ヲ檢事ニ通報スヘシ

第十七條第二項及第二十九條中「女監取締」ヲ「婦女タル監獄官吏」ニ改ム

第二十二條第一項中「放免曆簿」ヲ「滿期曆簿」ニ改メ「名籍原簿」ヲ削ル

第二十四條中「刑事被告人ハ」ノ下ニ「成ルヘク」ヲ加フ

第四十八條　戒具ハ左ノ五種トス

一　鎭靜衣
二　防聲具
三　手錠
四　聯鎖
五　捕繩

第五十條　鎭靜衣ハ暴行又ハ自殺ノ虞アル在監者、防聲具ハ制止ヲ肯ンセスシテ大聲ヲ發スル在監者、手錠及捕繩ハ暴行、逃走若ハ自殺ノ虞アル在監者又ハ護送中ノ在監者、聯鎖ハ監房外ノ作業ニ就ク受刑者ニシテ必要アリト認ムルモノニ限リ之ヲ使用スルコトヲ得

鎭靜條ハ十二時間以上、防聲具ハ六時間以上之ヲ使用スルコトヲ得ス但シ特ニ繼續ノ必要アル場合ニ於テハ爾後三時間毎ニ更新スルコトヲ妨ケス

護送中ノ者ニハ鎭解衣ヲ使用スルコトヲ得ス

第五十二條　典獄ハ懲役囚ニシテ刑期ノ三分ノ一ヲ經過シ逃走ノ虞ナキ者ノ中ニ就キ豫メ消防其ノ他應急ノ用務ニ就カシムヘキ者ヲ指定シ隨時演習ヲ爲サシムルコトヲ得

第五十八條中「七時間」ヲ「八時間」ニ、「八時間」ヲ「九時間」ニ、「九時間」ヲ「十時間」ニ、「十時間」ヲ「十一時間」ニ、「十一時間」ヲ「十二時間」ニ改ム

第七十ュ　左ニ揭クル期間ハ作業賞與金ノ計算ヲ爲サス

一　入監ノ月及其ノ翌月ヨリ二月
二　釋放ノ日ヨリ前五日

行狀不良ニシテ作業成績劣等ナル者ニハ作業賞與金ノ計算ヲ爲ササルコトヲ得

第八十六條第二項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ敎化上特ニ必要アリト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス

第八十九條　在監者ノ使用ニ供スル衣類、臥具、食器及雜具ノ品目ハ左ノ如シ

衣類

一　常衣
二　作業衣
三　襯衣
四　帶
五　褌
六　足袋

臥具

一　蒲團又ハ毛布
二　敷布
三　枕
四　蚊帳

食器

一　飯臺
二　飯櫃
三　椀
四　箸
五　皿

雜具

一　手巾
二　履物
三　雨具
四　冠物

典獄ニ於テ必要アリト認ムルトキハ朝鮮總督ノ許可ヲ受ケ雜具ノ品目ヲ增加スルコトヲ得

用紙、齒磨用品、石鹼等日常必需品ハ之ヲ給與ス

第九十條中第二項以下ヲ左ノ如ク改ム

典獄ニ於テ必要アリト認ムルトキハ前項ノ箇數ヲ增減スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ箇數ノ增減ヲ爲シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ朝鮮總督ニ申報スヘシ

病者ノ使用ニ供スル衣類、臥具及雜具ノ箇數ハ典獄ニ於テ適宜之ヲ增減スルコトヲ得

食器及日常必需品ノ數量ハ典獄ニ於テ之ヲ定ム

第九十條ノ二　監房又ハ工場內ニ備フル器具ノ品目ハ左ノ如シ

一　机
二　寢臺
三　莞蓆
四　箒
五　塵拂
六　塵取
七　布巾及雜巾
八　紙屑入
九　飮料水容器
十　雜用水容器
十一　洗面器
十二　調髮用具
十三　唾壺
十四　便器
十五　履物箱
十六　團扇

机、寢臺、調髮用具及團扇ハ必要アル場合ニ限リ之ヲ備フ

典獄ニ於テ必要アリト認ムルトキハ朝鮮總督ノ許可ヲ受ケ器具ノ品目ヲ增加スルコトヲ得

監房及工場ニハ第一項及前項ノ品目及其ノ數量ヲ記載シタル小札ヲ揭クヘシ

第九十一條第二項中第三號以下ヲ左ノ如ク改ム

三　十八歲未滿ノ受刑者又ハ之ニ準スル處遇ヲ爲ス受刑者ニ著用セシムル衣類
四　處遇上必要アリト認ムル受刑者ニ著用セシムル衣類
五　蒲團

同條ニ左ノ二項ヲ加フ

十八歲未滿ノ受刑者又ハ之ニ準スル處

遇ヲ爲ス受刑者ニ著用セシムル衣類ハ之ヲ黑色ト爲スコトヲ得

病者ニ著用セシムル衣類及臥具ハ之ヲ白色ト爲スコトヲ得

第九十四條第一項第一號ヲ左ノ如ク改ム

一	飯	米 十分ノ二 大豆 十分ノ三 粟 十分ノ五
		一人一回四百瓦以下

第九十五條ノ二 一月一日、紀元節、天長節、明治節其ノ他特ニ朝鮮總督ノ指定シタル日ニ於テハ前二條ノ規定ニ拘ラス特別ノ糧食又ハ飲料ヲ給スルコトヲ得

第百十四條 監獄法第四十三條ノ規定ニ依リ在監者ヲ病院ニ移送シタルトキハ典獄ハ監獄醫ノ診斷書及移送シタル病院トノ協議書ヲ添ヘ直ニ其ノ旨ヲ朝鮮總督ニ申報スヘシ

第百十九條中「受胎後七月」ヲ「受胎後百五十日」ニ、「分娩後一月」ヲ「分娩後六十日」ニ改ム

第百二十三條 接見ノ度數ハ拘留囚ニ付テハ十日毎ニ一回、禁錮囚ニ付テハ五日毎ニ一回、懲役囚ニ付テハ一月毎ニ一回トス但シ十八歲未滿ノ受刑者又ハ之ニ準スル處遇ヲ爲ス受刑者ノ接見ノ度數ハ典獄ニ於テ敎化上必要ト認ムル程度ヲ標準トシテ適宜之ヲ增加スコトヲ得

第百二十五條ノ二 受刑者ノ發送スル信書ノ數ハ典獄ニ於テ敎化上必要ト認ムル程度ヲ標準トシテ適宜之ヲ增加スルコトヲ得

第百二十九條 受刑者ノ發送スル信書ノ數ハ拘留囚ニ付テハ十日毎ニ一通、禁錮囚ニ付テハ十五日毎ニ一通、懲役囚ニ付テハ一月毎ニ一通トス但シ十八歲未滿ノ受刑者又ハ之ニ準スル處遇ヲ爲ス受刑者ノ發送スル信書ノ數ハ典獄ニ於テ敎化上必要ト認ムル程度ヲ標準トシテ適宜之ヲ增加スルコトヲ得

第百三十條第一項ヲ削ル

第百四十三條中「朝鮮總督ニ於テ認可シタル物」ヲ「敎化上特ニ必要ト認ムル物」ニ改ム

第百五十四條第一號中「信書發受」ヲ「信書發送」ニ改メ同條第五號ヲ左ノ如ク改ム

五 特別ノ糧食及飲料ヲ給スルコト

第百五十六條中「五十錢」ヲ「五圓」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和十四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

小田原少年刑務所見學記

藤山生

十一月二十二日、この日天氣晴朗、新宿驛午前七時五十分小田急にて出發、晩秋の香あふる、『むさしの』に向け練習生見學の一日は心よく開始さる、南より北より全國の刑務官の集り、明朗な大森殿引率のもとに我一行七十一名、待ちに待つたこの日、一同は少年の樣に面を輝かせつゝ移り行く窓外の景色を追ふ

靈峰『富士』雲の合間に銀砂の如き姿を現はす、稻刈り取られ田の面に讃美しく並ぶ、今年も豐作なりし、村人は銃後の銃を力强く打振ふ。紅葉の小高き山々蜜柑の木所々にありて一入の趣を添ふ。

士官學校近くある由にて途中より靑年將校續々と乘込む、しつかりとした態度希望に滿ちあふれたその面に躍進日本の刀强さを感じる、武漢を越えて皇軍は進む。悠遠から悠遠へ續く民族の愛國行進曲、——

いよ〳〵『むさしの』の奥深く小田原近くなれば紅葉の山々、眼前に迫りて幼き日の故鄕のことどもを偲びつゝ、——柏模川の淸流に、山間よりのせゝらぎに自然の美を惜しみなく吸ひ込む。

いよ〳〵小田原の町を過ぎ九時四十——少年達よ、如何にあらん、この時局そしてこの一日を——

數町、古都小田原少年刑務所の歷史は古い。五分目的地に達す、迷へる少年達の道場として小田原少年刑務所の門は開かれた。

誠にさゝやかな木造作りの建物であつたが然し先づ其處に滿ちあふれたなごやかな空氣を感受する、二階の講堂に案內される、小さな場所ではあつたけれどそこはきちんと整頓されて一同を待つて居た、茶菓子、新鮮な蜜柑が山の樣に運ばれて來た、窓ぎはに試練の多過ぎて春來らば花爛漫としても大和男の子の意氣を養ふであらう櫻の列がみえた。

少年行刑に對する大きな抱負を持つて水戶刑務所より御赴任あらせられた根田兼治典獄殿、矢張り嚴そのものの方ではなかつた、慈父の愛情を面に湛へつゝ少年行刑の重要性、少年刑務所の使命を諄々と說かれる感激の三十分、明治三十六年橫濱監獄小田原分監として司法省所管のもとに少年刑務所としてその存在をみるに至り爾來犯罪少年の訓練場となる。大正十二年關東大震災により建物障壁共に潰滅、昭和二年復舊、少年及準少年の敎育に當る、支所として少年報國丸により名を知られたる浦賀少年刑務所を持つ。

現在收容人員三二一名 內竊盜最も多く一八七名 强盜七三名 外恐喝、詐欺放火、殺人等、刑期十五年一名 十年以下一九名 五年以下六二名 三年以下四四名 二年以下四九名 一年以下一三三名 短期の者が比較的多いのをみる、これは少年法の適用如何により減少せしめらることであり少年の將來を眞實に考慮する時、從來叫ばれつゝあり又近時多少擴張された樣に思はれる少年審判所の全國的設置の問題として現れるのである、短期刑の弊害なるものは現實に痛感することでありこれは一般に刑事政策上の要望としても解決へと急がねばならぬ問題である。現代の國策上、よき國民の育成の一手段としてなさるべき重要事の一であることは疑ない。

收容者、累犯者一名にて他は全部初犯である、十八歲以上二十三歲未滿の少年及準少年者であり、故に之等未完成の者

に對する教育の效果は成年行刑に於るそれよりも大なるものがあるのは疑ない、戰爭後少年犯が增加するといふことは歐洲大戰が其例を示して居る。戰爭により父を失つた母子は生きるべく充分な保護が加へられねばならぬのだ、そこに母子保護法なるもの、少年保護法なるものの重要性がある、少年行刑の使命その將來性は益々意義を深めらるべきである。

『少年はドイツの將來である』として疲弊悩慨の中にドイツは少年の教育にその全力を注いだ 一九二二年に於る少年福祉法に『ドイツの少年は國家より優先して保護せらる權利を有す』と少年保護の重要性を强調し、かくて現在に於る力强き青年層の第一歩を築いた。そしてみよ、現在に於る復興ドイツの姿を ——

ヒットラーユーゲントが日本を訪れた時力强くかくして秩序正しき訓練をして統一された少年達の姿に復興ドイツの片鱗をみた、私達はこの中に暗示される多くのものがあることを知る、日本は世界に於る大なる飛躍の時期である、全國民一致團結、活動の秋である、國民の一人もその目的の爲に前進せねばならぬ。

少年達の激刺とした協同の力を求めて居る。こゝに犯罪少年として收容されて居る者達の中に將來の祖國を擔つてつ立であらう幾人かのあるとも見逃すことも出來ぬし又彼等の全部が善良な祖國の一員として更生するであらうといふことがそう困難な仕事ではないと確信される、犯罪少年を救へ、然して彼等にも祖國を背負はしめよと叫ばずには居れぬ。全少年の對策上その積極性が熱望されると同時に迷へる少年達の一人をも更生せしめねばならぬために少年の保護問題、少年の行刑問題も如何なる分野よりも速かなる考慮が要求されて居る。

少年刑務所の所長として根田典獄の抱負に對して私は手に汗を握りつゝ共鳴せずには居られなかつた、そして犯罪少年なるものの一日も早き更生を願はずには居られなかつた。

又寺眞教務課長殿より刑務官としての心構へに對して意味深い御抱負を拜聽した。『我等行刑官吏は眞に一個の教育者である、彼等と心から手を握らねばならぬ、心服せしめることが第一の要件である、人間として道德的に批判した場合、共に同罪の誼みを痛感する、但し彼等と同化することではない、氣分は高潔に持たねばならぬことゝ』

情操教育の必要を痛感し種々の施設が川越少年刑務所と協議の上に樹てられて居ることを聞いた、音樂により映畫により園藝により彼等の情操の陶冶、教師の組織立つた指導振り、又職業訓練により軍事教練により少年の復興は力强く進められて居ると。

十時半頃より所内を案内された、總てが注意深く少年教育の熱意のあるところを窺ふことが出來る、間もなく軍事教練が開始された、軍隊に於るそれの樣に彼等の足どりはしつかりと大地を行進して行く、その希望に滿ちあふれた若人の面に暗い過去は想像出來ない、各班に分れて各個教練部隊教練が嚴正に行はれて行くこれを凝視して居る根田典獄の顏も慈父の樣な喜びに輝いて居る、そのしつかりとした足音も民族の愛國行進曲とともに靴音も高く奏せられねばならぬのだ、祖國はあなた方のそのしつかりとした力を待つ、私は感激と祈る樣な氣持を以て彼等の行動を見守つて居た、約二十分、彼等は分列行進をなしつゝそれぞれの職場へ引上げて行つた、それから又いろ〳〵の訓練が開始されることであらう。

それより講堂に歸り一同持參の辨當を食し○時半頃手あつい待遇を心から謝しつゝ、——

少年達の一日も早き復興の日を祈りつゝ田原小少年刑務所を去る、——



切抜帖より

囹圄にも祖國愛

けふ事變下の佳節を迎へて、全國五十餘ヶ所の刑務所から假出獄の恩典に浴する人々は、例年よりも多く三百十餘名に達してゐる。

これは聖戰下の國民的緊張が深く囹圄にも及んで、受刑者たちが何れも獄則をよく守り作業にも勵んで模範囚と呼ばれる者が多くなつた結果と喜ばれてゐるが、そのかげには機會ある毎に、講演やニュース映畫などに依つて、絶えず受刑者達に時局認識と祖國愛の精神を注ぎ込んでゐる刑務當局の並々ならぬ苦心があり、受刑者たちも亦一般國民に劣らぬ愛國の血を涌き立たせ、作業で得た僅かな賞與金を續々獻金して、陸海軍飛行機を一臺づつ獻納するなど涙ぐましい多くの軍國佳話がある。

——國民 二、一一——

新に司法大臣賞・今年懸賞論文募集

裁判官の常識涵養と認識是正の一方民法や刑法その他訴訟法の全般に亙つて法律そのものに日本精神を打ち込まうといふ鹽野法相の新しい試みとして、昨年日本法律精神の根本思想ともいふべき『肇國精神と日本』といふ題目の懸賞論文の募集となつたが、昨年十一月三日の明治節を期して發表された當選者の四論文が印刷に付されて漸く世に出やうとしてゐる昨今、同法相の初意は更に進んで、本年度も『司法大臣懸賞論文』の募集が十日發表された。

大學教授の說く諸學說が、日本學建設の見地から嚴格な再檢討に遭つてゐる折柄、法律並に裁判のやり方にも、飽くまで日本精神に基礎を置いたものにして、所謂自由、民權思想に發足した法律制度並に精神は極力これを排除して行かうといふのであるが、肇國精神を裁判制度並に國法上に樹立のため、法律並に司法制度發達のための法相懸賞論文は將來毎年恒例とされるものと見られる、本年度の募集は左の如くである。

題　目

一、氏子（神社付屬）制度の復興とこれによる日常法律生活の調整

一、義務の尊重を基調とする私法體系の再檢討

◆司法大臣賞　一等賞五百圓一人
二等賞二百圓一人　三等賞百圓三人
——都 二、一一——

民間知識人を囑託
防犯第一主義

内務省經濟保安課では長期建設に備へて、經濟警察の整備擴充を圖ることとなり、その機構擴充の一つとして、昨報のやうに警視廳はじめ全國府縣警察部に、經濟警察協議會を設置して經濟警察の圓滑なる運用を期してゐるが、更に內務省始め全國府縣經濟保安課に囑託制度を設ける外、內務省經濟保安課の擴充、地方經濟保安課幹部の充實等を期して、今議會にこれが追加豫算を提出し、その實現を期してゐる。內務省經濟警察擴充案　依ると次のやうである。

（一）囑託制度、經濟團體その他から經濟知識に明るい者を選び、內務省及地方府縣廳の經濟保安課に數名宛囑託として置き、警察官の經濟講習會、或は經濟資料を作成する等實情に卽した無理のない運

（二）內務省と地方と連絡指導に當る經濟警察の總元締としては現在人員では不足であるので、新に判任課長を置く外課員の增加を圖る。

（三）地方經濟保安課の幹部充實、經濟警察官の敎養指導に當る幹部を增員して經濟警察の充實を圖る。

等であつて、これに依つて內務省では防犯指導第一主義の根本方針を以て、違反檢察に當つては、惡質犯に重點を置き、その他は說諭程度に止め圓滑に指導して行かうといふのである。

——中外より——

裁判所創設五十周年
今秋記念式典の事業

憲法發布五十年記念祝賀の盛典が、昨年二月十一日紀元の佳節を卜して擧行されたが、大日本帝國憲法が發布されたのが明治二十二年で、我國にはじめて民刑事件を審判する通常、特別の各裁判所卽ち司法機關が設置され裁判所構成法が公布されたのが翌二十三年丁度五十年前の二月十日、實際に施行されたのが同年十一月一日だつた。

司法省では昨年の憲法發布記念祝典が、非常時局の國家的盛儀としての意義を持つものに鑑み、憲法によつて定められた司法裁判官の責務のいよ〳〵重且大なるを痛感すると共に、東亞建設への擧國一致の此の際、全國民に裁判所を理解せしめ、擧國遵法の精神を鼓吹しやうといふことになり、鹽野法相の指導下に官民委員が準備をすゝめ、今秋十一月一日を期して（例年十月一日の司法記念日をも併合一大審院七控訴院管下の各地方區裁判所檢事局はもとより少年審判所、供託局、保護觀察所、辯護士會、刑務所等に至るまで全國津々浦々の司法部奉職者を總動員して「裁判所構成法施行五十年記念」の式典並に事業を行ふことゝなつた。

——法律新聞より——

海外異聞錄

◇死刑囚の目玉を使用

米國ユター州での話だが、ジョン・デイーアリング（四〇）といふ殺人犯は前科二犯、すでに第一犯で懲治監に入れられ生涯の二十七ヶ年を獄中にすごしたから、最早此の世に望みは無いと、第二犯の公判に際してはみづから死刑を志願し、その望みかなつて去る十一月十日銃殺の刑に處せられたが、死刑執行に當つて、せめて遺骸は社會の御用に立てたいと遺言した。そこでユター大學醫學部ではデイーアリングのこの切望を容れて、彼の眼筋を取り出し、眼筋不具症の患者二名（二十五歲の男と四歲の子供）に付けてやつた。此の結果、此の二人の患者は今まで動かなかつた眼の玉が漸く自由自在に動くやうになつて死刑囚に專ら感謝を捧げてゐるといふ。尙ユター大學では更に今一人の患者に同樣手術を行ふべく準備を進めてゐるといふ。

◇沙翁の舞臺殺人

シエークスピアの全作品を通じて、殺人は頗る澤山出てくるが、全部で大體九十ばかりの死がある。舞臺で死ぬのもあり、舞臺に現れない死もある。殺人の方法としては、劍に依るものが約三分の二、つまり六十程ある。十二人は自然の死を遂げる。七人は首を斬られる。五人は水死、二人は絞殺、一人は墜落死、一人は毒蛇に嚙まれ、一人は毒殺される。二人は窒息死、三人は毒殺といふ統計が出て來る。日本の斬つた張つたの股旅物よりシエークスピアの方が餘程血腥い譯である。

◇一度有罪の宣告を受けた人物をめぐつて議會大混亂

ベルギー首相スパーク氏が先般下院に出席しての歸途、突然暴漢に襲はれて毆打された事件があつた。犯人は退役軍人で、スパーク內閣が最近一九二〇年に反逆者として死刑の宣告を受けた後釋放されたといふ經歷を持つメルテス博士を王室醫學會の會員に推擧するに決定したことを大いに憤慨した結果の所業である。當日の議會には一度有罪の宣告を受けた人物は一旦ゆるされた後と雖も國家の榮譽を受ける資格なき旨規定した法案が提出されたが、スパーク首相が右法案に反對を表明するや法案支持議員は一齊に怒號し、つひに首相の口から「だまれ！」の一喝が飛び出す騷ぎとなつた。首相のこの絶叫によつて各議員は一齊に議席から立ち上り、法案贊成、反對兩派の間に猛烈な口論の應酬が行はれ、つひに二人の議員が格鬪を開始せんとするに及んで、議會は蜂の巢をつゝいたやうな騷然たるうちに散會となつたが、首相毆打はつまりその日に起つたことなのである。

◇アメリカの綠眼問題

昨今のアメリカの若い連中で何が問題になつてゐるかと聞くと、彼等若人は口を揃へて曰く「わし達の結婚もうかつには出來ないでありますよ」と。それは何故だと訊いてみると、こゝ二

三年前からの結婚調査統計によると、緑の眼の女性が一番離婚訴訟が多く、次は茶色の眼、青い眼の女性はアメリカの國では最も頼みになるものといふことがわかつたからださうである。しかし若人が好きなのはこの問題の緑の眼の女に多いさうだが、元來この緑の眼の女性は優生學者の調によるとイギリス系統の血が濃厚であるといふのである。茶色の眼はインデアン系統が多いとのことで、何にしてもこれ等は將來のアメリカ人にはよくない血統で問題を起すのも當然であらうとのことである。

◇珍令「日本兵捕虜奬勵辨法」

敗殘の蔣介石が毎日のやうに廣東奪回を新聞に宣傳しても相手が日本軍とあるので、さう思ふ通りには參らない。そこで考へついたのが日本軍捕虜獲得といふ奴で、日本軍を生捕りにしたら階級を一級進級されるといふのだ。廣東省韶關にある第四戰區司令部では今度「戰時捕虜奬勵辨法」といふを公布したが、その內容は分隊にありて日本軍捕虜五名を捕へたら全分隊を一級進級させる。小隊では二十名、中隊では七十名、大隊では三百名、聯隊では九百名以上いづれも隊員全部を一級進める、また日本軍の中、少尉小隊長一名は兵五名と同等、大尉中隊長或は參謀一名は兵二十名に、中、少佐大隊長或は同級參謀一名は兵七十名に、大佐聯隊長或は同級參謀一名は兵三百名に、中、少將或は同級參謀長一名は兵九百名にそれ〳〵換算するといふのである。ところで誰か進級出來たらおほめといふものだ。

◇ロシアでバナナ解禁

一月中旬モスクワの果物店に一齊にバナナが陳列され、モスクワ人の食慾を大いに唆り、果物店の店頭はバナナを買はうとする人で押すな〳〵の騒ぎだつたといふ。バナナは革命以來外國大公使館を除き全然ロシアに輸入されなかつただけに、バナナを發見したモスクワ人の喜びは想像以上であるが、値段は一ポンドが七ルーブル半といふ高さである。このバナナはコロンビアで出來たもので、今回十五萬ポンドだけ輸入されたものであると。

◇海南島黎族間の刑罰

皇軍が奇襲上陸した支那の海南島の漢民族はその家女、或は有夫の婦を强奪して妻とする掠奪結婚を今も尙存續せしめ女子も亦貞操觀念が殆どないが、之に對し黎族は原則として一夫一婦で、結婚前にあつては男女間の交涉は全く放任されるが結婚後にあつては嚴重な社會的制約が加へられる。貞操觀念から云へば黎族の方が却つて文明人らしい。だが黎族は文字を有しないから契約等は文書による方法はないが、田地の賣買に限り刀又は墨を以て一定の符號を付した竹片を二分して當事者双方で保存することになつてゐる。また野牛を山上に放し飼ひにしてゐるが、飼主は所有權の紛爭を免れるため夫々任意の記號を作り牛の耳の見易いところを刀で剔抉して標示するといふ物凄い登記法（？）が行はれてゐる。黎族の刑罰は主として竊盜に對して科せらるゝもので、事態の輕微なものは族長の裁斷に依り、罪狀重大なものは聯村族長會議によるといふ一寸近代的裁判所の構成に似たやり方で、刑の種類は死刑、家屋の沒收、斷指、笞刑等であるが、死刑は情狀により斬首、剖腹、銃殺、火炙りの各種に分たれてゐる。



審査所感

今度の課題は、草書の爲か殊に優れた作品が少なかつた、寧ろ隨意の方に見るべき作品が多かつた、しかし囘を重ねる毎に作品が揃つて來たことゝ、出品者が多くなつて來たことは何よりも嬉しい。もう一つは前囘昇級出來なかつた人の作品は、揃つて上達してゐて堂々と進級したものはかなりあつた。これなどは刑政書壇の爲めに大いに喜ぶべきことである。

次に出品者に望むことは、一度出品して昇級出來なかつたとて、ガツカリせずに次囘の成績發表までは相當練習する期間もあることであるから、添削を出すなり、其の他の方法なりで向上すべく精進して戴きたい。これは獨り書道ばかりでなく如何なる修業でも同じことゝ思ふ。

審査概評

半紙課題

一級、△東堂君、研麗、△雨莊君、洗麗
二級、△蘆畔君、老練、△薰君、暢達な

るも用筆平板に過ぐ、△清月君、堂々たり。
三級、△峰堂君、練達、琴の字の轉折一考ありたし、△安海君、氣魄あり、惜むらくは琴字の體形を失す、△湖畔君、運筆早き爲めか用筆疎雜に見ゆ。
四級、△波城君、清勁、△于川君、溫雅、△芳山君、整ひたるも一層の沈着を望む、△鴻月君、重厚、△素月君、質朴、剛筆の爲めか潤に乏し。
五級、△秋翠君、清楚、用筆平板なるを惜む、調素の二字結體に一考せられたい、△竹峰君、濃墨の爲めか筆が重く見える、△延幸君、眞面目なる作、素の字形惡し、△大丘君、潤澤、△蘆舟君、清勁、△皓晟君、整正の作、△華堂君、秀麗、△黎史君、古樸、△一穗君、古雅、△弘君、眞面目なる點に於て他に優る。

半紙隨意

一級、東崖君、老練の作處々不自然の筆あるを惜しむ、△曉山君、氣骨あるも一種の習癖あるは免かれぬ。
二級、△薰君、右軍に臨して甚だ佳好、△如水君、熟練の作、△總明君、堂々たり、△清月君、峻拔、△章吾君、溫雅、△淡水君、端正。
三級、△安海君、王右軍聖教序を臨して甚だ清勁、△金花君、書譜を臨して體を得たり、骨力なきを惜む、△湖畔君、用筆ちと早い。
四級、△光月君、峻勁、△素月君、沈着、△芳山君、流麗、△正義君、溫雅、△青雲君、整正。
五級、△蘆舟君、謹嚴の作、結體用筆共に妙、△秋翠君、筆路正しきも骨力なきを惜しむ、△清一君、潤澤、△大丘君、沈着この人天分に富む、△皓晟君、古樸、△豐君、意氣盛んなり、△黎史君、極めて眞面目の作なるもヒョイ〳〵と鋒先が出るのが目ざわりになる、△感齋君、謹嚴、△房子君、遒勁、△阿部生、潤澤太宗を臨したるか、△林寨君、清勁、歐法と通ず。

條幅

△流芳君、沈着見るべきものあり、君の進境を條幅に於て見る。
△東崖君、古樸の妙を見る、前者に比して兄たりがたく弟たりがたし、墨色に於て前者に劣る。

第四囘競書成績發表

（◎印は當選、○印は昇級、課題、隨意何れか昇級すれば次囘より兩方とも昇級します。）

已見水漸知春色　滿皇州

已卯春　泳齋書

課題

一級

東京　名古屋　東京　東京　◎石坂雨東堂　◎高橋谷田川　澁梶田下流　◎大川村上蘆　◎通木村清秋　◎飯田岡感黎　○宮池中正義　○光石大内見井

二級

濱松　濱松　水戸　大阪　神戸　名古屋　濱松　濱松　水戸　神戸　濱松　水戸　大朝尾神道　岡東京邱鮮　新潟京鮮　神戸重中

三級

千葉　神戸　濱水　東京　水戸　長崎　濱松　開城　靜岡　靜岡　臺北　宇刑　小平翁鶴　◎豐本峰堂　◎笠井波城　小山口青柳　曉山本壯平　望月金花　宮本湖晞　于川太郎　高橋芳山　石原素鳴月　安川白雪

四級

東京　名古屋　東京　東京　濱松　東京　府中　東京　長崎　開城　水戸　松山　靜岡　靜岡　東京　濱松　濱松　濱松　東京　濱松　京刑　東京　神戸　東京　德島　◎如月　◎御園生總明　○飯竹村清月　○小小川章吾　○稻葉平翁淡水　○鈴木幽鶴　大川輪蘆　有賀上　月秀靜　大光田飯通木川蘆　鈴木有　大光　山下田流　梶澁谷暁雨堂　高橋谷川太郎齋　石坂東雨堂　玉置　宮崎　池田　伊藤　竹内　藤原　永井　鳴海　正芳素　春山月　義月　市川　養月　鳳雲　常藤　永屋　内藤　伊竹　池挺

五級

東京　名古屋　神戸　津　沼津　水戸　濱松　濱松　東京　府中　東京　長崎　開城　水戸　松山　濱松　京刑　鮮邱　松山　中京　崎城　山刑　戸屋　京戸　津屋　◎見竹松大井吉笠一村川　◎内前村星田岡野子　◎大吉川房感黎　◎松大井舟丘幸峰翠　◎竹池上本川蘆延秋　◎見井上川蘆皓華倉岡　○笠吉川端　○一村川木　○阿林古星　○青翠笠倉木　○長谷川作次太郎　○代谷川光　○市橋　○芳長江　○梶山下田東　伊藤内藤常鳴正義　宮崎石坂原永素芳　池挺竹屋内藤鳴正春　翠後青　藤木重　治勇山　岡倉川黎華　端木　弘穂史堂曼　林阿古星　翠青笠倉木　部　川谷作次太郎　川太本　流東暁雨堂　風郎翠生雅郎郎堂勇山寒生之齋史豐晏丘一翠舟　月山月　芳崖　東京名古屋

隨意

一級

名古屋　東京　東京　名古屋　◎梶石高澁谷田東雨曉東堂莊山崖　◎通木　名古屋　坪田みよ子齋　星野感　市川太郎光　長谷川禮　江上雅一　崔山風　大達　草吉深光西　芳莊泰　◎

二級

神戸　新潟　東京　岡山　神道　尾張　朝鮮　朝邱　大府中　三重

三級

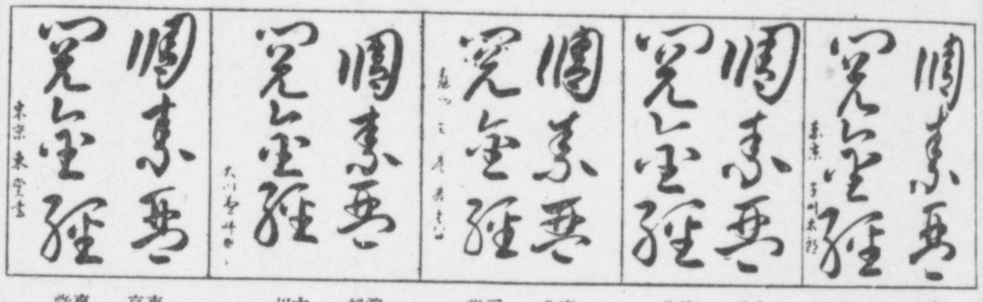
濱松　濱松　濱松　東京　濱松　京刑　東京　島戸　鹿兒島　宇刑　濱松　濱松　濱松　東京　開城　靜岡　靜岡　臺北　德島　京東　神戸　東京　東京　濱松　濱松　濱松　東京　開城　靜岡　靜岡　臺北　◎如月　◎御園生總明　○飯竹村清月　○小小川章吾　○稻葉平翁淡水　○鈴木幽鶴　大川輪蘆　月大大月　鈴木有　小山口青柳　曉山本壯平　望月金花　宮本湖晞　于川太郎　高橋芳山　石原素鳴月　安川白雪

四級

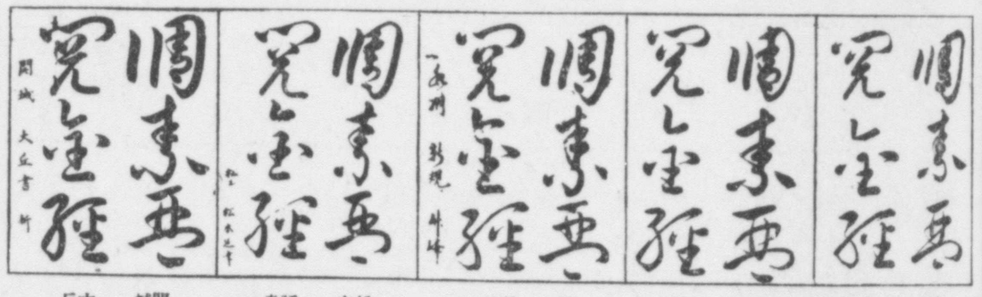
東京　名古屋　東京　東京　濱松　東京　府中　東京　長崎　開城　水戸　松山　靜岡　靜岡　東京　濱松　濱松　濱松　東京　濱松　京刑　東京　神戸　東京　德島　◎如月　◎御園生總明　○飯竹村清月　○小小川章吾　○稻葉平翁淡水　○鈴木幽鶴　大川輪蘆　有賀上　月秀靜　大光田飯通木川蘆　鈴木有　大光　山下田流　梶澁谷暁雨堂　高橋谷川太郎齋　石坂東雨堂　玉置　宮崎　池田　伊藤　竹内　藤原　永井　鳴海　正芳素　春山月　義月　市川　養月　鳳雲　常藤　永屋　内藤　伊竹　池挺

五級

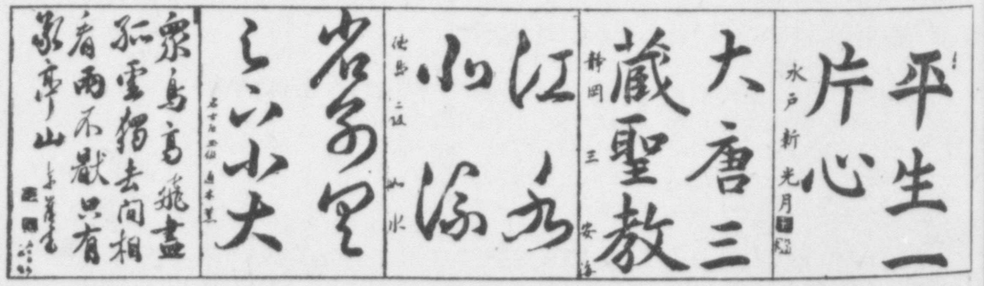
東京　名古屋　神戸　津　沼津　水戸　濱松　濱松　東京　府中　東京　長崎　開城　水戸　松山　濱松　京刑　鮮邱　松山　中京　崎城　山刑　戸屋　京戸　津屋　◎見竹松大井吉笠一村川　◎内前村星田岡野子　◎大吉川房感黎　◎松大井舟丘幸峰翠　◎竹池上本川蘆延秋　◎見井上川蘆皓華倉岡　○笠吉川端　○一村川木　○阿林古星　○青翠笠倉木　○長谷川作次太郎　○代谷川光　○市橋　○芳長江　○梶山下田東　伊藤内藤常鳴正義　宮崎石坂原永素芳　池挺竹屋内藤鳴正春　翠後青　藤木重　治勇山　岡倉川黎華　端木　弘穂史堂曼　林阿古星　翠青笠倉木　部　川谷作次太郎　川太本　流東暁雨堂　風郎翠生雅郎郎堂勇山寒生之齋史豐晏丘一翠舟　月山月　芳崖　東京名古屋



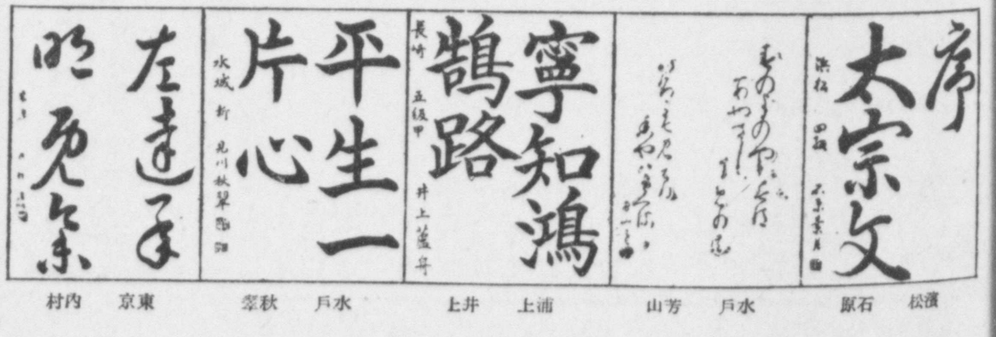
東京　于川　水戸　笠井　臺北　齋堂　濱松　大川　東京　東堂



水戸　芳山　同　秋翠　同　竹峰　松山　幸延　開城　大丘



水戸　光月　靜岡　安海　德島　如水　名古屋　通木　同　梶田



濱松　石原　山芳　水戸　浦上　井上　翠秋　水戸　城城　東京　内村

刑政第52巻第3号
矯正図書館

毎月募集

刑政詩壇

竹雨 土屋久泰 選

✓切 毎月十日限用紙隨意、姓名雅號併記ノコト

□送佐佐木主計少尉從軍 素竹 岩村通世 東京

芳蘭亭上送君行。一曲離歌無限情。朔雪寒風何足道。長期東亞致和平。

別離之情。鼓勵之意。前後叙出。可謂完整。

□朝陽映島 愛日 南松太郎 大邱

東瀛日照瑞雲堆。三備連山一望開。波上煙螺青點點。依稀畫出古蓬萊。

妙于寫景。明麗如畫。

□山寺探梅

一徑斜通山寺前、林木春寒薄暮天。門外石泉清不凍。梅花醮影太鮮妍。

詩境清絶。筆絶氣垢。

□咏松

清標不改一株松。欝欝蒼蒼壽色濃。最愛衆林搖落後。獨凌風雪傲嚴冬。

木公氣節。寫出凜然。

作詩瑣言

○詩を作るには、まづ絶句より始むべきである。絶句は七言より著手すべきである。古詩と律體とは、絶句が相當に出來上つてから後のことで、初めより方方に氣を移すと、遂に兩兎を逐ひて一兎をも得ぬ愚を學ぶことになる。五言絶句は僅僅二十字の短篇にして詩の形式は頗る簡單ではあるが、敍事と敍情に於て、七言の如く委曲に言ひ盡しがたき憾がある。

嚴滄浪は、律詩は古詩より難く、絶句は八句（律）より難く、七言律詩は、五言律詩より難く、五言絶句は、七言絶句より難しといひ、絶句を最難のものとしてゐるが、これ絶句の天衣無縫、神韻縹緲たる境地の眞に到り易からざるを說いたので、餘りに形式を離れたる議論である。我國の人は、平生、俳句和歌など、短詩型のものに親しみをもつ。故に絶句の一體を研究するには、最もよき適應性を有してゐると言ひ得る。古來日本人の佳作として傳へられてゐるものの多くは、絶句である。五言絶句は俳句に近く、七言絶句は和歌に近い。五言絶句は、七言絶句と同じく、近體として取扱はれてゐるが、古體の氣分を多分に有つてゐる。つまり簡潔なる五言古詩ともいふべきで、單に七言絶句より二字を削りたる短詩ではないのである。

初學の人は、まづ七言絶句より著手し、意の明透と、筆の暢達とを習得し、次第に辭句格調の鍊磨に力むべきである。

○作詩に一番肝要なることは讀書である。古人の詩集を讀むことである。殊に聲調の正しい絶句を反復熟讀し、所謂絶句調なるものを解得することである。初めより理窟を捏ね廻したやうな佶倔聱牙な詩は學ぶべきではない。この意味に於て古來、傳來の唐詩選、三體詩の如きものは、勿論好手本である。聯珠詩格、絶句類選なども參考となるべきもので、一は句法づ聲調を學ぶには唐人の詩を法とすべきである。王維、李白、王昌齡、錢起、柳宗元、劉禹錫、李商隱、杜牧など大家名家が澤山ある。宋に於ては陸放翁、明に於ては高青邱、清に於ては王漁洋などが、初學の學ぶべき聲調の正しい詩である。森春濤翁は、初學の人に、放翁か青邱を讀めと勸めたそうである。二家は倶に一代を代表する名手ではあるが、其の詩の有つ風味は異つてゐる。その人の性情によりて、陸が好きか、高が好きかゞ分れてくる。その好むところに沈潛するによつて、その人の詩風が生れてくるのである。

□自影小照

青氈白屋冷生涯。壯志消磨老懶加。自扶瘦影並梅花。五十年來霜雪苦。

結七字靈活。全篇頓覺生動。

□春江送人 白玉 井上泰完 旅順

十里汀洲柳色浮。江亭叙別奈離愁。悵望無邊水自流。酒醒日暮孤帆遠。

乞靈唐賢。風調自佳。

□寒夜讀書 南陵 清水德太郎 福岡

風交急霰打窓頻。夜半燈殘寒徹身。無端想起戰場人。纚到一篇蒙古史。

映帶時事。乃不膚淺。

□江上早春

江流宛轉遶孤城。楊柳微黃春又生。殘霞掩映遠山明。一片漁舟斜日外。

詞清調麗。絶句佳境。

□己卯歲旦口占 松陵 安達識

雞鳴破曉度春風。黎庶稱觴淑景中。皇威宛似日曈曈。百萬天兵征楚蜀。

國運隆興。頗得有筆力。

□歲暮 春川 西宮岩吉 西大門

羈樓憶往夜難眠。一事無成過一年。獨聞寒柝響凄然。有個愁心抛不得。

善寫實況。筆無虛飾。

一年有八ヶ月の間同好の諸氏の御原稿に親切な示教を賜ふた川田瑞穗先生には、此度內閣に囑託され御多忙のため遂に本誌選者を辭任された。こゝに永年の御骨折に對し心からの謝意を表する次第である。

川田先生に代つて本誌漢詩壇のために雷斧を乞ふことを得た土屋久泰先生は、永年斯界に令名高き人、御多忙にもかゝはらず枉げて本誌の爲に御力添へ下すつた先生の御好意を同好諸氏と共に感謝したい。

（編輯部）

矯正図書館

選歌しつつ（二十一）

大翼

つぎは巻七であるが、最初に雑歌の部を置き、その中に詠月の歌、詠天の歌などを收め、これに次いで譬喩の部を立て、寄衣の歌、寄絲の歌などを載せ、最後に挽歌の部を以つて巻を終つて居る。巻中の作品は約三十の旋頭歌を除いて他はすべて短歌である。

天の海に雲の浪立ち月の船星の林にこぎかくる見ゆ

といふ人麿の歌は巻の初めにある一首だ。

巻八はその全作品をまづ四季に分け、その各季ごとに更に雑歌、相聞の二部に分類すること、例へば春ノ雑歌、春ノ相聞。夏ノ雑歌、夏ノ相聞といふ如くである。

巻九は冒頭に雑歌の部を据ゑ、次ぎに挽歌の部を配して居る。雑歌の部の歌の配列は、年代的に古きものから順次新しいものに及んでゐるやうに思はれるが、挽歌の部についても大體同じことが言へるのである。またこの巻の作者の名は何れも極めて簡單に過ぎた表示に終つてゐるので、その一人一人について詳細なことを知ることが出來ないのである。

巻十は、歌の部立や分類とも、すべて巻八について誌したのと同樣な手法によつて編まれて居る。

巻十一は古今相聞往來歌類之上といふ、他と異つた部立をもつて一巻を終つて居るのであるが、これは次の巻十二に古今相聞往來歌類之下とあるに對するものである。相聞往來は單に相聞といふのと同じ意味である。この巻の

毎月募集
刑政歌壇
當季雜詠 締切 毎月十日限
用紙ハガキ一葉三首

選

一　旅順　青竹

房内に雑煮いただくめしうど女瞳うららに見上げたるかも

二　浦上　三浦子路

山路ゆけば枯れてのこれる櫟葉に粉雪が立つる音のかそけき

三　土手町　松延碧水

海遠く連らなる山の山ひだに殘れる雪は輝きにけり

秀逸

○　遼陽　志田稠黄

石炭を積める貨物車長々と町の踏切過ぎ行きにけり

○　函館　松田思秋

道きけば遊び居たりし小供等は別れ道まで來て教へたり

○　小田原　草の花

相模の海葉がくれにしてみえかくり葉蜜柑の丘に冬日あふるる

○　水戸　植松紀代子

Y夫人永眠

わがかつて母に別れし年齡ならむ柩の前の幼き人は

靈柩車白埃立て眞冬野のまたは還らぬ道をいそげり

○　東拘　横山生

亡き夫の部隊凱旋せし聽かば再たよみがへる哀しみならむ

佳作

○　小菅　兼平義郎

戰地よりの手紙を讀みて

遺骸に楊柳の枝折りかけて進撃せりときけばかなしも

○　金泉　有馬麥秋

海鴨の動かぬままに晝闌けていまだも晴れず冬の靜か日

○　德島　荒井靖蘭

吾が想ひ人の生死に觸るるとき夕陽しみじみ草に染みをり（麥と兵隊）

○　高松　中西三智子

ストーブのそばに來てねる飼犬のからだ衰へぬ仔を死なしめて

○　遼陽　志田稠黄

新らしき靴與ふれば幼な子は枕のそばに置きて眠りぬ

○　久留米　香折

歸るてふ人を待つつ幾そたび來つれど空し驛の塞かぜ

○　岐阜　梶田草民

世間識らずと人は笑へど正しかるわが志は貫かむと思ふ

○　松江　村上夜詩繪

深雪積み人さへ絶へて靜もれば夜そばの鈴の音きこえ來も

刑政第52巻第3号
矯正図書館

歌は作者も時代も共に詳かでない。その點は卷十二とまた卷十一も同樣であるが、只だその作品が全部短歌であることが異つて居る。

卷十三は、雜歌、相聞、挽歌の三部立となつて居り相聞の部で問答譬喩の歌が更に類別されて居る。この卷に收められた歌はすべて古代のもので、その全部が長歌、旋頭歌を以つて始終し、短歌といへば反歌あるのみである。

×

▽青竹君　元旦の女囚を取扱つたものだが、成功した一首である。四、五句に言ひ難い把握があり、詩がある。第一位とする。

▽子路君　特異性に欠くる點はあるが、常凡な調べの裡に清快な聲律をこめ得たのが手腕である。

▽碧水君　「殘れる雪は輝きにけり」が一首を重からしめて居る。簡潔明快。

○　延吉　里　豐

故郷の家は如何にと妻と子の寢顏ながめつつ手紙書くなり

○　橫濱　井上　蒼蕾

建國體操今ぞ始めの號令は空の高きに聲徹りけり

○　青森　一

なまじひに世をすてかねてゐる故に町の灯をみればなげかゆ

○　金泉津田　紫幽

とだへ居し友の便の表書に吳病院としたためありき

○　名古屋　八木　清風

雪つもるこのみ山路におり居つゝ餌あさる鳥の見もしらぬ鳥

○　沼津　常春

古稀過ぎて待ちに待ちたる初孫に人うれしげなり內雛買ふ

○　八王子　西武

病みて臥す枕邊さむき雪風に今宵の友の夜勤思ほゆ

○　下關社河內鬼城

失業の苦しさ云はず打笑ふ友の姿ぞさびしかりけり

○　京都平井鶴宗

今さみればましろに雪のふりつみし村社の前に老のぬかづけり

○　千葉鄕秋

ゆるぎなき六八洲の空高く朝日輝く戰捷の春

○　山形付山翠水

此の夜は炬燵をのけて寢て見たり氷柱の落つる音を聞きつつ

○　德島橋本　生

助任川下る砂舟帆を張りて舟子おもむろに煙草を喫めり

どんどの句其他

花　蓑　選

さかんなるどんどに幣の逆立てる　芦火

さかんに燃えるどんどの火勢にあふられて傍に立てゝある幣が逆立ちになるのです、寫生の興味はかういふところにもあります。

霜柱こけて電車の遠ざかる　素人

庭の外を電車が通る、その電車の震動を受けて庭の霜柱がこけることも時々ある、がこの句は霜柱のこけたときには電車の音は既に遠ざかつてゐるといふのであつてその間の時間の隔たりを巧みに敍してゐるところが面白いです。

多の鵙山峽の杉をわたり啼く　青苗

山峽の杉から杉へ杉の穗先をわたつて啼いてゐるところに多の鵙の銳さの中に淋しい趣があります。

多ばらに箒拾ひて掃きにけり　汀白

多ばらが咲いてゐてそこらに木の葉が落

軒氷柱打ち落しけり雪の上　遼陽志田　稠黃

藥屋根に煤けし氷柱下りけり　同　小菅　石橋　鏡女

尼樣のひふの紫初茶湯　同　金銀の茶碗も出でて初茶湯

大年の人にもまれてわれもあり　名古屋壽　美

こもごもに沈みし鳩の水輪かな　同　いばら

臥さすやあとかたもなき膳所城趾　同

極月や母へわづかの爲替組む　滋賀西村　幸吉

枯芦にさゞなみ立ちて淀の橋　同

ゆるやかに黃金の樋の雪解水　釧路船山　船風

炭鑛の煙太しや年の暮　同

寒月や巖に鳴き入る三十三歲　大阪今川　湖月

遠山に雪あり墓の草を燒く　同

美しき茅渟の夕浪千鳥とぶ

毎月募集　刑政俳壇　題當季隨意　〆切毎月十日限　用紙官私製葉書

ち散つてゐる、そこに捨てゝある籌を拾つて掃いたといふのであつて籌拾ひてに情味があります。

猫のつてゐる大楷の燃えてあり　さき女

圍爐裏の中に大きな楷が抛り込んであつて楷の尻からちら〳〵と焔の舌が見えてゐるのですが猫はその楷の上に乘つてほこほこと暖まつてゐるのです、鰮て身近くに火が廻つて來たら猫は驚いて飛び去るでせう。

旅歸り山茶花花をつゞけをり　公圭

旅から歸つて來ると庭の山茶花がまだ花をつゞけて居るといふのであつて旅に出る前から長い間山茶花の咲きつゞけて居ることが自ら分ります、作者にはその山茶花に對して留守中安全であつたことを喜ぶやうな心持もあつたのでせう。

褐袍着て語りゆく人京言葉　多青

褐袍を着た人が二人連れ立つて話し乍ら町の中を通つてゆく、その話聲を聞くと京言葉である、これは京都の人が旅に出て宿の褐袍を着て町を歩いてゐるのでせう。

九重の鸚鵡の圖なる古屛風　落葉女

皇后自ら鸚鵡を飼はれたといふ古事を屛風に畫いた古名畫が今も傳はつてどこかにあるのでせう、九重の鸚鵡の圖といふ表現によつて凡そその宮廷の鸚鵡の有樣が想像せられ高雅な趣を感ぜさせられます、この屛風を一度見たいやうな氣さへします。

山茶花に窯煙來ぬ日とてなし　水舟

窯煙を厭ふ心はやがて山茶花をいとほしむ心です、山茶花をいとほしむ心はやがて自己の生活をいつくしむ心です。

かぶさりし巖の下の焚火跡　曳舟

巖がかぶさつてその下は洞穴みたいになつてゐるのでせう、そこに焚火の跡のあるのは山越の人がこゝを通るとき焚火をして一休みしたものでせう。

堂寒し天女舞ふ壁燻ゆり落ち　青苗

極彩色の天女の壁畫も今は色褪せて壁の剝げ落ちたところさへある、その色彩の剝げ落ちた斑點を感覺的に燻り落ちと敍したものでせう、堂寒しとあるのでうす暗い堂内の雰圍氣も感じられて燻ゆり落ちが利いてゐます。

多の村夜となり驛の灯あるのみ　金飄

村は今多龍の時期で、野に出てゐる一人の人影も見えない、只枯木を渡る風の音が聞えるばかり、その多の村にも田圃の中に小さい驛があつて夜になるとその驛の灯がともつてゐるのみで村には一點の灯影も見えず暗闇の中に寢靜まつてゐるといふのです。

寒菊の匂ほのかに文を書く　名古屋　蓑子

石炭の山雪の山とはなりぬ　德島　櫨本生

雪とけや鯨を包む夕明り　高松　いしろ

汽車過ぎて煙渦巻く多木立　水戸　見川義見

寒稽古月の出てある戻り道　帶廣　柳提石

久方の友と杖曳く谷保の梅　府中　吉田千秋

姫路城

多日さす化粧櫓の襖かな　京城　青田馬陵

浦里や雲雀囀る花の上　宮崎　眞砂

若菜打つ厨小暗き朝灯　小菅　池原九郎

土産神や白酒黑酒に初若葉　同　三浦瞳帆

雪解の山より炭を荷ひ出す　奈良　秋田みのる

舞ひ上る旋風の中の落葉かな　鹿兒島　笹舟

雪解や傷病兵の日向ぼこ　山形　今屋銀嶺生

取り除けし柴に動かず多の蝶　大阪　岩崎北童

召され征く馬の手入や梅の花　千葉　古山

白峰に時雨虹ある船出かな　德島　靖蘭

鬼瓦しりぞく如し後の月　同　友于

屋根越に見ゆる大凧小凧かな　水戸　田澤麗月

高々と關門越ゆる千鳥かな　下關　社河內鬼城

宍道湖の鴨へりにけり水温む　松江　川津道暗

自ら落つる氷柱や夜半の春　山形　村山翠水

線香粉掲く水車休める氷柱かな　大阪　北騎

多田中長久手の趾あるところ　名古屋　高島明峰

雨毎に莖立のびし畠かな　高子

春の日のさしゐる障子開きけり　小森苔生子

吹雪今やんで雲間の月走る　廣島　月

鶯の森のうしろの雪の富士　三重　如

入學の子に親より恩師あり　小田原　島津梢月

寒月の逢坂山に入り殘り　滋賀　樋口柏葉

蟹蘭の葉先〳〵のつぼみけり　同　深田五角

水打ちし敷石に散る木の葉かな　鹿兒島　久木田健治

雲浮び芦の角ぐむ松花江　名古屋　八木清風

春めくや親豚小豚こゝかしこ　函館　松田思秋

道しるべ建換へてあり梅の里　大連　西浦梵子

探梅に新らしき橋かゝりけり　滿洲　延吉里豐

雪晴や我が影法師窓にあり　久留米　池田香折

春晝や縱橫にある轍あと　東京　北峰

鶯や窓邊により物思ひ　名古屋　松井廉

蘭玉の影にたはむれ遊ぶ子等　千葉　沙汀

春風や建國祭の旗の波　東京　金子忠衞

戀罰室ひやりと寒く捜檢す　小菅　菅谷兎州

水車小屋飛沫の凍る藁の屋根　千葉　櫨本鄕秋

梅林にさしのぼる月蒼白し　小田原　吉川英龍

蘭玉を襟にさす人初詣　小菅　春園

若菜つむ前を川舟下りけり　同　兼平陽村

梅蔭に憩ひ相模の海を見る　小田原　帆波

一入や月凍る夜の寒修行　埼玉　堀口茂芳

殘雪や地藏のおはす數の蔭　滋賀　香魚子

叙任辭令

十二月二十七日

五級　看守長　藤下伊一郎（大曲支）
同　同　戸谷清助（長野）
同　同　菅原鶴吉（盛岡少）
同　同　立川達文（靜岡）
同　同　中原哲章（横濱）
同　同　秦野親夫（府中）
六級　同　高橋作三（宮城）
同　同　西田剛一（岡山）
同　同　村川利三郎（岩國少）
同　同　雪田幸太郎（大舘支）
同　同　立石晋作（岡崎少）
同　同　吉田太郎（二見岡支）
七〇　同　濱池七郎（福岡）
同　同　清水重光（浦和支）
同　同　田中士郎（姫路少）
同　同　大前兼助（德島）
同　同　田代五郎（高松）
七〇　同　岡田峰吉（小田原少）
同　同　大木清市（松江）
同　同　小久保義晴（岡山）
同　同　藤田保一（久留米少）
同　同　古賀文七郎（高知）
同　同　宮田誠（前橋）
同　同　西村孝平（新潟）
同　同　堤鐵藏（廣島）
同　同　久保豐隆（府中）
同　同　石岡利男（東京拘）
同　同　種田寧（府中）
同　同　佐竹貞恭（和歌山支）
同　同　仲里達雄（廣島）
六七　同　坂野つゑ（宮城）
同　同　岩本キン（佐賀支）
同　同　齋藤清（酒田支）
同　同　川村卓郎（青森）
同　同　小泉泰衛（同）
同　同　高岡郷藏（秋田）
同　同　城元米吉（大分支）
同　同　村田耕作（函館）

六七　看守長　大浦武儀（金澤）
同　同　元木久吉（高松）
同　同　本多教隨（京都）
同　同　田淵繁一（米子支）
同　同　大熊勇（小倉支）
同　同　高橋繁太（福岡）
同　同　副島千代人（鹿兒島）
同　同　茂木嘉勝（中村支）
同　同　大内宏（水戸）
七級　同　大島むり（宮津支）
同　同　長谷場軍一（京都）
同　同　井上與三郎（長野）
同　同　松永勝喜（福岡）
同　同　久保國作（水戸）
同　同　小山田秀雄（川越少）
同　同　江口孼（網走）
同　同　岡田榮（德島）
同　同　山口重幸（青森）
同　同　青木善助（八王寺少）
同　同　岩崎秀夫（横濱）
同　同　山本義明（廣島）
同　同　井上惣三郎（網走）
六三　同　竹内重雄（岡崎少）
同　同　碇孫市（熊本）
同　同　柳澤利喜平（久留米少）
六〇　同　前野宗一（高松）
同　同　木野信三（滋賀）
同　同　吉瀨陽（東京拘）
同　同　照井明次郎（米澤支）
同　同　田中幸信（水戸）
同　同　內藤將衞（福島支）
同　同　關安喜（大阪）
同　同　若林仁（東京拘）
同　同　谷口德太郎（奈良）
同　同　西田直（山形支）
同　同　長橋新三郎（水戸）
同　同　鈴木元市（千葉）
同　同　戸倉一夫（上田支）
同　同　岩橋鶴吉（長崎）
同　同　小泉正一（樺太）
同　同　小林敏之（廣島）
同　同　久保田進一（靜岡）
同　同　松元計（小倉支）
同　同　甲斐林郎（府中）

六〇 看守長 岩淵稔（東京拘）
同 同 茂木義次（同 ）
同 同 岡庭榮（長野）
同 同 筒井正盛（廣島）
同 同 平田弟一郎（網走）
同 同 高貫鴻（尾道支）
同 同 大洞三千三（橘通支）
同 同 山崎盛登（福井支）
同 同 櫻井政寛（岡崎少）
同 同 小穴鐘藏（東京拘）
同 同 長野義一（名古屋）
同 同 福井徹（東京拘）
同 同 須田壽雄（千葉）
同 同 村松榮造（沖繩）
同 同 渡邊武清（甲府）
五七 同 花田音助（宇都宮）
同 同 佃茂（橘通支）
同 同 土屋榮次郎（前橋）
同 同 大川新作（濱松支）
同 同 佐山正義（函館）
同 同 大味三也（網走）
同 同 宇都木武（横濱）

五七 同 野口勇（德島）
同 同 青木榮吉（同 ）
同 同 小田嘉寛（網走）
同 同 鈴木由藏（山形支）
同 同 高山輝男（八王寺支）
八級 同 佐々木憲夫（松山）
同 同 白石文章（旭川支）
同 同 中尾芳男（函館）
同 同 中園哲造（旭川支）
同 同 山東賀壽雄（前橋）
同 同 小川末吉（鹿兒島）
同 同 高橋良雄（前橋）
同 同 小宅芳明（横濱）
同 同 柏茂俊（大島支）
同 同 龜屋美彌雄（岡山）
同 同 鈴木桂三郎（大通支）
同兼通譯 同 高橋忠夫（神戸）
看守長 同 中村外喜男（姫路少）
同 同 鎌田玉藏（宮城）
同 同 土田四十治（札幌）
同 同 小田敦（高山支）

八級 看守長 谷澤政二（東京拘）
同 同 岡野正隆（大阪）
五三 同 矢島忠雄（京都）
同 同 丸尾稔（名古屋）
同 同 河本熊雄（飯塚支）
同 同 保坂孝吉（小倉支）
同 同 山口英三（廣島）
同 同 鈴木一郎（大阪）
同 同 尾立千代吉（松江）
同 同 田北喜（大阪）
同 同 美田正治（札幌）
同 同 平山介夫（富山支）
同 同 鷲見孝藏（秋田）
同 同 柏木幸雄（宇都宮）
同 同 嘗野勘六（浦和支）
同 同 松隈獅郎（三重）
九級 同 後藤信雄（岐阜）
同 同 新宮康平（横濱）
同 同 稻葉有信（札幌）
同 同 竹中貢（高松）
同 同 川波和夫（三重）
四七 同 川崎敏雄（名古屋）

四七 同 北村增男（神戸）
同 同 井戸口邦利（鹿兒島）
七〇 同 島田健吉（小菅）
同 同 保古政英（大阪）
七級 同 牟田作一（東京拘）
同 同 岡本熙（横濱）
六三 同 森田增嘉（岡山）
六〇 同 黑木德治（鹿兒島）
五七 同 山本堯春（千葉）
同 同 佐々木亥三郎（網走）
同 同 中原忍（岡山）
八級 同 菊地角雄（大阪）
同 同 大矢衞（奈良）
五三 同 金澤公一（東京拘）
同 同 四方新太郎（札幌）
七級 同 越智清（川越少）

十二月十四日
勤八 同 猿渡重雄（滋賀）

十月十五日
從七 同 瀧澤五郎（甲府）
正八 同 高橋又兵衞（宮城）
同 同 高橋作三（同 ）
同 同 雪田幸太郎（大舘支）

二月中建國祭委員長後藤文夫氏より左記廣告掲載方依頼あり、會員奮つて應募せられんことを。（編輯部）

建國祭「梅の節句」童謠 懸賞募集

一、趣旨　我々日本國民が遠く建國の古を偲び、健全なる日本精神の發揚に邁進せんとの目的の下に、毎年二月十一日紀元の佳節を以て建國祭の式典や色々の行事が全國盛んに行はれて參りましたが、更に進んで建國祭の家庭化を計り丁度馥郁と咲き誇る梅の清香に因んだ「梅の節句」といふ雅名のもとに、氏神樣に朝詣りし、神棚を淨めて一家揃つて禮拜し、尚、床の間に相應しい掛軸をかけ、神代人形を飾り、赤飯や建國團子を造る等して、この一日を樂しく和やかに心から御祝する樣に勸奬して參りましたので、之が行事を行ふ家庭が年々多くなつて參りました。特に榮譽ある皇紀二千六百年の祝典を明年を控へて居りますこの時こそ「梅の節句」が名實共に重要なる國民年中行事となります樣努力せねばなりません。依つてその一助として「梅の節句」を讃へる童謠を作成し第二の國民たる兒童をして廣く高唱せしめたく、茲に「梅の節句」童謠募集をする次第であります。

二、歌詞の形式　建國祭「梅の節句」を讃へるものにして、口調は自由なれども必ず明朗にして兒童に適切なるものなること、但し章節は五節以内とす。

三、用　紙　半紙大とし、匿名は自由なれど原稿の末尾には必ず現住所、職業、氏名、年齡を附記すること。

四、締切期日　昭和十四年三月三十一日（締切當日迄に到着せるものを以て有効とす）

五、審査發表　昭和十四年七月一日、官報、ラヂオに依り發表す。

六、賞　金　一等　金貳百圓　一名
二等　金壹百圓　一名
三等　金五拾圓　一名
佳作　金拾圓　若干名

七、作　曲　入選歌詞は適宜作曲し、放送局に依頼して隨時發表し普及を計るものとす。

八、審査機關　文部省、日本放送協會、東京音樂學校に委囑したる委員並に建國祭本部選出の委員に依り審査す。

九、送　附　先　東京市四谷區明治神宮外苑建國祭本部童謠募集係宛とし郵送に限る。

十、其　他　入選歌詞は之を改訂することあるべく、又著作權は一切建國祭本部に屬するものとす。應募原稿は之を返還せず。

注　意　應募に就いては一切質問に應ぜず。　以上

建國祭本部

○元支部長の訃

元支部長宮崎德安氏は退職後一時旅順に居住し昨年末東京市豐島區池袋二丁目一〇二一ノ一に居を構へられ居たる處去る二月廿七日逝去せらる

本會は弔意を表する香華を供へたり

關東局告示第六十六號（官報一月二十六日）

大正十五年關東廳告示第百七十八號中左ノ通改正シ昭和十四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年十二月二十九日

滿洲國駐劄特命全權大使　植田謙吉

「關東廳刑務所」を「旅順刑務所一ニ、「關東廳刑務支所」ヲ「大連刑務支所」ニ改ム

大正十五年十月關東廳告示第百七十八號ハ關東監獄及分監ノ名稱並位置ニ關スル件ナリ

訓令通牒（刑政第五十二卷第三號）

司法省行刑局行丙第二四四五號
昭和十三年十二月二十七日

○未決勾留日數通算ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ別紙甲號ノ通問合有之乙號ノ通回答致置候條爲參考及通牒候

（甲號）

沖發第一〇五九號
昭和十三年十一月廿五日

沖繩刑務所長　高橋健

司法省行刑局長　秋山要殿

未決勾留日數通算ニ關スル件

刑事訴訟法第五百五十六條第一項第二號ニ依ル未決勾留通算上左記兩說アリ疑義有之候ニ付何分ノ義折返シ御回示相仰度候

記

假釋放期間中再ヒ罪ヲ犯シ第一審ノ判決ニ不服シ

昭和十三年十月十八日　控訴申立
昭和十三年十月廿七日　假釋放取消ニ依ル殘刑執行
同　年十一月八日　控訴判決（有理由）卽日確定

甲說　既ニ假釋放取消ニ依ル殘刑執行ニ着手シタル以上其日ヨリハ旣決ナルヲ以テ未決勾留日數通算ノ立法精神ヨリシテ其後ノ日數ハ通算スヘキモノニ非ス卽チ控訴申立ノ日ヨリ假釋放取消ノ前日迄ノ日數（九日）ノミヲ法定通算ト解スルヲ相當トス

乙說　甲懲役刑執行中ノモノト雖モ乙事件ニ付勾留狀ヲ發シ之ヲ執行シ得ヘキコトハ法ノ明示セル所ニテ甲懲役刑執行アルト同時ニ乙事件ノ未決勾留ヲモ存續セルヲ以テ控訴申立ノ日ヨリ控訴判決確定ノ前日迄ノ未決勾留日數ノ全部（二十一日）ヲ通算スヘキモノトス（當該檢事モ同樣ノ意見）

（乙號）

矯正図書館

司法省
行刑局行丙第二四四五號
昭和十三年十二月二十七日
司法省行刑局長　秋山　要

沖繩刑務所長　高橋　健殿

未決勾留日數通算ニ關スル件

十一月二十五日發第一〇五九號ヲ以テ標記ノ件照會相成候處右ハ勾留狀ノ存スル限リ乙說ノ通取扱フノ外無之儀ト御了知相成度候

追テ右ハ刑事局長ト協議濟ニ有之尚大正十五年つ(ママ)第十九號同年八月二日大審院第五刑事部決定參考相成度候

司法省
行刑局行甲第一四一九號
昭和十三年十二月十九日

○刑務所ノ位置變更ノ際報告方ノ件

標記ノ件ニ關シテハ大正十三年八月人庶第五六一號ヲ以テ通牒相成候(ママ)共尚事務ノ處理上必要有之候條爾今其ノ變更ノ根據例ヘバ町制ヨリ市制ニ變リタルトキハ右ニ關スル內務省告示等ヲ明カニシテ當局宛速ニ報告相成度候

司法省
行刑局行丙第二一三一號
昭和十三年十二月十二日

○漁撈並水產作業訓練準少年受刑者ノ移送ニ關スル件依命通牒

昭和十一年二月行甲第二一二號訓令ニ依リ移送スベキ少年並準少年受刑者中將來漁撈ヲ以テ生業トナス希望ヲ有スルモノニシテ該作業ニ出役セシムルヲ適當ト認ムル初犯準少年受刑者ハ爾今之ヲ直接小田原少年刑務所ニ移送スルコトニ決定相成候條御了知相成度候

司法省
行刑局行甲第一四三五號
昭和十三年十二月二十四日

○刑務所主要機械類報告方一部改正並ニカード再提出ニ關スル件

昭和七年五月行甲第八四一號通牒ヲ以テ改正致候標記カードニ關シテハ爾後六年餘ヲ經過シ幾多ノ更新廢棄其他ノ異動ニヨル誤記、報告漏等ノ爲本省カード原簿ト各現場ト或ハ代表刑務所ノ夫レト不符合ノモノアルニ鑑ミ且又作業統制區ノ改廢アリシヲ機ニ原簿ノ適正ヲ期シ度昭和十四年一月十日現在ノ機械類ヲ左記ニヨリ二組調製ノ上一組ヲ其所原簿トシ他ヲ本省ヘ一月末日迄ニ提出相煩度尙(ロ)號表ニ限リ更ニ一組ヲ其ノ所屬代表刑務所ヘ送付相成度候

記

一、カード用紙ノ種類ハ昭和七年五月行甲第八四一號通牒ヲ參照スルコト

二、カード用紙ハ豐多摩刑務所ヘ申込ミ保管轉換ヲ受クルコト爾後自所ニ於テ印刷作製セラルヽ所ハB模造四六版一五〇听ノ紙質ヲ使用スルコト

三、今回作製報告ヲナス新規カードニ附スル番號ハ現場調查ヲ容易ナラシムル爲從來ノカード番號ニ符合スルヲ要セス此際報告漏ノナキ樣記入作製スルコト

四、同一號表ノ內ニ同一番號ヲ置カサルコト總テ通番號トスルコト

從來機械ノ種類又ハ業種ノ異ル每ニ第一號ヨリ始メ整理ヲ誤レル向アリ整理上不都合ニ付注意アリタシ

但シ從來番號ノ重複又ハ不符合ノ一因タル作業主管用度主管ニヨル統一連絡上ノ缺陷ヲ除去スル爲用度主管ノモノニ限リ作業主管ノモノト切放シ番號ニ「用」ヲ冠シハ(ママ)四號表用第一號ノ如ク獨立シタル一系統ヲ置クコト

五、前項ニ於ケル機械ノ主管換ヲ生シタル際ハ從來ノ異動ノ場合ト同樣報告ヲ要スルコト

六、在庫ノ機械類ニ就テモ調查漏ナキ樣注意ノコト

七、刑務支所ノ分ハ從來本所ニ於テカードヲ作製シ報告シタルヲ廢シ支所ヨリ直接提出スルコト

八、從來移動報告カ保管轉換ニ於テハ引繼書整理其他ノ場合ニ

於テハ書類形式ノ完結ヲ俟チテ爲サル、カ爲甚シキハ數ケ月ノ後報告セラル、コトアリ其間取扱者ノ更迭其他ノ事故ニヨリ報告漏ヲ釀成シ易キニ鑑ミ現場異動ノ事實ニヨリ其月末ニ於テ一ケ月間ノ異動ヲ定期的ニ毎月末報告スルコト

九、異動ナキ場合ト雖本省整理ノ都合上端書ヲ以テ其旨定期報告ヲナスコト

十、異動ニヨリカードニ缺番ヲ生シタルトキハ整理上錯誤ヲ生シ易キニ付其後ニ於テ缺番ヲ補充セサルコト

十一、昭和七年五月行甲第八四一號通牒第四項カード作製注意(二)(三)及(四)ヲ削ル

十二、同上通牒末尾ニ於ケル注意ノ項ヲ削リ參考ノ欄左記ノ通訂正ス

昭和十三年一月行甲第五二號通牒ニヨリ代表刑務所並ニ其區分ハ左ノ如シ

代表刑務所	區内刑務所
東京管區 府中刑務所	東京拘置所東京控訴院管内刑務所及少年刑務所
大阪〃 大阪〃	大阪控訴院管内刑務所及少年刑務所
名古屋〃 名古屋〃	名古屋拘置所名古屋控訴院管内刑務所及少年刑務所
廣島〃 廣島〃	廣島控訴院管内刑務所及少年刑務所
長崎〃 長崎〃	〃
宮城〃 宮城〃	〃
札幌〃 札幌〃	札幌〃 〃

新刊

刑法研究

法學博士 牧野英一著

本書に收むるものを大別すれば、刑法の解釋方法に關するもの、共犯論の理論的構成に關するもの、犯罪の概念構成における價値的要素に關するものである。卽ち約言すれば、刑法における自由法論の適用、刑政における國家理念の再構成といふことである。之等は相互に重大な關聯を有つ問題であつて、最近學界に於て一樣に新しく論議の中心となれるものである。博士は三十年來四面論難の間に敢然、新しい二十世紀の法律理念の昂揚に努力し續けられつゝあるが、今や最近の國際會議や判例法の動きを機緣に、更に深い思索の成果を披瀝して、本叢書の記念すべき第四十編を飾られた。概念的・觀念的な法律理論や單純な個人主義的法治國家觀に慊らざるものは、何れも來つてこの斯學の泰斗による洗鍊された新しい理論的展開を傾聽せられむことを希むでやまぬ。

東京神田 有斐閣（振替東京三七〇番）

菊判總布裝 總頁五九六 定價四・五〇 送料 二二

牧野英一著 刑法研究

第一卷	定價三・〇〇	送料 一四
第二卷	定價四・〇〇	送料 二〇
第三卷	定價四・三〇	送料 二〇
第四卷	定價三・五〇	送料 二〇
第五卷	定價四・〇〇	送料 二〇
第六卷	定價四・〇〇	送料 二〇
第七卷	定價四・五〇	送料 二二

內容目次

刑法における法規の解釋　罪刑法定主義と最近の二種の國際會議　罪刑法定主義についての新らしき論爭　刑法改正案と共犯の獨立性　團體的共犯論と個人的責任論　談合行爲と詐欺罪の成立　執行猶豫の取消　刑事判例研究　最近の刑事判例法　刑法における客觀主義の再檢討

刑政第52巻第3号
矯正図書館

法學協會雜誌

第五十七卷 第三號
三月一日發行
有斐閣

論說
支那に於ける刑罰體系の變遷(一)……法學博士 仁井田 陞
——特に自由刑の發達——
自動車事故に關するフランスの民事責任法(二)……東京帝國大學助手 野田良之
新刊紹介
中田薰著『法制史論集・第二卷物權法』……東京帝國大學助教授 石井良助
新刊短評
學界消息

民法學雜誌論文の回顧……東京帝國大學助教授 川島武宜
——昭和十三年下半期——
判例研究
民事訴訟法判例批評(一九九)……東京帝國大學名譽教授 加藤正治
行政法判例研究(一一)……東京帝國大學名譽教授 美濃部達吉
刑事判例研究錄(三)……刑事判例研究會
民事法判例研究錄(昭和十三年度・一〇)……民事法判例研究會

法學論叢

昭和十四年三月三日發行
第四十卷第三號
壹冊金五十錢 郵稅貳錢
半年分 金參圓 郵稅共
一年分 金六圓
發行所 京都帝國大學法學會
發賣所 東京 有斐閣

論說・資料
破產制度及破產法の將來……齋藤常三郎
——改正會社法の整理及特別清算に關聯して——
不統一法國に屬する外國人の本國法適用……齋藤武生
抵當權の實行と債務名義……小野木 常
ゴルドシュミットの行政犯理論(二・完)……須貝脩一
羅馬法に於ける時效制度の一斷面……風間鶴壽
批評と紹介
シュウィンゲ『獨逸法律學に於ける非合理主義と全體性的觀察』……佐伯千仞
リヤザノフスキー『元朝に於ける蒙古法支那法』……小早川欣吾
ヴェングラー『國際法優位理論の研究』……田畑茂二郎
判例研究
〔民事法〕賃貸人の所有に屬せざる土地と賃借人の不當利得……石田文次郎
會社と取締役との取引と監査役の承認……大隅健一郎
雜報

正義

○
故池田大審院長追悼
○報告
海南島攻略陸海軍司令官宛祝、謝電
○論說
大日本辯護士道と英米辯護士道とを比較論評し併せて辯護士試補指導の指針に及ぶ……田多井四郎治
民法第三百九十七條論……鈴木於用
權利の性格……山下東太郎
○時評
無任所相問題——司法大臣の遞相兼任——池田大審院長の薨去と兩長官の更迭——海南島の占領
○戰塵紀行
中支の想ひ出……橋本武人
○資料
滿洲國司法部の現勢……澤 誠二
續法曹瑣談……山崎 佐
○判例要旨
○文苑
○雜報
○會報

帝國辯護士會誌
昭和十四年三月號
定價 金五拾錢
郵稅 一錢五厘
東京市麹町區霞ヶ關一ノ一
帝國辯護士會發行
電話二二五五番
銀座四三八〇番
振替口座 東京七二三九〇番

刑政第52巻第3号

矯正図書館

法學新報

第四十九卷第三號
昭和十四年三月

中央大學法學部門機關

破產財團の管理及換價……齊藤常三郎
過失論……教授 岩田 新
英法に於ける現代衡平法の地位……講師 內田 力藏
カール・フォン・サヴイニーの生涯と其の業績……教授 寺田 四郎
刑事判例研究
白地刑法と其の內容たる規範の變更(草野豹一郎)——略取罪と監禁罪の成立(吉田常次郎)
民事判例研究……民事判例研究會
自作農創設資金轉借の斡旋を爲したる者の村長就任と報酬請求權(岩田 新)——登記簿又は競賣申立書に記載なき眞實の所有者と利害關係人(高橋靜一)——委任行爲と商法第二百六十八條の適用(椎津盛一)——所有權移轉請求權保全の假登記と其の抹消登記義務者(梶田年)——賃貸人の所有に屬せざる土地と賃借人の不當利得(岡村玄治)——北海道築港事務所長と國家代表權、船舶の衝突と曳船別一體の原則(森 清)
海外法律事情
獨伊文化協定による兩國の法的協力の將來に就て(中村 武)
新法令
雜報
近着外國雜誌法律論題要目

法曹會雜誌

第十七卷第三號
昭和十四年三月一日發行
定價 金五十錢

司法省構內 法曹會
振替口座 東京一五六七〇

○獨逸刑事判例に現れたる自由心證主義の內容と其の限界(一)……長崎區裁判所判事 原田 早苗
○管轄無き執行裁判所の轉付命令……前大審院部長 前田直之助
○讓渡擔保の概念と其の法律構成(三完)……金澤地方裁判所判事 今村 修三
○法令、判決などの口語化は必然である……陳腐民事地方
○司法權の獨立公正の問題を繞つて(中)……前廣島控訴院檢事長 竹內佐太郎
○名判官物語(四十五)……前司法大臣 小山 松吉
○阿部正弘(その三)……
○世界現狀打破國の動向に就て……外務事務官 仁宮 武夫
○司法大臣「肇國の精神と法律」(三等一席入賞)……村井藤十郎
○懸賞論文
○法曹會決議 ○大審院判例要旨 ○新法令 ○雜報

編輯後記

○本月號は會員各位の絶大な御後援により貴重な原稿が山積して其の取捨選擇に迷ふ位の賑やかさであつた。洵に感謝に堪へない。次第である。その爲めに原稿到着の順位や其の紙數等で止むなく一部を四月號に廻さねばならぬものも生じ、又讀者のペーヂや、刑務所便りも休載しなければならなくなつた。此の點深く御諒恕を希ふ次第である。

○本月號の巻頭に椎名所長の作事務に關する貴い論文を載り得たことは編輯子の最も欣快とする處である。又戸田所長の貴い永い間の體驗に基く行刑縦横觀や、寺光所長の新らしい行刑人の眼で見た少年行刑に於ける先輩諸子の努力の跡を語る論文等、何れも讀者にとつては好き將來の指針となるであらう事を確信する。

○來年度の總豫算が無修正で衆議院を通過した。臨時軍事費を含む百億を超ゆる巨額の豫算が兩院を通過するのも最早や時日の問題の樣に思はれる。行刑では就業費の千二百圓が承認せらるゝ事とならう。作業報國の資金が約束せらるゝのだ。又新らしい希望と努力とでよりよき成績を擧げねばならない。光榮ある義務を吾々は喜んで迎へよう。一千萬圓と云へばツイ二三年前迄は作業收入の希望峰であつた。然るに今日では千二百圓が其の資金であるに過ぎない。事變の波に乘つた好調とは言へ諸外國の作業經營難を併せ考へる時吾々行刑人は幸なる哉と叫ばざるを得ない。

○刑務協會では此の一月から行刑研究會を創設して行刑事業の改良發達を圖るに必要なる事項を調査研究することとなつた。四分科會に分ち各課長が擔當の主査を本省の各課長と各其の委員として刑務所の各課長が各其の在京刑務所から諸問せられた。重要事項を研究審議するのである。第一回の協議會では活潑に各事項に關する意見を行つて居る。第一線の實務家を委員として居るから必ず實際に即した立派な結果を擧げ得るであらうと今から期待せらるゝ次第である。

○司法當局の刑事政策汎論が發行せられて居たが、新刑事政策上に持つ重要性を正しく親切に解明せられ強調せられ等しく欣快に堪へない處であらう。正木學士の刑事政策の種の著書にはこそとの感が深い。刑事政策汎論が發行せられて居たかの感があつた。此の種の著書にはこそとの感が深い。刑事政策汎論が發行せられて居たかの感があつた。此の種の著書にはこそとの感が深い。刑事政策汎論が發行せられて居たかの感があつた。此の種の著書にはこそとの感が深い。

二、二一

Y K 生

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十四年二月二十八日印刷納本
昭和十四年三月一日發行

編輯兼發行人 伊藤忠次郎
東京市葛飾區小菅町一二八四番地
印刷人 大河內恭三郎
東京市葛飾區小菅町一二八四番地
印刷所 刑務協會印刷所
東京市麹町區霞ヶ關一丁目一番地一
發行所 刑務協會
電話銀座二三四四・三八二五番
振替口座東京一五〇五九番

定價 一冊(稅共)金二十五錢 六冊(稅共)金一圓五十錢 十二冊(稅共)金三圓

廣告料 一等一頁金五十圓 二等一頁金四十圓 普通一頁金三十圓

注文は總て前金のこと
御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五九番刑務協會とすること
御注文の際は必ず送付先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御届け下されたし

規定

矯正図書館